

第 2 編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第2 被災者に対する知識	1 避難行動要支援者への支援	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 避難者のプライバシーの確保	
	3 多様な視点から捉えた支援	
第3 防災関係職員への防災教育	1 防災関係職員の責務・資質の育成	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 実施項目	
第4 学術機関との連携		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第5 災害予防に関する普及啓発活動	1 実施時期	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 市・県及び関係機関等における普及活動	
	3 市民自ら行う防災知識の学習	
第6 教育機関における防災教育・訓練	1 教育活動全体を通じた防災教育	責任者：教育次長 担 当：教育総務課、学校教育課、教育研究所
第7 防災上重要な施設の管理者への教育	1 査察等を通じた現場指導	責任者：消防長 担 当：消防本部、消防署
	2 講習会、研究会等の実施	
第8 企業における防災教育・役割		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第10 防災に関する意識調査		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課

第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、市民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを

より一層充実し、その実践を促進する市民活動を展開していくものとする。

このため、市、県及び防災関係機関は、平時から市民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、消防団員・防災士等の協力を得て、防災知識や災害時の対応など普及指導に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図るほか、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明にとどまるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援、並びに住宅の再建支援に関する国、地方自治体、及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。市は、市職員や市民に対して次の事項に関する知識の定着を図るため、啓発活動を実施する。

1 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。避難行動要支援者には高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援が必要である。

特に、高齢者は、災害時に適切な避難行動をとれるよう、日頃より一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要である。このため、市及び県は、防災・減災への取組を実施する防災部門と、高齢者の生活支援を核となり実施している地域包括支援センターやケアマネジャーなどの福祉部門との連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

◎本章第24節「要配慮者支援計画」参照

2 避難者のプライバシーの確保

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。

このため、市は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを市民の知識として定着させる。

3 多様な視点から捉えた支援

避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、すべて一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため市は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなど早期に策定し、これを市民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要であるほか、多様性条例を踏まえ、避難者個々人に対して差別、その他権利利益の侵害がないよう多様な視点からの支援に配慮する。

第3 防災関係職員への防災教育

1 防災関係職員の責務・資質の育成

防災業務に従事する職員は、災害の発生時に対策実行上の主体となって活動しなければならない。

防災関係職員に必要な災害の形態に関する知識として、例えば、台風・大雨などの気象災害、航空機・鉄道・車両などの事故災害、危険物製造施設や貯蔵所等事故による石油・化学薬品等の流出・漏えい及び化学反応などに関する知識がある。

また、これら災害発生時において要求される能力としては、被害情報の収集・処理、被害の拡大予測、二次災害の発生予測、避難情報の発表タイミングなどの予測・判断能力がある。

このため、市、県及び関係機関は職員に対し、これら知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などについて、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）等の知見の活用に努めながら、計画的に実施するものとする。

なお、各種取組を進めるにあたり、市と県が合同で行うなど効果的・効率的な実施に努める。

2 実施項目

（1）現場での実体験

- ア 被災地視察・現地調査
- イ 災害ボランティア活動への積極的な参加
- ウ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成

（2）防災訓練への参加、検証能力の養成

（3）図上訓練への参加、検証能力の養成

（4）防災に関する基礎知識の養成

- ア 市及び県地域防災計画の運用に関する事例と課題
- イ 防災関係法令の運用に関する事例と課題
- ウ 地域における災害史と災害の特徴
- エ 防災一般に関する講習会・研修会等の開催
- オ その他

第4 学術機関との連携

市は県、秋田大学、秋田県立大学、関係機関等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え、広く市民に啓発を図る。

第5 災害予防に関する普及啓発運動

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

1 実施時期

項 目	名 称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月

項 目	名 称	実施期間
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財防火デー	1月26日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
火山災害予防に関するもの	火山防災の日	8月26日
防災一般	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

2 市・県及び関係機関等における普及活動

実施機関	普及方法	備考
市・県	防災意識の普及啓発活動	自主防災アドバイザーの派遣、疑似体験施設・地震体験車の活用等
	市・県地域防災計画の説明・解説	出前講座、研修会などで説明
	災害教訓の収集・整理・保存・伝承	〃
	火山噴火、浸水などの防災マップの作成	〃
	パンフレット・リーフレット等の作成	〃
	ラジオ・テレビ広報	スポットCMなど
学術機関 (大学等)	防災に関する研究成果の報告、市民アンケートの実施等	講演会、地域研修会等の実施
報道機関	新聞、テレビ、ラジオ	自社広報、特別番組など
教育機関 (小・中・高校)	副読本(火山など)、地域の災害史教育、防災マップ	副読本による授業、防災マップの読み方など
各機関共通	インターネット(ホームページ)を活用した情報発信	

※防災知識の普及にあたっては、次の内容を盛り込むよう努める。

- ・避難情報の理解促進
- ・警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動
- ・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識やタイミングを逸しない適切な行動(正常性バイアス等に係る知識を含む。)
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所と避難経路等の確認・様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難

所での行動

- ・広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

3 市民自ら行う防災知識の学習

平時からの取組	1 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 2 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油 3 飼い主による家庭動物の同行避難や指定避難所での飼養についての準備 4 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 5 自主防災組織への積極的な参加 6 避難場所、避難所の徒歩による確認 7 土砂災害警戒区域等、浸水想定区域など、災害危険箇所の確認 8 災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル171等）や、災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い 9 市及び県等が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加 10 災害教訓の伝承
災害発生時の心得	1 テレビ・ラジオ等による災害情報の収集 2 防災行政無線、携帯電話メール等による避難情報及び被害情報の収集 3 「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難 4 その場に応じて最善を尽くす

第6 教育機関における防災教育・訓練

1 教育活動全体を通じた防災教育

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童生徒等の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を実施する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、市及び県は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(1) 市教育委員会の取組

- ア 各種研修会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- イ 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ウ 学校訪問等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- エ 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

(2) 各学校等の取組

- ア 学校防災体制の見直し
危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。
- イ 幼児・児童生徒等に対する教育
各学校等は、幼児・児童生徒等の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ウ 教職員に対する教育
各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

(3) 防災訓練の充実

ア 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員すべての共通理解、さらには児童生徒等の自主性を重視のうえ実施する。

イ 防災訓練は、学校種別・規模等の実情に応じ、毎年3回程度実施する。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、機具、用具などの定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。

また、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

(5) 連絡通報組織の確立

教職員すべての緊急時連絡網等を整備し、災害時における組織活動の円滑化を図る。

警備会社などへの委託警備については当該警備会社と連絡網の整備を図る。

第7 防災上重要な施設の管理者への教育

1 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設等については、定期的に査察を行い、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

2 講習会、研究会等の実施

(1) 防災管理者に対しては、講習会研修会などを通じ、その職責を自覚させる。

(2) 事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

第8 企業における防災教育・役割

企業は、災害時においてその役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。

このため、市及び県は、各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取組の評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

市及び県は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第10 防災に関する意識調査

市民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適時実施する。

第2節 自主防災組織等の育成計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第2 実施範囲	1 市	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 県	
	3 自主防災組織	
	4 事業所等	
第3 消防職団員、退職者との 連携		責任者：総務部長（危機管理監）、 消防長 担 当：防災課、消防本部、消防署、 消防団
第4 地域住民及び事業者の 共同による地区内の防 災活動の推進		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課

第1 計画の方針

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることである。

市民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、市は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等にかかわらず、多様な市民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 実施範囲

1 市

- (1) 災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、集落・自治会の自主防災組織等、市民の自発的な防災組織の結成とその育成・強化に努めるものとする。
- (2) 計画的にリーダー研修会等を開催して、指導能力の向上を図る。
- (3) 市は、自主防災組織の参加を含む防災訓練を実施し、防災技術の向上に努める。
- (4) 補助事業や助成事業等も活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。

2 県

- (1) 市町村が行う自主防災組織の結成活動の推進について、指導・支援に努める。
- (2) 県民参加型の研修会や情報交換会などを開催し、自主防災組織の必要性やリーダーの育

成・支援に努める。

(3) 市町村に対し、自主防災組織などを対象とした研修会等の開催を指導する。

(4) 自主防災組織などへの、自主防災アドバイザーの派遣や、リーダー講習会の開催、活動活性化に向けた取組などを行う。

3 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や市地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

自主防災組織の主な活動項目

平時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び器具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理 4 地域の避難行動要支援者の把握 5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び市・県主催の防災訓練への参加 7 その他
災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 6 その他

4 事業所等

危険物の製造又は貯蔵事業所等においては、自衛防災組織の強化を図る。

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設など多数の市民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

◎本章第26節「企業防災促進計画」参照

第3 消防職団員、退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であり、市は、これらの実績を踏まえ消防職団員及び退職者との連携を図ることが重要である。

第4 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区におけ

る自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認める時は、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 防災訓練計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長(危機管理監)、消防長 担 当：防災課、消防本部
第2 訓練種別	1 実動訓練	責任者：総務部長(危機管理監)、消防長 担 当：防災課、消防本部、全課
	2 図上訓練	
第3 訓練項目		責任者：総務部長(危機管理監)、消防長 担 当：防災課、消防本部、全課
第4 訓練の実施範囲	1 市	責任者：総務部長(危機管理監)、消防長 担 当：防災課、消防本部、全課
	2 県	
	3 防災関係機関	
	4 医療・教育・社会福祉施設、事業所等	
	5 自主防災組織、地域コミュニティ団体等	

第1 計画の方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、市、県、防災関係機関、並びに市民等それぞれがとるべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて、複合災害を想定した図上訓練及び実動訓練の実施に努めるものとする。

防災訓練は、市地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と市民との間における協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施にあたっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢により役割を固定化することが無いようにすることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 訓練種別

1 実動訓練

市、県及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、避難行動要支援者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。

2 図上訓練

市、県及び各防災関係機関等は、地方公共団体及び防災関係機関の各職員、自主防災組織などの地域コミュニティ団体などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

第3 訓練項目

市、県及び各防災関係機関は、次の訓練を計画的に実施する。

災害防ぎょ訓練	1 消防訓練 2 水防訓練 3 海難救助訓練 4 特殊災害防災訓練 （1）火山噴火災害 （2）航空機事故 （3）列車事故 （4）トンネル災害（鉄道・道路） （5）油・薬液等流出事故 （6）危険物爆発事故 （7）その他 5 避難訓練 6 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練 7 必要資材の応急手配訓練 8 大規模停電を想定した訓練 9 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練 10 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練 11 その他
応急復旧訓練	1 鉄道、道路の交通確保 2 復旧資材、人員の緊急輸送 3 決壊堤防の応急処置 4 水道、ガス、電力、通信施設の応急修復 5 石油類等の流出防止等応急修復 6 その他

第4 訓練の実施範囲

1 市

法令又はにかほ市地域防災計画に基づき、防災関係機関、地域住民が一体となって、予想される災害に即応できるような総合的な訓練を、毎年9月頃に実施するほか、5月26日の県民防災の日には県と連携を図りながら、情報の伝達、広報訓練を中心に実施する。

また、地震、風水害等災害が発生したことを想定し、市は、防災関係機関及び地域住民等と有機的に連携し、実効のある個別訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上、市民の防災意識の高揚等を図る。

（1）実施計画

ア 訓練計画表

市で行う訓練はおおむね次表のとおり計画実施する。

イ 訓練実施要綱

訓練の実施にあたっては、その都度具体的な実施要綱を作成し、訓練の効率的実施と成果の向上を図る。

ウ 安全管理

訓練の実施にあたっては、訓練参加者の安全について十分留意するものとし、特に自治会、自主防災組織等が行う訓練については「防火防災訓練災害補償制度」の活用を図る。

にかほ市防災訓練計画表

区 分		実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
個 別 訓 練	消防訓練	消防本部 消防団	火災予防 運動期間 (春・秋)	適宜	実動訓練、必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練		入梅前	適宜	実動訓練
	通信訓練	にかほ市 消防本部 消防団 自主防災組織	県民防災 週間	適宜	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使っての訓練、必要に応じ動員訓練などと並行して実施する。
	動員訓練	にかほ市 消防本部 消防団	県民防災 週間	適宜	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるような訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設の管理者 自主防災組織	防災週間	適宜	被災のおそれのある地域内及び学校、診療所等、保育施設、福祉施設、集会所等の建物内からの避難訓練、必要に応じ消防水防訓練と並行して実施する。
	医療救護・ 応急手当 訓練	消防本部 消防団 自主防火組織	適宜	適宜	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等の訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。
総合防災訓練		にかほ市	適宜	適宜	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的な訓練をする。 他市町村との共同訓練を実施する。
		秋田県	防災週間	13 市持ち 回りで実 施	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる。

(2) 訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には事後評価を行う。

市及び訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、要配慮者に対する支援を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められる、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

(3) 関係機関等が主催する防災訓練への参加

市は、関係機関等が主催する防災訓練に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図るものとする。

(4) 市町村共同による訓練の実施

市は、近隣市町や防災機関、団体、協定締結市町村、企業等と共同で防災訓練を実施し、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係機関との連携を強化する。

(5) その他必要に応じた防災訓練

災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の習熟訓練を事業所や市民が一体となった訓練の実施

など、必要に応じて防災訓練の実施に努めるものとする。

2 県

(1) 災害情報等の受理・伝達訓練

目 的	日本海中部地震で課題が提起された災害情報の受理・伝達に関する訓練
実 施	5月26日「県民防災の日」又はその前後
会 場	災害対策本部室・災害対策本部長室（県庁第二庁舎4階）
参加機関	1 県各部局 2 市町村・消防本部 3 指定地方行政機関 4 自衛隊 5 指定公共機関 6 指定地方公共機関 7 その他
訓練項目	1 初動体制（職員の動員訓練など） 2 災害対策本部の設置・運営（自衛隊に対する災害派遣要請、災害救助法の適用） 3 災害情報の受理・伝達訓練 4 応援要請体制の検証 5 広報など

(2) 総合防災訓練

目 的	防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認を行うとともに、県民の防災意識の高揚を図るための訓練						
実 施 日	1 原則として9月1日「防災の日」又はその前後 2 冬季の場合、県と特別豪雪地帯の市町村が協議のうえ、定める。						
開 催 地	県内市町村（輪番制）						
参加機関	<table border="1"> <tr> <td>県・市町村</td><td> 1 災害対策本部の設置・運営 2 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 3 避難誘導 4 一般避難所、福祉避難所の開設・運営 5 救護所の開設・運営 6 避難行動要支援者の支援 7 備蓄物資の提供・流通備蓄の要請 8 救援物資の受入・配送 9 緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） 10 水防協力団体、自主防災組織の活動、支援 11 ボランティアの派遣要請、受入 12 応急仮設住宅の建設 13 その他 </td></tr> <tr> <td>防災関係機関</td><td> 1 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護（こころのケアなど） 5 ライフライン施設の応急復旧 6 救援物資の輸送 7 その他 </td></tr> <tr> <td>自 衛 隊</td><td> 1 応急復旧活動 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護 5 炊き出し、給食・給水 6 その他 </td></tr> </table>	県・市町村	1 災害対策本部の設置・運営 2 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 3 避難誘導 4 一般避難所、福祉避難所の開設・運営 5 救護所の開設・運営 6 避難行動要支援者の支援 7 備蓄物資の提供・流通備蓄の要請 8 救援物資の受入・配送 9 緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） 10 水防協力団体、自主防災組織の活動、支援 11 ボランティアの派遣要請、受入 12 応急仮設住宅の建設 13 その他	防災関係機関	1 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護（こころのケアなど） 5 ライフライン施設の応急復旧 6 救援物資の輸送 7 その他	自 衛 隊	1 応急復旧活動 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護 5 炊き出し、給食・給水 6 その他
県・市町村	1 災害対策本部の設置・運営 2 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 3 避難誘導 4 一般避難所、福祉避難所の開設・運営 5 救護所の開設・運営 6 避難行動要支援者の支援 7 備蓄物資の提供・流通備蓄の要請 8 救援物資の受入・配送 9 緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） 10 水防協力団体、自主防災組織の活動、支援 11 ボランティアの派遣要請、受入 12 応急仮設住宅の建設 13 その他						
防災関係機関	1 非常用電源設備を用いた通信設備の運用（災害情報の受理・伝達、広報） 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護（こころのケアなど） 5 ライフライン施設の応急復旧 6 救援物資の輸送 7 その他						
自 衛 隊	1 応急復旧活動 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護 5 炊き出し、給食・給水 6 その他						

市 民 ・ 自 主 防 災 組 織 等	1	初期消火
	2	応急救護
	3	炊き出し
	4	避難及び避難誘導
	5	避難行動要支援者の支援
	6	ボランティア活動への参加
	7	情報の収集（インターネットなど）
	8	その他

水防訓練	秋田県水防計画に基づく訓練
各部局が自主的に行う防災訓練	避難訓練など
状況に応じて実施する防災訓練	積雪厳寒期、又は夜間における職員動員訓練など

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた防災業務計画を基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施するうえで円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め計画的に実施する。

4 医療・教育・社会福祉施設、事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、興業場、デパート及びその他消防法（昭和23年法律第186号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づく避難・誘導、消火及び通報などの訓練を計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として市、消防署、並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

5 自主防災組織、地域コミュニティ団体等

自主防災組織及び地域コミュニティ団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における避難行動要支援者の迅速で安全な避難誘導などを確保するため、平時から市、消防本部の指導や防災訓練等を通じこれら機関との連携に対する重要性の認識に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営などとする。

また、市及び県は、市民一人ひとりに対し広報紙、市防災行政無線、テレビ・ラジオ等を通じ訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難などの実践的な体験の場を提供する。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監）、 企画振興部長 担 当：防災課、総務課、総合政策課、連携推進課
第2 情報収集・伝達体制	1 職員の動員	責任者：総務部長（危機管理監）、 企画振興部長
	2 情報収集・伝達体制の整備	担 当：防災課、総務課、総合政策課、連携推進課
第3 情報の共有化		責任者：総務部長（危機管理監）、 企画振興部長 担 当：総務課、総合政策課、連携推進課
第4 非常用電源の確保		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課、財政課
第5 非常通信ルートの活用		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課、財政課
第6 収集した情報の分析整理等		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課

第1 計画の方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、市、県及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施するうえで極めて重要である。

このため、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに、市、県及び防災関係機関は、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器（パソコン・自営無線通信システムなどの端末機等）の操作研修を計画的に実施する。

また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市、県及び関係機関は、それぞれの機関が提供、伝達できる情報について、訓練等を通じ実態を把握するとともに、態勢の強化を図るほか、県及び市町村は、秋田県情報集約配信システムによりＬアラートへ発信する災害関連情報等の多様化や、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第2 情報収集・伝達体制

1 職員の動員

災害が発生した場合には、市は、その所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたる。

2 情報収集・伝達体制の整備

- (1) 様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等や地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、県総合防災情報システム、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、防災あんしんメール、緊急速報メー

ル・エリアメール、防災ラジオ、フェイスブック・X（旧ツイッター）等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。また、市は、市民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

- (2) 市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の情報から防災行政無線等により自動的に市民への災害情報を広報できるシステムを維持管理する。
- (3) 市は、県及び防災関係機関の協力のもとに、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (4) 衛星通信、電子メール等の通信手段の整備などによる民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- (5) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (6) 指定避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所については、統一的な図記号を利用した分かりやすい、誘導標識や案内板等により市民への周知徹底を図る。
- (7) 水防管理者（市長）は、近隣市町と協力し情報伝達施設の整備・改善等に努める。
- (8) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。
- (9) 市は、災害時に安否不明者（行方不明者）及び死者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等と連携のうえ、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- (10) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

加えて、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3 情報の共有化

市、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努めるものとする。

また、市、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。

第4 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがある。

このため、市防災行政無線、インターネット等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておく。

市、県及び関係機関は、災害発生後も市民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム（県総合防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、県河川砂防情報システム、市防災行政無線等）の非常用発電機等の整備に努める。

なお、非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努めるとともに、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとする。

さらに、システムの構築又は機器の更新にあたっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。

【考慮すべきポイント】

- ① 非常用電源を確保すべき時間
- ② 非常用電源（発電機等）の設置高さ、浸水対策
- ③ 保守管理の頻度、更新の考え方等

第5 非常通信ルートの活用

災害時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮するとともに、防災訓練等においては、当該協議会と連携して訓練を実施する。

非常通信ルートは、県から内閣府向け（中央通信ルート）、及び県から市町村向け（地方通信ルート）が設定されている。

中央通信ルートは、通常の消防ルート、地域衛星通信ネットワーク（衛星ルート）の途絶に備え、建設ルート、警察ルート、電力ルートを策定している。

また、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線（衛星通信ネットワーク）の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力ネットワーク株式会社の自営通信網（有無線）経由で構成されている。

第6 収集した情報の分析整理等

市及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新の情報通信関連技術の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、市は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに生かすものとする。

第5節 避難計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第2 市の実施範囲	1 避難指示等発令のための体制の構築	責任者：総務部長（危機管理監）、 市民福祉部長 担 当：防災課、総務課、福祉事務 所福祉課、福祉事務所こ ども家庭センター、福祉事 務所長寿支援課、福祉事務 所地域包括支援センター、 健康推進課、小出診療所、 生活環境課
	2 指定緊急避難場所等に関する事項	
	3 避難情報の判断基準	
	4 発令基準の設定	
	5 避難情報に付する事項	
	6 避難情報の伝達手段	
	7 避難者の優先順位の設定	
	8 要配慮者対策	
	9 避難所以外の場所に滞在する避難者の支援に係る平時からの取組	
	10 避難者の健康管理	
	11 避難所運営体制の整備	
	12 帰宅困難者支援	
	13 多様な視点を取り入れた体制の整備	
第3 県の実施範囲		
第4 関係機関の実施範囲	1 文教関係	
	2 医療関係	
	3 福祉関係	
	4 交通機関関係	
第5 応急仮設住宅・公営住宅 供給計画		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
第6 感染症の自宅療養者の 避難確保		責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課
第7 被災者支援の仕組みの 整備等		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課

第1 計画の方針

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり市民の避難が必要になった時、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏えい事故により、当該漏えい区域住民の避難が必要になったことを想定し、市地域防災計画に避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を定め、これを町内会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、市民への周知

徹底を図るものとする。

特に、避難行動要支援者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努めるものとする。また、電車などの公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、市、県及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努めるものとする。

第2 市の実施範囲

1 避難指示等発令のための体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所等に関する事項

市は、学校、公民館、公園等を対象に、地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

また、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などを踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知を図る。加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、対象とする施設は、必要に応じて県有施設（高等学校等）や民間施設等の活用を図るほか、政令で定める指定基準、過去の災害の状況及び新たな知見等を踏まえ、点検及び見直しを適宜行う。

また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受入れる方策を定めるよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど管理体制を整備しておくものとする。

ア 地震災害対策

地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

イ 津波災害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に

対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

ウ 風水害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

エ 火山災害対策

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

オ 大規模な火事災害対策

木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

◎指定緊急避難場所一覧・・・資料編参照

【留意事項】

市は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮し、必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、必

要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備や電気容量の拡大に努めるものとする。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮に努めるものとする。併せて、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。加えて、停電時において、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

加えて、福祉避難所に受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。また、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

◎指定避難所一覧・・・資料編参照

【留意事項】

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等と調整を図るものとする。

(3) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮に努める。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等の調整を図る。

また、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。加えて、平時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な配慮に努めるものとする。

(4) 避難路

各種災害の特徴を踏まえ、被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備し、指定する。

ア 避難路は、指定緊急避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通ずる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

イ 避難路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動等に応じた適切な構造を有するものとする。

ウ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利施設その他避難者の安全を確保するために必要な施設を配備するものとする。また、道路の占用物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

エ 避難路に防犯街灯の整備を図る。

(5) 指定緊急避難場所等の周知徹底

指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、指定緊急避難場所、避難方法、避難経路等について、市民への周知徹底を図る。

ア 指定避難路、避難場所及び避難所については、統一的な図記号を利用した分かりやすい、誘導標識や案内板等を整備する。

イ 広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知を図る。

ウ 訓練等を通じ、現場の確認を促進する。

(6) 避難伝達体制の確立

ア 避難伝達責任者を指名するとともに自主防災組織を活用して伝達系統を整備する。

イ 伝達手段を整備し、必要な資機材を確保する。

ウ 避難誘導、避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、子ども等、要配慮者に配慮する。

(7) 指定緊急避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、指定緊急避難場所等の環境整備を図る。

ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄

イ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備

ウ 冷房器具等の整備

エ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

オ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備

(8) 避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

ア 市民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ 仮設トイレ及び入浴施設など、最低限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

3 避難情報の判断基準

市長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な市民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知をする。

なお、国では、高齢者等の避難の実行性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正

し、令和3年5月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害発生情報→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、市は確実に市民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずる。

さらに、避難に関する情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（1）高齢者等避難

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外を含めた普段の行動の見合わせや、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。

なお、避難指示及び緊急安全確保を発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

（2）避難指示

「避難指示」は、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を促すために通知する。

（3）緊急安全確保

避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

（4）避難指示等の解除

避難等の必要がなくなった時、避難指示等の解除を通知する。

4 発令基準の設定

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について市民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

5 避難情報に付する事項

- （1）避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
- （2）避難対象地域、又は地区の範囲
- （3）避難開始・解除時刻
- （4）避難誘導、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の指定など

6 避難情報の伝達手段

市は、市防災行政無線、防災あんしんメール、緊急速報メール・エリアメール、広報車、警察、消防職員、自主防災組織や地域コミュニティ団体などの連絡責任者など、避難情報の伝達体制の整備に努める。

また、消防職員等の巡回による伝達の場合は、市民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

7 避難者の優先順位の設定

避難の順位は要配慮者を優先するが、市は避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

8 要配慮者対策

◎本章第24節「要配慮者支援計画」参照

(1) 要配慮者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。

(2) 市は、避難支援時や指定避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、要配慮者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の状況把握の促進に努める。

(3) 要配慮者の避難所生活を支援するため、福祉避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

この場合、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員・児童委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活をともにする市民との相互扶助の体制づくりに努める。

(4) 社会福祉施設の管理者は、市及び関係機関と連携のうえ、災害予防や初動対応を適切に実施するため、平時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて町内会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。加えて、非常用電源の整備と最低3日間の事業継続が可能となるよう、稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

(5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。

(6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

9 避難所以外の場所に滞在する避難者の支援に係る平時からの取組

(1) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

(2) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらか

じめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

10 避難者の健康管理

市は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施するものとする。

11 避難所運営体制の整備

(1) 避難所運営組織の設置

市は、指定避難所の開設・運営にあたって、避難者の支援活動を円滑に行うため、平時から指定避難所ごとに運営体制の整備を進める。

避難所運営体制は、市職員、施設管理者、各指定避難所に主に避難する自主防災組織等で構成し、避難所開設・運営マニュアルの作成や避難所運営訓練等を実施する。また、構成員については、女性の参画促進に努める。

(2) 避難所の開設・運営マニュアルの作成

市長は、避難所ごとに、次の項目等から構成される「避難所の開設・運営マニュアル」、並びに「福祉避難所の開設・運営マニュアル」を作成する。「避難所の開設・運営マニュアル」は、避難所運営組織が中心となって作成するものとし、地域を構成する女性や要配慮者等多様な主体の意見を聞き、協議するものとする。

また、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

なお、マニュアルの作成にあたっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況、都市化の程度等を勘案し、おおむね次の項目を参考に作成に努める。

「避難所」の開設・運営マニュアルの構成例

区分	主な項目等	備考
対象とする避難者	1 災害によって現に被害を受けた者 2 災害によって被害を受けるおそれがある者 3 在宅被災者	
平時に行う避難所対策	1 指定避難所の指定（市町村地域防災計画） 2 指定避難所の周知（避難ルートの検証） 3 指定避難所の設置期間 4 指定避難所の耐震診断・補強（震災対策） 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 収用可能人員の把握 9 指定避難所管理者との協議・覚書の締結（学校施設等） 10 災害救助法適用時における想定業務 11 支援物資の保管 12 調整役、責任者の決定・確保 13 その他	
避難情報の伝達基準	1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保	
避難誘導	要配慮者等に対する避難誘導対策	
避難者の行動想定	1 発災直後の行動想定 2 災害種別による行動想定	

区分	主な項目等	備考
避難所の設置・運営	1 床面積の割り当て 2 避難所運営委員会の設置 3 情報管理（安否情報等） 4 水・食料、生活物資の支給 5 保健・衛生管理 6 プライバシーの確保、防犯対策 7 被災者支援制度の運用（仮設住宅・資金貸付等） 8 要配慮者・女性対策 9 その他	
災害ボランティア	災害ボランティアの受入等	
その他	必要のある事項	

「福祉避難所」の開設・運営マニュアルの構成例

区 分	主な項目等	備考
対象とする避難者	1 要配慮者 2 要配慮者の家族、介護人等 3 要配慮者に準ずる者	
平時に行う避難所対策	1 指定避難所の指定（市町村地域防災計画） 2 指定避難所の周知（避難ルートの検証） 3 指定避難所の設置期間 4 指定避難所の耐震診断・補強（震災対策） 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 指定避難所管理者との協議・覚書の締結（社会福祉施設等） 9 災害救助法適用時における想定業務 10 支援物資の保管 11 その他	
避難情報の伝達基準	1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保	
避難誘導	要配慮者・女性に対する避難誘導対策	
災害ボランティア	災害ボランティアの受入等	
その他	必要のある事項	

12 帰宅困難者支援

市は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努めるものとする。

帰宅困難者は地域住民と同じ避難所に避難するものとし、市は、帰宅困難者への物資や情報提供、帰宅支援等の体制整備に努める。

13 多様な視点を取り入れた体制の整備

男女共同担当部局は、平時及び災害時における役割について、防災担当部局及び県と調整のうえ、明確化しておくよう努めるものとする。また、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、あらかじめ、その体制の調整に努めるものとする。

さらに、多様性条例に基づき、地域の防災活動の推進拠点における差別等がないよう、同様に明確化及び連絡調整に係る体制整備に努めるものとする。

第3 県の実施範囲

- 1 市町村地域防災計画で避難所に指定された県有施設の浸水・不燃対策等を促進する。
- 2 避難情報の判断・伝達マニュアルを作成し市町村に示すほか、市町村に対し発令基準の設定に必要な情報を提供する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するほか、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。
- 3 複数の市町村にまたがる避難については、避難所の相互利用について指導・調整をする。
- 4 県の社会福祉施設、県立学校、その他の県立施設の避難体制の点検を行う。
- 5 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の点検・指導を行う。
- 6 土砂災害警戒区域などの避難警戒基準に関する資料を関係市町村に提供する。
- 7 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所のバリアフリー化や男女のニーズの違いに配慮した対応など避難収容施設の設備改善に努めるとともに、食事及び生活関連物資の配分等については、要配慮者の視点に沿った対応に努める。

この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員・児童委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活をともにする市民との相互扶助の体制づくりに努める。

- 8 「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報する。また、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる施設を、市町村が確保できるよう、民間事業者に対して協力を求める。
- 9 国や県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報の提供にあたり、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベル相当情報と併せて提供するなど、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。
- 10 県は、女性の視点に立った災害対応の重要性を踏まえ、秋田県男女共同参画センターの指定管理者と協議し、災害時には、被災者の中でも特に女性被災者のための相談窓口を同センター内に設置するものとする。

また、多様性条例に基づき、災害時において差別等を感じる市民からの相談に対応するものとする。

第4 関係機関の実施範囲

1 文教関係

市及び市教育委員会は、学校及び幼児教育施設ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、幼児・児童生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

2 医療関係

医療機関は、入院患者並びに外来患者の避難及び避難誘導、並びに他の安全な施設への入院患者の移送についてあらかじめ定めておくものとする。

◎本章第23節「医療救護計画」参照

3 福祉関係

福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等についてあらかじめ定めておくものとする。

◎本章第24節「要配慮者支援計画」参照

4 交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第5 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

市及び県は、大規模災害発生時における市民の長期避難を想定し、平時において応急仮設住宅の建築等に関する次の事項について、連絡体制等を整備するものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- 2 建設に必要な資機材の調達先・供給体制
- 3 入居の選考基準・手続き等
- 4 借上可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
- 5 公営住宅の空き家の把握

第6 感染症の自宅療養者の避難確保

県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平時から、市防災担当部局との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、併せて、市防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努めるものとする。

第7 被災者支援の仕組みの整備等

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第6節 広域防災拠点整備計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監）、 消防長 担 当：防災課、消防本部
第2 市における防災拠点の 整備等	1 地域防災拠点施設の整備	責任者：総務部長（危機管理監）、 消防長 担 当：防災課、消防本部
	2 ベースキャンプの整備等	
	3 二次物資集積拠点の整備等	

広域防災拠点（中央地域）

施設名称	機能	ヘリポートの有無	備考
飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ		
県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ		
県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点		
秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有	
由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ		
由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点		

◎施設の所在地及び面積等・・・・資料編参照

第1 計画の方針

大規模災害時には、市外からの広域応援部隊や救援物資等を、大きな被害のない地域に集結・集積させ、被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。

市は、このような市内における広域応援活動の拠点となる施設（防災拠点）について、その所有者等と協議のうえであらかじめ指定し、整備を進める。

第2 市における防災拠点の整備等

1 地域防災拠点施設の整備

市は、地域の状況に応じて、防災活動の拠点としての機能を果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設、その他地域防災拠点施設にふさわしい施設等の積極的な整備に努める。

2 ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災市町村内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、市は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等と併せて、市地域防災計画に定める。

3 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各指定避難所に直接輸送される場合のほか、市内の指定避難所が多数ある場合は、市においても、救援物資の受入、仕分け、保管及

び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設（以下、本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、市は、救援物資の集積場所となる施設をあらかじめ指定し、その運用方法等と併せて、市地域防災計画に定める。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

第7節 備蓄計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第2 計画の前提とする想定地震		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第3 備蓄に関する役割分担		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第4 市と県との共同備蓄品目		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第5 市と県の備蓄目標量		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第6 市民の備蓄に関する意識の高揚		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第7 流通備蓄等の体制整備		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第8 備蓄倉庫の設置	1 市	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 県	
第9 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備		第9 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

第1 計画の方針

市及び県は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うことに配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。

第2 計画の前提とする想定地震

備蓄計画は、市と県の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。

- ・想定地震：北由利断層（M=7.3）
※発生確率は 100 年以内に 6 %以下と評価
- ・発災時期：冬の 18 時
- ・避難者数：2,922 人（にかほ市における発災から 1 日後の避難所への避難者）

第3 備蓄に関する役割分担

発災から 3 日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（市と県の共同

備蓄や他機関からの支援)の役割分担を、次のとおりとする。

【公助】 7 / 10		【自助・共助】 3 / 10
1 / 3	2 / 3	
市と県の共同備蓄 682 人	流通備蓄等 1,363 人分	家庭や地域の備え 877 人分

第4 市と県との共同備蓄品目

市及び県は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない品目を「共同備蓄品目」と定め、これらを備蓄する。また、過去の災害等を踏まえ、共同備蓄品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

第5 市と県の備蓄目標量

共同備蓄品目について県と市町村が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から下表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとしている。なお、にかほ市は、当該1/2を人口に応じて按分した量と、地震被害想定調査における市の最大避難者数等を考慮し、備蓄目標量を設定し、現在これらを備蓄している。

区分	品目	県と市町村が 最低限備蓄すべき量	にかほ市が最低限 備蓄すべき量
食料品等	主食（アルファ化米・パン等）	242,700 食	3,083 食
	主食（お粥など）	46,800 食	595 食
	飲料水	292,400 L	3,714 L
	粉ミルク	82,400 g	1,047 g
	ほ乳瓶	220 本	3 本
防寒用品	毛布	65,000 枚	826 枚
	石油ストーブ	660 台	9 台
衛生用品	トイレ	467,700 回分	5,940 回分
	トイレトペーパー	14,700 巻	187 巻
	紙おむつ（大人用）	13,700 枚	174 枚
	紙おむつ（子ども用）	9,800 枚	125 枚
	生理用品	24,400 枚	310 枚
発電・照明機材	自家発電機	330 台	5 台
	投光器	660 台	9 台
	コードリール	660 台	9 台
	燃料タンク	990 台	13 台
その他	タオル	65,000 枚	826 枚
	給水袋	6,500 枚	83 枚
	医薬品セット	330 個	5 個

第6 市民の備蓄に関する意識の高揚

市は、各家庭における「最低3日分、推奨7日分」の食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、自主防災組織・事業所等における備蓄や資機材整備など、市民の備蓄に関する意識高揚を図るとともに、市民意識調査等により定期的にその実態の把握に努める。

第7 流通備蓄等の体制整備

市及び県は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制整備に努める。加えて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認する。

なお、民間事業者等からの支援物資の円滑な受入等の体制整備については、本章第6節「広域防災拠点整備計画」に定めるところによる。

◎県と他の自治体や民間事業者との災害協定の締結状況・・・・・・第2編第2章第2節「広域応援計画」参照

第8 備蓄倉庫の設置

1 市

市は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、学校や公民館など、指定避難所となる施設に備蓄するよう努める。

2 県

県は、市町村からの備蓄品の提供要請に速やかに対応できるよう、各地域振興局管内に備蓄倉庫を設置するよう努める。

第9 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

第8節 通信・放送施設災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第2 市における通信設備の 整備	1 防災行政無線施設	責任者：総務部長（危機管理監）、 消防長 担 当：防災課、消防本部
	2 消防・救急無線施設	
	3 その他（民間無線）	
第3 県における通信設備の 整備	1 秋田県総合防災情報システム	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第4 操作方法の習熟		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上極めて重要である。

このため、市は災害から通信及び放送施設を防護するために必要な対策を実施するとともに、通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。

さらに、関係機関における相互連絡、並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワークする通信システムの整備が必要である。

加えて、市、県及び電気通信事業者は、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

第2 市における通信設備の整備

1 防災行政無線施設

（1）現況防災行政用無線施設

市の防災行政無線施設の現況は次のとおりである。

防災行政無線施設の現況

無線局	区分	箇所数・台数
固定系無線設備（防災行政情報伝達システム）	親局システム	1
	主操作PC（消防本部含む）	4
	屋外受信設備	124
	戸別受信機（タブレット型含む）	147
移動系無線局	基地局無線設備（登録局）	1
	半固定無線設備（各庁舎等）	8
	車載無線機（登録局）	4
	携帯無線機（登録局）	52
	I P 無線機（携帯、ハイブリッド型）	4

(2) 対策

- ア 設備の正常な機能維持を確保するため「無線局管理運用規程」に基づき、保守点検に努める。
- イ 防災行政無線施設に設置した非常用電源について、定期的に点検・整備を行うとともに、操作方法に習熟する。
- ウ 携帯移動局については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態に維持する。

2 消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

3 その他（民間無線）

民間無線の活用を図るため、タクシー、企業等災害時の情報収集の協力体制の構築に努める。

第3 県における通信設備の整備

1 秋田県総合防災情報システム

秋田県総合防災情報システムは、県本庁と県出先機関、県内市町村、防災関係機関等の機関を光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の2ルートで構成されており、このうち、衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。

第4 操作方法の習熟

市は、定期的な研修会や訓練等を実施し、情報通信機器やシステムの操作方法の習熟を徹底するものとする。

第9節 水害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：農林水産建設部長、総務部長（危機管理監） 担 当：建設課、防災課
第2 河川の概況	1 現況	責任者：農林水産建設部長、消防長 担 当：建設課、消防本部、消防署
	2 対策	
第3 浸水想定区域等	1 洪水浸水想定区域	責任者：農林水産建設部長、総務部長（危機管理監） 担 当：建設課、防災課
	2 高潮浸水想定区域	
第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第5 河川の維持管理	1 河道の流下能力の維持管理	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 護岸・堤防等河川管理施設の維持管理	
第6 洪水・高潮ハザードマップの作成等		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第7 発令基準の設定等	1 洪水等に対する発令基準	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 高潮に対する発令基準	
第8 避難計画の策定	1 避難情報の発表基準	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 避難情報の伝達手段	
	3 避難路・避難場所及び避難所の周知	
	4 避難所の開設・運営マニュアルの見直し	
第9 孤立地区（集落等）の防止	1 孤立予想地区又は集落	責任者：総務部長（危機管理監）、農林水産建設部長 担 当：防災課、建設課
	2 迂回路等の整備	
	3 衛星携帯電話などの通信手段	
	4 生活必需品の備蓄	
	5 その他必要のある対策	
第10 避難行動要支援者の避難支援		責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
第11 訓練の実施		責任者：総務部長（危機管理監）、農林水産建設部長、消防長 担 当：防災課、建設課、消防本部、全課
第12 農業用ため池の対策		責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課

第1 計画の方針

秋田県における洪水又は高潮による災害を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減するため、県及び県関係出先機関並びに水防管理団体（市町村）の水防に関する業務分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑化を図る。

さらに、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。水防管理者は、平時より水防活動の体制整備を行い、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。知事が指定した河川及び海岸について水防警報の発令を始め、洪水により重大な損害を生ずるおそれのある河川を気象庁長官と協議のうえ指定し、共同で洪水予報を行う。

また、洪水により相当な被害を生ずるものとして指定した河川（水位情報周知河川）について、氾濫危険水位を定め、水位情報を通知するほか、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

さらに、国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるとともに、県は、緊急の際における立退き指示、あるいは水防に要する資機材の融通などを通じ、市が行う水防活動に必要な支援措置を図るものとする。加えて、市及び県は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの情報を提供するほか、災害時にとるべき行動についての普及啓発に努めるものとする。

また、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」「県大規模氾濫減災協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

加えて、市及び県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討し、特に豪雨や洪水のリスクの評価にあたっては、浸水深や発生頻度等を踏まえるよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するように努めるものとする。

あわせて、市及び県は、河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努める。

第2 河川の概況

1 現況

本市を流れる主な河川は、奈曽川水系、白雪川水系、大沢川、象潟川、赤石川、清水川、川袋川となっている。また、本市の河川は鳥海山に源を発して流下し日本海へ注いでいる。

奈曽川、白雪川水系は、県内でも有数の急流河川で土石の流出が多く、河床を高め、狭く部も多い。現在河川改修、改良事業等治水事業が実施されている。

令和6年7月の大雨災害では、琴浦川・阿部堂川が氾濫し、周辺世帯に甚大な被害をもたらしたことから、各河川の地形・特性等を改めて確認し、危険箇所の点検・改修整備や砂防、河川改修等の事業を計画的に推進する必要がある。

2 対策

(1) 改修工事の早期実施

緊急度の高い河川については早い時期に改修工事を着工できるよう努める。

また、市街地における浸水の危険のある地域については、下排水路、下水道の整備等、総合的被害防止対策を図る。

(2) 水防用資機材の整備

防災倉庫、水防倉庫に必要な資機材を備蓄する。

(3) パトロール等の実施

河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊を防止するため水防計画に基づき、パトロール等を実施し安全管理に努める。

(4) 治水対策の推進

ダム事業等の治水対策を推進し、災害の防止と河川の保護を図る。

(5) 集中降雨対策

短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

(6) 宅地開発の雨水対策

宅地開発指導要綱等に基づき雨水対策を講じる。

(7) 市民への周知

水防危険区域等危険箇所の市民への周知を図り、迅速な避難体制がとれるように平時から広報に努める。

(8) 防災従事者の安全確保

水防活動にあたっては、防災従事者の安全確保に配慮し、活動体制を整備する。

第3 浸水想定区域等

1 洪水浸水想定区域

知事は、水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表し関係市町村長に通知する。

また、市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

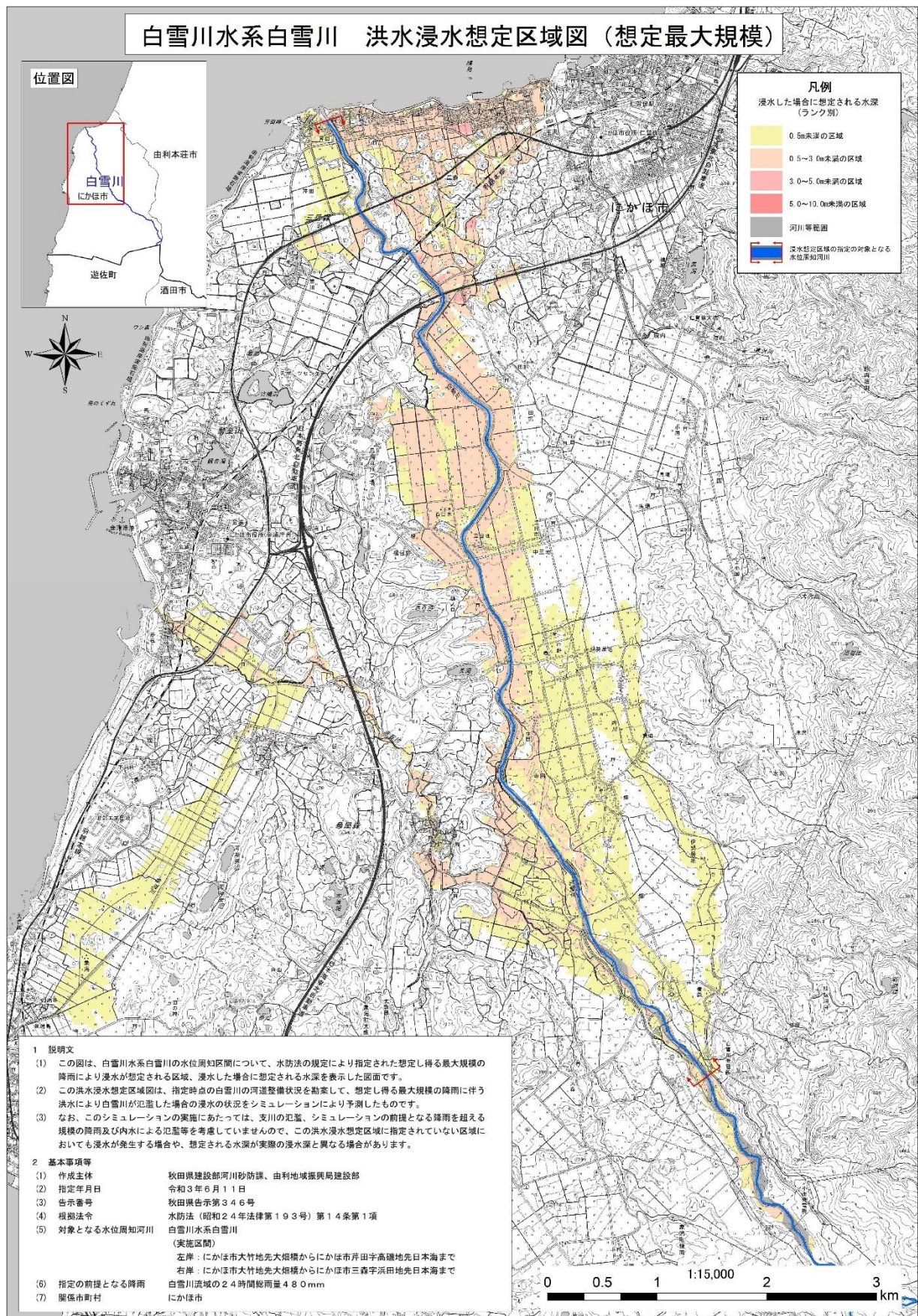
県管理河川における洪水想定区域の公表（にかほ市内）

水系名	河川名	指定公表年月日
白雪川水系	白雪川	令和3年6月11日

2 高潮浸水想定区域

知事は、水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村長に通知するものとされているが、現在秋田県内には水位周知海岸はない。

白雪川水系白雪川 洪水浸水想定区域図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 2.HF 142
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所及び避難経路に関する事項
- 3 洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項
- 4 その他洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 5 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - （1）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - （2）要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
 - （3）大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があつた施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。

また、市は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第5 河川の維持管理

河川管理者は、河川整備計画等に基づき、次の維持管理を行うものとする。

1 河道の流下能力の維持管理

出水後の土砂堆積の状況や、倒木・流木などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合は対策を講じるものとする。その際、瀬や淵の保全や再生など、現況の河川環境の保全に配慮する。また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採するものとする。

2 護岸・堤防等河川管理施設の維持管理

堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕の工事を行うとともに、出水時の河床洗掘などにより、機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講じるものとする。また、堤防法面に植生が繁茂し、巡視や点検などに支障を及ぼさないよう、必要に応じて除草を行うほか、許可工作物については、河川管理上の支障にならないよう、施設管理者に対して適切に指導していくものとする。

第6 洪水・高潮ハザードマップの作成等

市長は、市地域防災計画において定められた上記第4、1～5に掲げる事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については

「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の理解を促進する。

第7 発令基準の設定等

1 洪水等に対する発令基準

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、水位周知下水道については、雨量情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、市に対し、これらの基準や範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

2 高潮に対する発令基準

市は、高潮災害に対する市民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

第8 避難計画の策定

1 避難情報の発表基準

市長は、洪水・高潮ハザードマップに基づく高齢者等避難、避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを市地域防災計画に定めるものとする。

2 避難情報の伝達手段

市長は、避難情報の伝達手段として、市防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

3 避難路・避難場所及び避難所の周知

市長は、想定される洪水又は高潮の被害を受けない避難路、避難場所及び避難所（民間の宿泊施設を含む。）を市地域防災計画に定め、これらを洪水・高潮ハザードマップに掲載する。

また、市民説明会の実施、広報「にかほ」への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかりやすい誘導標識や案内板などを設置し、市民に対する周知徹底を図る。

4 避難所の開設・運営マニュアルの見直し

市長は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営のため作成した、避難所開設・運営マニュアルに基づき、住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

第9 孤立地区（集落等）の防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するため、次の対策を行うものとする。

1 孤立予想地区又は集落

市は、迂回路のない地域について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造、地形条件から、土砂災害や津波の浸水被害に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地区又は集落の事前把握に努める。

2 迂回路等の整備

市は、孤立が予想される地区へのアクセス道路や迂回路等の整備に努めるとともに、孤立地区が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段が迅速に確保できるよう努める。

3 衛星携帯電話などの通信手段

市は、一般電話施設の被災による通信サービスの途絶を想定し、他の通信手段の整備等を行い、孤立が予想される地区に衛星携帯電話を配備するなど、通信の確保対策に努める。

4 生活必需品の備蓄

市は、想定孤立集落又は地区に区切り、それぞれのブロックごとに、最低限人数×3日分の食料と生活必需品の備蓄に努める。

5 その他必要のある対策

市は、停電の長期化に備え、孤立が予想される地区における自家発電機の整備や燃料の備蓄について検討する。

第10 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・管理に努める。

第11 訓練の実施

市及び県は、市職員、医療機関、町内会・自主防災組織などの地域コミュニティ団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、並びに必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる避難体制の整備を図るものとする。

第12 農業用ため池の対策

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。

台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の低下や下流

域の市民・住家等に大きな被害が予想されるため、平成30年度から令和元年度に新たな基準で再選定された防災重点農業用ため池を中心に、以下の対策を実施する。

- 1 市及び県は、地震や豪雨による破損等で決壊した場合に、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップを作成し、地域住民への周知を行うとともに、その浸水区域にある家屋や公共施設等について、耐震化や統廃合などを推進する。
- 2 防災重点農業用ため池のうち決壊した場合に下流への影響度が高いと判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- 3 施設の管理者は定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。
- 4 老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・補修に努める。

防災重点農業用ため池箇所数（にかほ市内）

ため池 総数（箇所）	防災重点農業用ため池（箇所）	備考
74	44	

※防災重点農業用ため池の選定基準

- 1 ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- 2 ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量1000m³以上のもの
- 3 ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5000m³以上のもの
- 4 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

第10節 海岸保全、漁港施設災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課、建設課
第2 海岸保全施設	1 整備概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課、建設課
	2 対策事業	
第3 漁港施設	1 整備概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
	2 漁港の分類	
	3 市内の指定漁港	
	4 漁港整備事業の推進	

第1 計画の方針

波浪などによる侵食から海岸、港湾施設及び漁港施設の防護対策を実施する。

市は、津波、高潮及び波浪等による浸水被害の防止・軽減対策として防波堤の整備、消波ブロックの設置等による護岸施設の整備・強化を国及び県に要請していく。また、港湾、漁港施設の被災防止措置と海岸の保全管理の強化に努める。

第2 海岸保全施設

1 整備概況

本市の海岸線は日本海に面し、砂浜及び岩場の海岸となっている。このため、砂浜海岸では、冬季風浪等により年々浸食されるため、逐次海岸保全施設の整備を進めている。

また、その整備状況は、消波ブロックの整備はほぼ整い、現在は老朽化した防波堤の改良が年次的に図られている。

2 対策事業

海岸保全施設を整備し、浸食及び高潮から海岸を保護するため、秋田沿岸海岸保全基本計画に基づき、水産庁所管の海岸保全事業が平沢漁港海岸及び象潟漁港海岸で進められている。

第3 漁港施設

1 整備概況

県内には22の指定漁港があり、秋田県が漁港漁場整備長期計画等により整備を進め、現在は、流通・生産拠点漁港〔岩館・八森、椿（船川港）、金浦〕を中心に整備を進めている。

なお、本市にある県南部地域の防災拠点漁港である金浦漁港においては、耐震強化岸壁を整備しており、引き続き各漁港施設の耐震化を進めている。

2 漁港の分類

漁船の利用範囲により漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第5条に基づき分類される。

3 市内の指定漁港

(令和5年4月現在)

種別	管理者	指定漁港	所在地	指定数
第1種	市	小砂川	にかほ市	1
第2種	県	平沢、金浦、象潟	にかほ市	3
計				4

4 漁港整備事業の推進

- (1) 県は、漁港漁場整備長期計画（第5次：令和4年～令和8年）に基づき、漁港施設の機能を維持し、新たな想定地震に対応した施設の強化を含めた漁港施設の老朽化対策を促進する。
- (2) 漁港背後集落において、市は、県の支援のもと、背後漁村集落のハザードマップの作成を行う。
- (3) 市は県の事業に協力し、漁港施設の安全性の向上に努める。

第11節 火災予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、消防署、防災課
第2 一般火災の予防	1 市の実施範囲	責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、消防署、防災課
	2 市消防本部の実施範囲	
	3 県の実施範囲	
第3 林野火災の予防	1 山火事防止対策協議会	責任者：消防長、農林水産建設部長 担 当：消防本部、消防署、農林水産課
	2 広報・啓発の充実	
	3 巡視員の配置	
	4 火入れに対する許可	
	5 空中消火体制の整備	
	6 広域応援消防体制の整備	
	7 訓練の実施	
	8 消防機材の整備	
	9 林野火災予防設備の整備	

第1 計画の方針

火災は最も身近な災害であり多くの市民が火災現場の惨状を目にしている。しかし、いったん火災が発生すると尊い人命と財産を一瞬にして失うとともに、強風や乾燥などの気象条件下によっては、火災旋風の発生が予測され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。

このため、市、県及び消防機関等は、火災発生未然防止と延焼被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

第2 一般火災の予防

1 市の実施範囲

市は、消防力の充実強化、自主防災組織の組織化の推進、並びに市民への防火思想の普及を図り、これを火災の未然防止に生かす。

(1) 火災警報等の発令

市長は、知事から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合は遅滞なく火災警報等を発令する。

火災警報等発令の基準

区 分	基 準	周知の方法及び対策
火災気象通報	(1) 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みの時。 (2) 実効湿度 70%以下で、平均風速 8m/s 以上の見込みの時。 (3) 平均風速 10m/s の時。	(1) 広報車及び防災行政無線等による市民への周知 (2) 地域内のパトロール
火災警報	(1) 実効湿度 60%以下で最低湿度 35%を下り最大風速が 15m/s を超える見込みの時。 (2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みの時。 (3) 前各号に準ずる気象条件で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められる場合。	(1) 広報車及び防災行政無線等による市民への周知 (2) 地域内のパトロール

(2) 火災予防条例等の周知徹底

消防機関と連携し、市民に対し火災予防条例等火災予防に関する規制の普及徹底を図る。

また、火災予防条例によりすべての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務付けられているため、所有者等に対する周知、指導等の徹底を図る。

(3) 消防団の強化

消防団員の充足、消防施設及び資機材を整備し消防力の強化に努める。また、定期的に機械器具の点検を行う。

防火水槽などの消防水利の計画的な整備に努める。

(4) 市民及び自主防災組織等の火災予防体制の充実強化

ア 自主防災組織では消火器具等の設置を推進し、火災予防体制の充実強化を図る。

イ 家庭には消火器具の設置について指導し、初期消火体制の充実を図る。

ウ 家庭における「住宅用火災警報器」の設置促進を図る。

2 市消防本部の実施範囲

消防機関が迅速かつ効果的に対処できるように、にかほ市消防本部消防計画に基づき、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期す。

(1) 消防力の強化

「消防力の基準」に適合するように、消防施設、設備及び人員体制の充実を図るとともに、装備等の近代化を推進する。

(2) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要ことから、「消防防災関係機関連絡会」を開催し、初動時の連携体制の具体的調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修を実施して強化を図るとともに、防災訓練の実施により、平時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い発災時に一体の活動ができる体制を構築する。

(3) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模災害発災時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する災害発生時の火気の取扱、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 予防消防の充実

消防法第8条に規定する事業所防火対象物の権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条及び第16条の5の予防査察を計画的に実施し、災害時において人命に危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

(4) 予防査察

ア 定期査察

署長の年間計画に基づき計画的に実施する。

イ 通常査察

署長が年間を通じて必要に応じて随時実施する。

ウ 特別査察

消防庁が必要と認めた時、その指示により実施する。

3 県の実施範囲

(1) 消防力の強化

市町村等における消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材の整備拡充を指導する。

(2) 消防職員及び団員に対する教育訓練

火災予防及び防災に関する教育訓練を実施し、知識及び技術の向上を図る。

(3) 防火管理者制度の徹底

市町村等と協力し、学校、病院、工場、旅館、興業所、文化財等防火対象物における防火管理者制度を徹底させる。

(4) 防火思想の普及

市町村等及び関係機関・団体と協力し、市民に対する防火思想の普及徹底を図る。

(5) 市街地等級化の促進

消防的見地から市街地を調査して都市の等級を決定し、不燃化等の強化について指導する。

第3 林野火災の予防

市域の62%を占める林野は、古くから木材その他の林産物の供給、大雨等の災害からの県土の保全、自然景観、健康保養の場として県民生活への貢献度は大きい。

また、林野火災による焼失の回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。このため、市、国、県及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

1 山火事防止対策協議会

各地域振興局農林部単位で連絡協議会を開催し、山火事の予防と消火体制等を協議する。

2 広報・啓発の充実

山火事の多発期において重点的な広報宣伝を行い、山火事予防に関する普及啓発を図る。

(1) 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

(2) ポスター・表示板等の設置

(3) 学校教育を通じての山火事予防に関する普及啓発

(4) 報道機関を通じての啓発宣伝

3 巡視員の配置

入林者に対する火気取扱指導、火災の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、巡視

員を配置して警戒する。

4 火入れに対する許可

火入れを行う場合は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき市長の許可が必要であり、許可及び許可条件を遵守させる。

ゴミの焼却・たき火など、火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

5 空中消火体制の整備

市は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立するとともに、空中消火用資機材の整備を図る。

6 広域応援消防体制の整備

隣接市町との相互応援協定を締結し、広域応援体制の確立を図る。

7 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年1回以上訓練を実施し、消火技術の向上を図る。

8 消防機材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資機材の近代化と備蓄を積極的に推進する。

9 林野火災予防設備の整備

林野火災の発生を未然に防止するため、火気取扱場所を整備するとともに、火災の早期発見及び火気取扱を監視するための施設を整備する。

- (1) 喫煙、たき火のできる休憩場等の設置
- (2) 火気取扱監視区域等の設置
- (3) 消防車両が通行可能な林道の整備
- (4) 防火線として活用できる歩道の整備

第12節 危険物施設等災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：消防長 担 当：消防本部、消防署
第2 危険物施設	1 危険物取扱施設	責任者：消防長 担 当：消防本部、消防署
	2 都市ガス	
	3 L P ガス	
	4 毒物、劇物	
第3 危険物等運搬車両		責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、消防署、防災課

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大の防止を図るため、市は防災関係機関及び関係事業所と連携し、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏えい事故の防止を図るため、市は防災関係機関並びに関係事業所と連携し、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

加えて、関係事業所は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等に努める。

第2 危険物施設

1 危険物取扱施設

現 況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の取扱施設の状況は、次のとおりである。また、ガソリンスタンド経営者らで構成するにかほ市危険物安全協会においても、危険物の災害防止等の普及に努めなければならない。				
	区分	種 別			事業所
		製造所	貯蔵所	取扱所	計
	施設数	2	86	43	131
(令和5年版 秋田県消防防災年報)					
対 策	1 施設及び設備の維持管理 (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努め、併せて定期的に点検を実施し、施設を常に最良の状態に維持する。 (2) 監督関係機関は、随時施設の立ち入り検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。 2 資機材の整備 (1) 消防署は、化学消防車や消火剤等の整備及び備蓄を図り、化学消防力を向上させる。				

	(2) 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材整備を促進する。 3 教育訓練の実施 (1) 消防署は、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。 (2) 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、災害発生時における対処能力を向上させる。 4 自衛消防組織の強化 自衛消防組織の充実を図るとともに、にかほ市危険物安全協会等の相互応援の体制を整備する。 5 応急対策にかかる計画の作成 施設の管理者は、施設の所在地域における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の確認を行う。また、確認の結果、風水害により危険物等に係る災害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討を行うとともに、応急対策のための計画の作成に努める。
--	--

2 都市ガス

現 況	市内における都市ガスの供給状況は、沿岸部を中心に総世帯の約 55.5%に対し、都市ガスを供給している。
対 策	1 地震防災体制 地震発生時の緊急措置及び復旧作業を行う次の地震防災体制をあらかじめ整えておく。 (1) 地震防災体制は、全社的な組織として災害対策本部を置くとともに、緊急措置を行う要員については、動員基準をあらかじめ定めておく。 (2) 緊急措置に用いる設備・資機材はあらかじめ準備しておくとともに、復旧作業に用いる設備・資機材については備蓄の必要性を検討しておく。 (3) 地震が発生した際には、あらかじめ定めたとおりに行動し、必要な緊急措置を行い、供給停止を行った場合は、引き続き復旧作業を行う。 (4) 保安規程に基づき教育・訓練を実施する。 2 製造所に関する設備・予防対策 製造所においては、地震による被害を予防するため、設備の重要度に応じた耐震設計を行い、定期的な点検や補修等を行い耐震性能の維持を図る。 3 本支管・供給管等に関する設備・予防対策 本支管・供給管等については、その重要度に応じて要求される所要の耐震設計を行い、既設のものにあつては、設備の重要度、地形・地盤条件、被害発生時の社会的影響度等を勘案し、必要に応じて耐震性向上対策を行うとともに、導管網のブロック化を維持しておく。 4 内管・開閉栓に関する設備・予防対策 内管設備は、マイコンメーター、又は保安重要度に応じたガスしゃ断装置の設置と、可とう性に優れた配管を用いて新設しており、既設のものにあつては必要に応じて入取替をお勧めし、耐震性を高めている。 ガス消費機器等を適切に設置することにより、地震による被害を最小限にとどめ、かつ被災時の復旧も円滑に進めることができることから、ガス使用者の保安意識の醸成のためガス消費機器の操作や日常管理等について周知を継続する。

3 LPガス

現 況	市内におけるLPガスのほとんどが一般家庭用に使われており、その販売業者は4業者となっている。
対 策	1 施設及び設備の維持管理 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検して、常に最良の状態に維持する。 (1) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善を指導する。

	2 資機材の整備 災害の発生及び拡大の防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。 3 教育訓練の実施 (1) 地区別、業務別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識・技能の向上を図る。 (2) 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力の向上を図る。 4 自主保安体制の充実 保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。
--	--

4 毒物、劇物

現 況	市内において毒物、劇物の製造業及び電気メッキ事業所等の届出を要する事業所はないものの、事業の関係で比較的多量の毒物、劇物を常時取扱っている事業所はある。
対 策	1 施設及び設備の維持管理 (1) 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に保持する。 (2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。 2 防災体制の確立 施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急措置が的確に実施できるよう防災体制を確立する。 [労働基準監督署] 1 有害物質の特定 企業、事業所が保有している毒物、劇物のデータベースを利用し、有害物質の特定体制を整備する。 2 有害物質の処理 漏えいした毒物、劇物の処理方法について消防署、警察署と連携をとり、防護措置並びに中和処理についての体制を整備する。

第3 危険物等運搬車両

現 況	危険物、火薬類、高圧ガス、L Pガス及び毒物・劇物の運搬はタンクローリーやトラックなどの危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、地震や事故などによる漏えい・爆発災害が発生する危険性が增大している。 特に、拡大を続けている高速道路ネットワーク網は、高速道路上における爆発・漏えい事故が多発的に発生する要素が高い。
対 策	1 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等についての指導の徹底を図る。 2 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。 3 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の遵守及び危険物等の取扱についての指導の徹底を図る。 4 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。

第13節 建築物災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 特殊建築物	1 特殊建築物の範囲	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 特殊建築物の予防対策	
第2 公共建造物等	1 現況	責任者：農林水産建設部長、教育次長 担 当：建設課、教育総務課、各施設管理者
	2 対策	
第3 一般の建築物	1 知識の普及活動	責任者：農林水産建設部長、市民福祉部長 担 当：建設課、生活環境課
	2 防災診断・改修の促進	
	3 その他	
第4 り災証明書の発行体制の整備		責任者：総務部長 担 当：防災課、税務課
第5 その他		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課

第1 特殊建築物

1 特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

2 特殊建築物の予防対策

- （1）県では、特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づき指定された用途で一定規模以上の建築物に対して、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理に努める。
- （2）学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。
- （3）県では、建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止などの必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

第2 公共建造物等

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、各施設管理者が施設の点検、耐火・不燃性等安全の確保に努めている。

2 対策

市庁舎、消防署等防災関係機関の施設、医院等の医療機関や学校等の施設について点検、

耐火・不燃性の確保等に努める。

第3 一般の建築物

1 知識の普及活動

建築関係法令の遵守を徹底し、安全性の確保に努め、かつ既存不適格建築物の防災性能の向上と維持保全に関する知識の普及を図る。

特に、不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、年2回の「建築物防災週間」を中心に防災査察を実施して、防災機能の向上及び防災知識の普及に努める。

2 防災診断・改修の促進

(1) 市街地における耐火・不燃化を指向し、建築物の災害を予防する。

(2) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。

(3) 雪による建築物の倒壊防止又は屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導などを実施する。

3 その他

市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第4 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的なリ災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、応急危険度判定が実施された場合には参考とすることも考えられることから、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第5 その他

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第14節 土砂災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：農林水産建設部長、総務部長（危機管理監） 担 当：建設課、防災課
第2 土砂災害警戒区域等		責任者：農林水産建設部長、総務部長（危機管理監） 担 当：建設課、防災課
第3 地すべり		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
第4 急傾斜地	1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 対策事業の推進	
第5 土石流	1 土砂災害警戒区域等（土石流）の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 対策事業の推進	
	3 緊急調査	
第6 山地	1 山地の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
	2 治山事業の推進	
第7 土砂災害警戒情報	1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方	責任者：総務部長（危機管理監）、農林水産建設部長 担 当：防災課、建設課
	2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点	
	3 土砂災害警戒情報の発表機関	
	4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有	
	5 土砂災害警戒情報の発表対象地域	
	6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準	
	7 市の取組	
第8 土砂災害警戒区域等	1 基礎調査結果の公表	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 土砂災害警戒区域の指定	
	3 警戒避難体制の整備	
	4 土砂災害ハザードマップの作成	
	5 土砂災害特別警戒区域の指定	
第9 災害危険区域からの住宅移転		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課、防災課
第10 連絡調整体制の整備		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第11 重点的な土砂災害対策	1 総合的な土砂災害対策	責任者：農林水産建設部長 担 当：防災課、農林水産課
	2 総合的な山地災害対策	
第12 盛土による災害防止に向けた対応		責任者：－ 担 当：－

第1 計画の方針

地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を重点的に実施し土砂災害の防止を図り、風水害に強いまちを形成する。また、市及び県は、水害リスクを踏まえた防災まちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2 土砂災害警戒区域等

国土交通省通知〔令和5年11月10日付通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱について（国水砂第208号）」〕により、土砂災害危険箇所の取扱を下記のとおりとする。

- 1 「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用せず、それぞれの内容に応じ「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」と読み替えるものとする。
- 2 土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

第3 地すべり

令和5年12月現在の土砂災害警戒区域等（地すべり）は9箇所となっている。

また、県農林水産部森林環境保全課所管の地すべり危険地区は、4箇所、合計面積は278haとなっている。

第4 急傾斜地

1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の概況

令和5年12月現在の土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）は56箇所（うち特別警戒区域は52箇所）となっている。なお、以下の条件等に該当する、土砂災害のおそれのある区域が指定されている。

- （1）傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域
- （2）急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- （3）急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日）による急傾斜地崩壊危険区域は16箇所、合計面積は19.99haとなっている。

2 対策事業の推進

- （1）県は、現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。
- （2）市は、警戒・避難体制を確立させ、市民等への情報提供を図る。

第5 土石流

1 土砂災害警戒区域等（土石流）の概況

令和5年12月現在の土砂災害警戒区域等（土石流）は32箇所（うち特別警戒区域は21箇所）となっている。なお、以下の条件等に該当する、土砂災害のおそれのある区域が指定されている。

(1) 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

2 対策事業の推進

(1) 県は、現在工事中の箇所については早期概成を図るとともに、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所の重点的な事業推進に努める。

(2) 市は、警戒・避難体制を確立させ、市民等への情報提供を図る。

3 緊急調査

深層崩壊や河道閉塞など重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

市は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けるとともに、市民に周知する。

第6 山地

1 山地の概況

本市では、急峻な地形と脆弱な地質のため、融雪・大雨などによる山地崩壊が発生している。崩壊した土砂は、土石流となって下流に被害を与えるおそれがあり、それを予防するため、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

山地災害危険地区

令和5年3月現在

名 称	所 管	数	面積 (km ²)	人家等 (戸)	備 考
山腹崩壊危険地区	県農林水産部森林環境保全課	27	1.2	494	
崩壊土砂流出危険地区	林野庁東北森林管理局	3	85.80	102	
	県農林水産部森林環境保全課	33	0.6	1,418	

2 治山事業の推進

県は、融雪、大雨等、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まり等に対応するため、市町村別に実施すべき治山事業施行箇所数を地域森林計画に登載し、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

ア 豪雨等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策を推進する。

イ 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資する対策を含め重点的な治山事業を実施する。

ウ 治山事業施工地等の適切な維持管理を推進する。

(2) 水源地域の機能強化

ア 水資源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と、渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備について計画的かつ効果的に推進する。

イ ダム等の水源地域森林の林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。

ウ 森林と溪流・湧水等とが一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等を積極的に実施する。

第7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- （1）情報の発表は、大雨警報（土砂災害）発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。
- （2）情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。
なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。
- （3）情報は、市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、また市民の自主避難の判断等にも利用できるよう、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- （4）土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- （5）局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。
そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。
- （6）秋田県及び秋田地方気象台は、市町村を始めとする関係機関、市民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めることとする。
- （7）今後、新たなデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

- （1）土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。
- （2）土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- （3）土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表対象とするものではない。

3 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）により、県建設部河川砂防課と秋田地方気象台が共同で発表する。

4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、県総務部総合防災課が市町村、消防及び関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。

さらに、降雨量、土砂災害危険度情報※をインターネットなどにより、市町村及び市民に広く提供する。また、前兆現象の通報については市民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

※土砂災害危険箇所マップ、大雨警報(土砂災害)の危険度分布

(<http://sabomap.pref.akita.lg.jp>)

5 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内すべての市町村を発表対象地域とする。

ただし、秋田市と由利本荘市は、同一市内で気象特性が大きく異なることから、各々を二分した地域を発表単位とする。

6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取扱について協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。
解除基準	基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるときとする。大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

7 市の取組

（1）市地域防災計画への記載

市は、土砂災害警戒情報発表時の警戒避難体制の整備について、市地域防災計画に定めるものとする。

（2）避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、避難すべき区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するものとするとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国及び県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

（3）情報伝達体制及び避難計画の整備

市は、土砂災害警戒区域等及びその周辺地域の市民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

また、整備にあたっては、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

（4）市民の自主的避難の指導

市は、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、広報紙を始め、あらゆる

機会を通じて普及啓発を図るとともに、雨量等の情報をできる限り、市民に提供するよう努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

なお、警戒避難基準には過去の災害例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても、次に掲げるような場合には、市民が自発的に警戒避難を行うべき旨を定めるよう指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混ざり始めた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

第8 土砂災害警戒区域等

1 基礎調査結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

2 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により市民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、関係のある市町村長に通知するものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況などを踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

3 警戒避難体制の整備

（1）土砂災害警戒区域等の警戒体制の確立

市は、気象予警報等が発せられた場合、土砂災害警戒区域等及びその周辺地域の市民、要配慮者利用施設の管理者等に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

（2）避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

市は、土砂災害警戒区域等及びその周辺地域に人家、要配慮者利用施設等がある場合は、被害を与えるおそれがある土砂災害警戒区域等がある地区を避難対象地区として指定する。

（3）情報伝達体制及び避難計画の整備

市は、特に土砂災害警戒区域等及びその周辺地域の市民を対象に、次の内容の避難計画を作成するものとする。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者及び要配慮者利用施設等の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 市民への情報伝達方法の整備

広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備していく。なお、消防団員等の安全が確保されるよう体制を整備する。

ウ 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中に浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での市民の世話人の配備等の措置を講ずる。

エ 避難誘導員等の指定

避難する際の、消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の一人暮らし高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

オ 警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発表・伝達に関する事項
- (イ) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難計画に関する事項
- (エ) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項
- (オ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときには利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
名称及び所在地を定めた施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 避難訓練

市は、各防災関係機関、地区内の自主防災組織及び要配慮者利用施設等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

(5) 市民等の役割

土砂災害警戒区域等のある地区の自主防災組織や要配慮者利用施設の管理者及び市民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心掛ける。

(6) 要配慮者への支援

平成 29 年 6 月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられた。それらについて、市及び県の関係部局は連携して支援を行う。

4 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供、その他必要な措置を講ずる。

5 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により市民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じるものとする。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

第9 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については各種事業の実施により安全確保を図っているが、防護対象に巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、当該危険地域住民の住宅を移転し、安全を確保している。

県では、災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進している。

移転助成制度	1 防災のための集団移転促進事業
	2 がけ地近接等危険住宅移転事業

第10 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び市町村等関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図る。

第11 重点的な土砂災害対策

市及び県は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

1 総合的な土砂災害対策

土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

2 総合的な山地災害対策

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するとともに、市民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

第12 盛土による災害防止に向けた対応

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行うものとする。

第15節 公共施設災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課、上下水道課
第2 道路及び橋梁	1 施設の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 道路の点検整備	
	3 橋梁の点検整備	
第3 水道	1 施設の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：上下水道課
	2 施設の防護対策等	
第4 下水道	1 施設の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：上下水道課
	2 補強・改修対策の推進	
第5 電力	1 現況	責任者：－ 担 当：－ 関係機関：東北電力ネットワーク株式会社
	2 対策（東北電力ネットワーク株式会社）	
第6 都市ガス		責任者：－ 担 当：－ 関係機関：にかほガス株式会社
第7 鉄道	1 施設の概況	責任者：－ 担 当：－ 関係機関：東日本旅客鉄道株式会社秋田支社
	2 維持管理・補強措置等	
第8 社会公共施設等	1 福祉施設	責任者：－ 担 当：社会福祉施設
	2 医療施設	
第9 防災関係機関相互の連携		責任者：－ 担 当：－

第1 計画の方針

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これら施設等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため早期の応急復旧が迫られる。

従って、これら機関が応急復旧を実施するうえで必要不可欠な連携・連絡体制の検証や訓練の実施と併せ、円滑で迅速な復旧を行ううえで必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

第2 道路及び橋梁

1 施設の概況

当地域において、主たる移動手段は自動車の利用であるため、道路網の整備を継続するとともに、災害等に対処するため計画的な改修を図っている。

2 道路の点検整備

- (1) 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検及び対策施設の整備を計画的に実施する。

さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

- (2) 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

ア 平成8～9年度に実施

イ 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

ウ 防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）

エ 道路防災総点検の点検項目

①落石・崩壊	②岩石崩壊	③地すべり	④雪崩	⑤土石流	⑥盛土	⑦地吹雪
⑧橋梁基礎の洗掘	⑨擁壁					

- (3) 道路及び交通の状況に関する情報の適切な収集及び把握に努め、これを道路情報提供装置等により道路利用者への提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

- (4) 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

3 橋梁の点検整備

パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること、また応急対策を講じ早急に橋梁の保全を図る。

既設橋梁の補修については、秋田県橋梁長寿命化修繕計画に則り、耐荷力補強及び耐震補強を含めた補修対策の促進を図る。

第3 水道

1 施設の概況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのにに対し、管路は災害に対して脆弱である。

2 施設の防護対策等

- (1) 施設の防災性の強化

水道施設の建設に際しては、自然災害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計にあたっては、災害に耐えることができる構造とする。

- (2) 応急給水体制と資器材の整備

ア 市は水道施設が被害を受けた場合に、市民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

イ 市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4 下水道

1 施設の概況

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の2方式で進めている。

下水道事業については面整備を完了しており、現在は老朽化対策として施設の機器更新及び下水道管やマンホールの更生、マンホール蓋の交換などを行っている。

現在の公共下水道及び農業集落排水の整備率は、次のとおりである。

各施設の整備状況

令和5年度末現在

区 分		率
公共下水道	整備率	73.3%
	水洗化率	90.89%
農業集落排水	整備率	100.0%
	水洗化率	93.8%

2 補強・改修対策の推進

(1) 管渠

ア 腐食のおそれのある箇所について定期点検を実施し、老朽化の著しいものから修繕等を実施する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件など総合的見地から検討し計画する。特に、地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性継手を使用する等の工法で実施する。

(2) ポンプ場・終末処理場

ポンプ場又は終末処理場の老朽化対策を計画的に実施する。

(3) 施設の耐水化対策の推進

浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、防水扉設置等の耐水化対策を実施する。

第5 電力

1 現況

本市で消費される電力のほとんどは、県及び東北管内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため電気施設を台風、洪水、雷害等の災害から予防するため、関係機関では施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策（東北電力ネットワーク株式会社）

電気設備に係る関係機関は、当地域における電力が安定供給されるよう次に定める対策を推進しており、市は事業所等との連絡調整を図る。

発電施設	1 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。 2 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。 3 重点系統保護継電装置を強化する。
送電設備	1 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見・対策を講ずる。 2 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。 3 電線路附近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。 4 各種避雷装置等を増強し、耐雷対策及び耐塩対策を強化する。
通信設備	1 主要通信系統のループ化に努める。 2 移動無線応援体制を強化する。 3 無停電電源及び予備電源を強化する。
施設の予防点検	1 定期的に電気施設の巡視点検を実施する。 2 災害が発生するおそれがある場合は、その直前に実施する。

災害復旧体制	1 情報連絡体制を確保する。 2 非常体制の発令と復旧要員を確保する。 3 復旧用資材及び輸送力を確保する。
防災訓練	1 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。 2 各防災機関が主催する訓練に参加する。

第6 都市ガス

◎本章第12節第2「2 都市ガス」参照

第7 鉄道

1 施設の概況

災害から鉄道施設を防護するため、線路諸設備の定期的な点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

2 維持管理・補強措置等

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修とともに橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の維持補修に努める。
- (7) 線路周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
- (9) 車両避難計画等に基づく車両及び重要施設の浸水被害の軽減に努める。
- (10) その他防災上必要な設備の改良に努める。

第8 社会公共施設等

1 福祉施設

(1) 概況

社会福祉施設の入所者については、乳幼児、高齢者、心身障がい児（者）等の要配慮者が大部分を占めている。

(2) 防災上の管理・運営等

ア 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐため有効な方法であり、職員が迅速、かつ、冷静に入所者等への周知を図れるよう平時から訓練を実施する。

イ 施設管理者は自衛防災組織を編成するとともに、市、警察、消防、医療機関、その他の防災関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。

また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。

エ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られ

るように平時から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

オ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

◎福祉施設一覧・・・・・・・・資料編参照

2 医療施設

(1) 概況

市内の医療施設のうち、病院・診療所は11施設、歯科診療所は8施設となっている。

(2) 防災対策上の管理・運営

ア 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとの状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難が困難な患者についての避難救助体制を確立する。

特に、休日・夜間における避難救助体制や、消防署等へ直ちに通報する体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。

オ ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 貯水タンク、自家発電装置等の整備

(イ) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

(ウ) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第9 防災関係機関相互の連携

1 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。

2 県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努めるものとする。

第16節 風害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：総務部長（危機管理監）、農 林水産建設部長 担 当：防災課、建設課、農林水産 課
第2 風害の分類		責任者：総務部長（危機管理監）、農 林水産建設部長 担 当：防災課、建設課、農林水産 課
第3 対策等	1 監視・情報収集体制の整備	責任者：総務部長（危機管理監）、農 林水産建設部長 担 当：防災課、建設課、農林水産 課
	2 各機関における対策	

第1 計画の方針

沿岸地域は砂浜海岸が多く、冬季における北西からの強い季節風などによる風害や飛砂を防止するため、砂防林が造成されている。しかし、この砂防林は、松食い虫の被害により一部の沿岸地域では全滅が確認されている。そのため、市、国及び県等は、砂防林の植樹事業などを展開して徐々に回復しつつあり、引き続き、砂防林の保全を図っていくことが重要である。

また、上陸又は接近する台風による被害の増加、フェーン現象による湿度の低下による林野火災の被害拡大、さらには寒冷前線や発達した積乱雲の通過による局地的な突風や竜巻被害などに見舞われている。

このため、市及び県は、風害を軽減するための予測体制の整備と、風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。

第2 風害の分類

台 風	秋田県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、東北北部や北海道に接近又は上陸する台風である。 平成3年9月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、本県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり希に見る大きな被害を本県にもたらした。
日本海低気圧	日本海を主として東～北東に進む低気圧のこと。
竜 巻	竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻きで、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧の急降下が観測され、被害地域は帯状・線状になることが多い。
フェーン現象	湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。又は、上空の高温位の空気塊が力学的に山地の風下側に降下することにより乾燥し気温が高くなる現象。建物火災や林野火災の被害拡大要因の1つである。
塩 風 害	台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁破壊による停電が発生する。

第3 対策等

1 監視・情報収集体制の整備

- (1) 台風の接近や上陸予想、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、庁内関係部局、消防、市及び関係機関などと連携した監視態勢に入る。
- (2) 災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視態勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報の収集に努め、迅速な応急復旧対策を実施する。

2 各機関における対策

- (1) 強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- (2) 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- (3) フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ア 火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。
 - イ 状況に対応した火災警報を発令し、必要な人員を招集するなど出動体制を強化する。
 - ウ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。
 - エ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- (4) 漁業協同組合は、気象に関する予報・警報を的確に把握し、必要により漁船所有者等に出漁中止、又は帰港等の指導・通報を行う。
また、漁船所有者等は漁船の係留、漁網及び漁具等の流失防止に努める。
- (5) 学校等の施設管理者は、建物及び設備を点検し老朽部分を補強するとともに、状況に応じた幼児・児童生徒等の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- (6) 市民は、建物の倒壊や屋根・外壁等の飛散防止などのため、次の措置の実施に努める。
 - ア 外れやすい戸・窓、壁には筋かい、支柱等で補強する。
 - イ 棟木、母屋、梁等を鋸で止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - ウ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。
 - エ 強風下では屋根に登らない。
 - オ 強風下の外出は控える。

第17節 雪害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
第2 集中的な大雪への備え		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
第3 冬季交通の確保	1 通行規制等	責任者：農林水産建設部長、 総務部長、教育次長 担 当：建設課、総務課、教育 総務課 関係機関：東日本旅客鉄道株 式会社秋田支社、バス 事業者
	2 道路の除排雪	
	3 地域ぐるみの除排雪への支援	
	4 交通指導取締り	
	5 市民等への情報提供等	
	6 鉄道輸送の運行確保	
	7 バス運行の確保	
第4 雪崩防止対策	1 雪崩発生危険箇所の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 雪崩危険箇所の点検	
	3 雪崩の防止対策	
	4 警戒避難対策	
第5 孤立地区（集落等）対策		責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
第6 民生対策	1 市民の対応	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 地域コミュニティの対応	
	3 地域における体制整備	
	4 市民への情報提供	
	5 除排雪に関するボランティア活動	
第7 農林漁業対策		責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
第8 文教対策	1 教育委員会	責任者：教育次長、商工観光 部長 担 当：教育総務課 ほか関 係課
	2 教育委員会等における対策	
第9 豪雪地帯対策基本計画 の推進	1 計画の方針	責任者：総務部長（危機管理 監）、農林水産建設部 長、商工観光部長 担 当：防災課、建設課、農林 水産課、商工政策課
	2 計画の概要	
	3 計画の期間	
第10 保健衛生及び医療対策	1 現況	責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課
	2 対策	
第11 異常積雪時の建物除雪	1 公共建物	責任者：農林水産建設部長 担 当：建設課
	2 一般建物	
第12 その他		責任者：総務部長（危機管理 監）、農林水産建設部長 担 当：防災課、建設課 関係機関：東北電力ネットワ ーク株式会社

第1 計画の方針

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、市、国及び県は相互の情報共有と緊密な連携のもと、降雪期における除排雪態勢を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。また、一人暮らしの高齢者など要配慮者への除排雪支援や市民への情報提供に努め、市民生活の安定を図る。

第2 集中的な大雪への備え

市、国及び県は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び市は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域の状況に応じて準備するよう努める。

第3 冬季交通の確保

豪雪等に対し、道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、国、県、市、高速道路事業者及び鉄道事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、集中的な大雪に対しては、国、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

1 通行規制等

- (1) 各道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (2) 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

2 道路の除排雪

一般国道における指定区間は東北地方整備局の各河川国道事務所が、指定区間外は県が行う。主要地方道及び一般県道は県が行う。市道は市が行う。

- (1) 各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により市のみでの対応では困難な場合において、市は国や県に除排雪機材の提供や関連業者の斡旋などを要請する。
- (2) 各道路管理者は、除排雪車両の更新や増強など除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。

- (3) 各道路管理者は、降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。
- (4) 各道路管理者は、豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、緊急確保路線（注1）について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の態勢を確立する。
- （注1）緊急確保路線：緊急体制時に交通を確保すべき路線で、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して、国土交通省道路局長が指定する。

3 地域ぐるみの除排雪への支援

- (1) 市は、町内会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、以下の支援を行うよう努める。
- ア 市民による道路除雪によって堆積された排雪への協力
 - イ 市街地における凍結した根雪の除去（雪割り）
 - ウ 自動車交通が困難な区間の排雪
- (2) 市は、国及び県から必要な指導助言を受けて行うものとする。

4 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、由利本荘警察署は、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導など、交通指導取締りを実施する。

5 市民等への情報提供等

- (1) 市、国及び県は、広報紙、ホームページ、その他の媒体を活用し、除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めるとともに、所管する道路の除排雪に関する対応窓口を明らかにする。
- (2) 市は、地域住民に広報「にかほ」やホームページ、チラシ等により、市民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

6 鉄道輸送の運行確保

東日本旅客鉄道株式会社秋田支社は、豪雪による列車の運休などを最小限にとどめるため、防雪及び除排雪体制を確立し、設備及び機械類の整備増強、並びに降雪状況に対応できる運転計画を策定し列車の運行を確保する。

7 バス運行の確保

バス事業者は、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

コミュニティバス及びスクールバスは、市が運行を確保する。

第4 雪崩防止対策

本市は、県内では温暖な気候ではあるが、積雪地帯であり、雪崩による住家の損壊や道路途絶などの被害がごく一部ではあるが予想される。

1 雪崩発生危険箇所の概況

市域における雪崩発生危険箇所及び雪崩予防策等設置箇所の現況は次のとおりである。

雪崩発生危険箇所

令和5年12月現在

名称	所管	数	人家(戸)	備考
雪崩危険箇所	県建設部河川砂防課	37		
雪崩危険地区	県農林水産部森林環境保全課	1	13	

雪崩予防策等設置箇所（所管：県建設部道路課）

令和5年4月現在

名称	道路種別	路線名	設置箇所数	延長(m)
スノーシェルター設置箇所	一般県道	長岡冬師城内線	1	250
防雪柵設置箇所	主要地方道他	仁賀保矢島館合線他	8	6,344

2 雪崩危険箇所の点検

- (1) 各道路管理者は、「雪崩の危険箇所」について降雪前に道路法面の植生状況の点検を行う。
また、融雪期にはパトロールを実施し積雪表面の点検を行う。
- (2) 市、国及び県は、住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況の点検を行う。

3 雪崩の防止対策

市、国及び県は、「雪崩発生危険箇所」に「雪崩予防柵」や「スノーシェッド」などの「雪崩防止施設」の整備を進める。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができている時は、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

4 警戒避難対策

- (1) 市、国及び県は、市民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の市民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。
- (2) 市、国、県及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩発生のおそれがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。
- (3) 市は、雪崩により被災を受けない指定避難所を指定する。指定避難所は資料編参照。
- (4) 市及び宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。
- (5) 市及び県は、警戒・避難体制などソフト対策における実施体制を整備する。

第5 孤立地区（集落等）対策

◎本章第9節第9「孤立地区（集落等）の防止」参照

第6 民生対策

1 市民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームにあたって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平時から次のことに留意し雪害に備える必要がある。

(1) 降雪前の準備

- ア 除排雪用具の事前の準備
- イ 住宅の屋内外の点検
- ウ 食料、飲料水及び燃料等の備蓄
- エ 要配慮者の把握、リスト化

(2) 降雪期における対応

- ア 気象情報の把握
- イ 公共交通機関の積極的な利用
- ウ 火災に備えた避難路の確保
- エ 雪下ろし作業時等の安全確保
- オ 路上駐車 of 自粛
- カ 住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛
- キ 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除雪への協力
- ク 集中的な大雪が予測される場合における不要不急の道路利用の自粛

2 地域コミュニティの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

(1) 降雪前からの準備

- ア 地域の情報収集・伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災資機材の備蓄・管理

(2) 降雪期における対応

- ア 地域内の空家対策
- イ 出火防止、初期消火活動
- ウ 地域内の被害状況の情報収集
- エ 市民に対する防災情報の伝達
- オ 救出救護の実施・協力
- カ 要配慮者への支援
- キ 地域ぐるみの一斉除排雪

3 地域における体制整備

市及び県は、地域と連携して、地域コミュニティの機能強化等により高齢者世帯等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

4 市民への情報提供

(1) 降雪前の広報活動

- ア 市民への防災知識の普及

市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報「にかほ」を活用し、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から市民への周知を図る。

また、雪崩防災週間（12月1日～7日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

イ 市民への雪下ろし企業の紹介等

市は、住家の雪下ろしを実施する業者、また雪下ろし費用の目安について、降雪前に市民に対しチラシや広報「にかほ」などで提供するように努める。

ウ 市民への雪捨て場等の情報提供

市は、広報「にかほ」、ホームページなどの手段を活用し、市民等からの排雪を受入れる雪捨て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

エ 除排雪作業時の安全対策の周知

市及び県は、広報「にかほ」やポスター、講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等など、安全な除排雪作業の普及を図る。

オ 集中的な大雪が予測される場合の備え

市民は、集中的な大雪が予測される場合は、一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておく必要がある。

県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備（スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけること等）について、車両の運転者への周知に努める。

(2) 降雪期における広報活動

ア 人命及び建物被害の防止

雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、市、県及び関係機関は、以下について、指導や広報を徹底する。

(ア) 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。その場合、市は、市防災行政無線等を通じて、市民に注意を喚起する。

(イ) 市等は、雪崩及び落雪危険地域への立ち入り・通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。

(ウ) 市民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。(屋根の危険積雪深：70 cm以上)

(エ) 市民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないよう、除排雪に努める。

(オ) 要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

(カ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 除排雪情報の市民への提供

各道路管理者は、地域住民にホームページやチラシ等により、市民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。

5 除排雪に関するボランティア活動

(1) ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者が望ましい。

(2) 安全の確保

ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努めなければならない。

ア 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故

イ 気温の上昇による屋根からの落雪による事故

ウ 重機（ロータリー車等）に巻き込まれるなどの交通事故

（３）健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、市、県、社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。

（４）ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

（５）事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第7 農林漁業対策

農作物対策	1 消雪の促進 2 樹体及び棚被害の防止 3 野兎、野鼠被害の防止 4 病虫害の防除
農業用施設対策	1 施設の補修、補強の実施 2 施設の屋根及び軒下等の排雪 3 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進
畜産関係対策	1 畜舎の保全管理 2 越冬飼料の確保 3 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化 4 草地の維持管理 5 家畜疾病の防止
内水面養殖業対策	1 平時の魚体の健康管理の強化 2 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の管理 3 積雪時における湧水、地下水の確保
林業関係対策	平時において、適切な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。

第8 文教対策

1 教育委員会等

教育委員会は、幼児・児童生徒等の安全と学校教育、社会教育並びに社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、情報の収集と関係機関との連絡調整や施設の管理者に対する除雪の指示を実施する。

2 教育委員会等における対策

事業名	実 施 内 容	実施機関
連絡	系統的に一元化し、迅速、的確に行う。	市教育委員会 学校関係団体
火災予防	1 煙突接触部は不燃材により施工する。 2 消火確認の実施を徹底する。 3 責任者による巡回を励行する。 4 水源の確保と消火器材の整備点検をする。	市教育委員会 学校関係団体
危険防止	1 冬期間の避難経路確保に留意する。 2 落雪及び雪崩箇所標示、警戒（体育館、屋根等を含む。）を行う。 3 悪天候時における幼児・児童生徒等に対する休校措置を実施する。 4 集団登下校には、必要に応じ引率者を配置する。 5 水槽等は標示し、周辺への立入を禁止する。	市教育委員会 学校関係団体
通学路の確保	道路の除雪については、建設課、由利地域振興局建設部などと緊密な連絡調整を行う。	市教育委員会 学校 集落 由利地域振興局建設部 市関係団体
学校施設等の保護	1 防災施設等を補強する。 2 水源の確保、消火器の整備点検に努める。 3 防火、防災思想の徹底を図る。	市教育委員会 学校
社会教育施設等の保護	1 防災施設の除雪を励行する。 2 防災施設を補強する。 3 避難口の標示、除雪に努める。 4 防災思想の普及、徹底を図る。	市教育委員会 市関係団体
社会体育施設等の保護	1 プールの水の処置と除雪に努める。 ア プールは満水とする。 イ プール側壁にむしろをかけ、その端は水をたらす状態にする。 ウ 適宜プール内面の氷割りに努める。 2 防災施設の除雪を励行する。 3 防災施設を補強する。 4 防災思想の普及、徹底を図る。	スポーツ振興課 象潟・金浦B&G 海洋センター 市関係団体
文化財の保護	1 消防関係者との連携を図る。 2 常時監視体制を確保する。 3 防災施設の除雪を励行する。 4 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。 5 文化財の修理、補強に努める。	市教育委員会 市関係団体
冬山登山者への指導	1 高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。 2 冬山登山の基礎訓練を実施する。 3 登山服装を点検する。 4 登山届出を励行する。	市関係団体

第9 豪雪地帯対策基本計画の推進

1 計画の方針

「秋田県豪雪地帯対策基本計画」は、県内全域が豪雪地帯である秋田県における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関して、今後講ずべき豪雪地帯対策の基本方向を明

らかにするとともに、豪雪地帯における快適で魅力ある地域づくりを、市、県、県民等が一体となって推進するものである。

2 計画の概要

次の5つの基本的方向に基づき、施策を実施する。

(1) 交通及び通信の確保

歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努め、雪害の防除や冬期の除雪作業を考慮した道路整備を行うとともに、防雪施設等の維持保全を図るほか、道路状況に関する情報提供システムの充実や冬期交通安全対策を強化し、安全で快適な道路交通の確保に努める。

豪雪時には、交通への影響を最小限とするため、情報の共有、代替輸送の調整など、交通事業者や道路管理者等の関係機関との連携を図る。

(2) 農林水産業、商工業その他の産業の振興等

本県の積雪特性を踏まえ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、多様で健全な森林の維持を図るほか、除雪等の地域社会を支える建設産業の持続的な発展に向け、建設産業人材の確保・育成を推進する。

(3) 生活環境施設の総合的な整備

建物の配置や構造検討にあたって地域の降雪量等に十分配慮する等の安全な教育環境の形成や、医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化を図るほか、市民同士による自主的な除排雪活動の促進や多様な主体の参画・連携を図ることにより、地域支え合い体制を一層強化し、除排雪体制の維持・向上に努める。

(4) 国土保全施設の総合的な整備

雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防ぐため、危険箇所の調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進するほか、雪崩や融雪出水等による被害を最小限に抑えるため、これらの災害の監視体制や避難体制の充実に努めるとともに、災害発生に際しては、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」等を活用し迅速な対応に努める。

(5) その他の雪対策向上施策の推進

県民に対し、気象情報や、除排雪・防災に関わる研究データ、作業の労力削減や安全確保等に資する用具などの情報を提供する。

3 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間である。

第10 保健衛生及び医療対策

1 現況

積雪地域で、緊急に医療を要する患者が発生した場合は、市と関係機関が協力して対処している。

2 対策

(1) 急患の対策

積雪期に緊急に医療を施さなければ、人命にかかわる患者が発生した場合は、次のとおり対策を講ずるよう努める。

ア 市内医療機関及び市周辺機関との連携による医療救護体制をとる。

イ 特に緊急の場合は、ドクターヘリ、県（消防防災ヘリコプター）、警察、消防署等による緊急輸送を行う。

ウ 山間地にある集落の救護、保健、環境衛生対策について保健師が巡回し、適切な医療と保健指導に努める。

(2) 飲料水等の確保

積雪期における飲料水等確保のため、施設、機械の保護に努めるとともに災害発生時における、応急復旧用資材、人員等の配置、確保に努める。

(3) し尿、汚物処理

し尿及びごみ処理のため、ごみ運搬車、し尿汲取車の定期運行を実施するとともに道路、河川への不法投棄を未然に防止する一方、降雪前の汲取りの励行、消雪後のごみ早期回収に努める。

第11 異常積雪時の建物除雪

1 公共建物

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において、本章第15節「公共施設災害予防計画」に基づき、それぞれ計画を立てて実施すべきものとするが、異常積雪時を考慮し、市はこれらの総合的な調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講じる。

2 一般建物

市は、降雪及び積雪の状況により、町内会長等を通じて、一斉に屋根の雪下ろしを実施するよう督促して、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。特に、要配慮者のいる家庭については、民生委員・児童委員等地域住民の協力による除雪対策の確立に努める。

第12 その他

県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努めるものとする。

また、市及び県は、除排雪時の安全対策や除雪作業の省力化のため、克雪に関する技術の普及促進を図るものとする。

第18節 農林漁業災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
第2 農地及び農業用施設	1 農地の概況	責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
	2 施設改修の推進	
第3 農作物	1 栽培技術の向上対策	責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
	2 農業気象情報の伝達	
	3 栽培技術指導等	
第4 農林漁業災害対策	1 水害対策	責任者：農林水産建設部長 担 当：農林水産課
	2 風害対策	
	3 雪害対策	
	4 霜害対策	
	5 冷害対策	
	6 雹害対策	
	7 干害対策	
	8 塩害対策	

第1 計画の方針

農地防災及びほ場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 農地の概況

労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が老朽化しているものがある。

2 施設改修の推進

老朽化した農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設について補強改修を実施する。

第3 農作物

1 栽培技術の向上対策

気象条件や栽培技術水準により左右される収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や栽培技術の向上に努める。

2 農業気象情報の伝達

- (1) 定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む。）を作成配布するほか、様々なメディア（県ホームページ「美の国あきたネット」、こまちチャンネル、地域農業気象システム等）

を通じて、農家への周知徹底を図る。

- (2) 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、報道機関等の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

3 栽培技術指導等

- (1) 気象条件に対応できる栽培技術の向上に努める。
(2) 関係機関との連絡体制を確立し、相互に栽培技術の向上に努める。

第4 農林漁業災害対策

1 水害対策

予防対策	1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病虫害の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水源かん養、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。
事後対策	1 水稲 (1) 泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。 (2) 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないうで浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。 (3) いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病虫害防除を徹底する。 2 その他作物 (1) 明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。 (2) 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。 (3) 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。 (4) 早期に病虫害防除を実施する。 3 畜産 (1) 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病虫害の発生予防に努める。 (2) 冠水等の被害を受けた飼料の家畜への供与を原則中止し、速やかに新たな飼料の確保に努める。 4 林業 - 林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

2 風害対策

予防対策	1 水稲 - 深水管理により異常蒸散を防止する。 2 果樹、ホップ等 (1) 風害軽減のため防風網・防風林等を設置する。 (2) 支柱の設置及び棚の補強等により倒木・倒伏を防止する。 (3) 収穫適期における収穫作業の促進を図る。 3 施設園芸作物 (1) ハウス等の補修・補強を実施する。 (2) 防風網を設置する。 4 畜産 - 畜舎の補修・補強を実施する。 5 林業 - 間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。
事後対策	1 水稲 - 倒伏した場合は、早期に立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。

	2 果樹、ホップ等 (1) 倒木・倒伏棚等の早期立て直しを実施する。 (2) カスガイ等により裂開部の接着を実施する。 (3) 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。 (4) 早期に病虫害防除を実施する。 (5) 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。 3 その他作物 (1) 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。 (2) 早期に病虫害防除を実施する。 (3) 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。 4 畜産 損傷施設に応急措置を講じ、風雨の侵入を防ぐ。 5 林業 (1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。 (2) 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。
--	--

3 雪害対策

予防対策	1 農作物 (1) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤・土・粃がら燐炭等を散布し融雪を促進する。 (2) 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤等を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。 (3) 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。 (4) 根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。 (5) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施し、大雪の時は共同で除排雪を実施する。 (6) 野兎・野鼠被害を防止するため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。 2 農業関係施設 (1) 降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。 (2) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。 (3) 消雪パイプ・流雪溝等の設置を推進する。 3 畜産 (1) 畜舎等の倒壊を防止するため、早期雪下ろしや畜舎周辺の除排雪に努める。 (2) 輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないよう、余裕のある備蓄計画に努める。 (3) 輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。 (4) 積雪による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。 (5) 冬期間に多発する呼吸器疾病等を予防するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。 4 内水面養殖業 (1) 疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平時の魚体の健康管理を強化する。 (2) 越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。 (3) 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに、除排雪・割氷の実施により斃死を防止する。 5 林業 平時において、適切な間伐を実施し、雪による倒木の軽減を図る。
------	---

事後対策	1 農作物 (1) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。 (2) 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。 (3) 枝折れ・食害による損傷部に薬剤を塗布し樹体を保護する。 (4) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。 2 林業 (1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。 (2) 雪により倒伏した林木のうち、被害が軽微なものは雪起こしにより回復を図る。
------	--

4 霜害対策

予防対策	1 水稻 育苗期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。 2 野菜・畑作物等 (1) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。 (2) 露地ではトンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。 3 果樹 固形燃料等を燃焼させて周辺温度を上げる。
事後対策	1 水稻 育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。 2 果樹 (1) 結実量確保のために人工受粉を励行する。 (2) 被害程度に応じた摘果を実施する。

5 冷害対策

予防対策	1 水稻 (1) 品種の適正配置により危険分散を図る。 (2) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。 (3) 健苗育成により初期生育の促進を図る。 (4) 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。 (5) 深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。 (6) 病虫害防除を徹底する。 2 野菜、花き等 (1) 被覆資材の活用により保温に努める。 (2) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。
------	---

6 雹害対策

事後対策	1 果樹 (1) 傷害果実の適正摘果を実施する。 (2) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。 2 その他作物 (1) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。 (2) 病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。 (3) 中耕・培土・追肥等により育成の回復を図る。
------	---

7 干害対策

予防対策	1 水稲 用水の計画的利用を推進する。 2 その他作物 (1) 有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。 (2) スプリンクラー、うね間灌水施設等を設備する。 (3) 水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。
------	--

8 塩害対策

事後対策	1 水稲、畑作物 (1) 農作物に海水がかかった場合は、直ちに真水で塩分を洗い流す。 (2) 塩分が蓄積した土、表土を客土する。 2 果樹 潮風を受けた場合は、直ちに樹体に水を散布し洗い流す。
------	---

第19節 危険物等大量流出災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：消防長 担 当：消防本部、消防署
第2 設備、資機材の整備等	1 県及び秋田海上保安部	責任者：消防長 担 当：消防本部、消防署
	2 事業所	

第1 計画の方針

海上や河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、海流、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、沿岸観光地及び海水浴場区域の汚染、火災の発生、揮発性物質による港湾関係者及び近隣住民の健康への影響、水産資源の汚染、さらには漁業・港湾施設などにも甚大な被害が予測される。

このため、市、県、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏えいに関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

第2 設備、資機材の整備等

市は、事業所等の以下の予防計画に協力し災害の防止を図る。

1 県及び秋田海上保安部

(1) 災害の未然防止

- ア 施設を定期的に点検して漏油防止に努める。
- イ 船舶及び事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

(2) 防災資機材の整備・備蓄

- ア 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- イ 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設を整備する。
- ウ 通信機器やガス検知器などの整備促進を図る。
- エ 資機材の定期的な点検を実施し、老朽化機器の計画的な更新・整備を図る。

(3) 被害の拡大防止

防災関係機関は、危険物荷役の状況、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握する。また事業所等に対しては、防除資機材の整備基準を遵守するよう指導を徹底する。

大量の油流出及び放射性物質の流出等が発生した場合、航行制限、流出物の除去及び避難対策等を検討する。

2 事業所

(1) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

(2) 訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第20節 文化財災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：教育次長 担 当：文化財保護課
第2 文化財の指定状況		責任者：教育次長 担 当：文化財保護課
第3 有形文化財（建造物）	1 現況	責任者：教育次長 担 当：文化財保護課
	2 対策	
第4 有形文化財（建造物以外）	1 現況	責任者：教育次長 担 当：文化財保護課
	2 対策	
第5 記念物	1 現況	責任者：教育次長 担 当：文化財保護課
	2 対策	
第6 未指定の文化財	1 現況	責任者：教育次長 担 当：文化財保護課
	2 対策	

第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。市及び県は、これらの文化財を後世に伝えるため、文化財の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る必要がある。

しかし、歴史的建造物等の貴重な文化遺産は、台風や豪雨などによる倒壊・損壊・流失、さらには火災による焼失記録が残されている。

文化財の災害予防を実施するにあたっては、特定の文化財に対する災害予防のみではなく、地域全体の文化財に対する災害予防が必要である。市及び県は、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築が不可欠である。さらに、古文書等の歴史資料等については、被災時における安易な廃棄や散逸を防止するため、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

第2 文化財の指定状況

本市の文化財は、国指定8件、県指定28件、市指定103件となっている。これらの文化財は、唯一無二の財産であることから、特に防災対策が最も重要な課題となっている。

第3 有形文化財（建造物）

1 現況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成するうえでも重要な要素である。平成21年度には、県は耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行った。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

2 対策

- (1) 災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成 21 年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、市民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地进行を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第4 有形文化財（建造物以外）

1 現況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策の他、温湿度管理や防火対策が必要である。また、盗難等に対する防犯対策や人為的な破損・現状変更への対策が必要である。

2 対策

- (1) 災害から文化財を守る必要性と意義を普及啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、市民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第5 記念物

1 現況

本市には、史跡（国指定 2 件、県指定 2 件、市指定 30 件）、名勝（国指定 2 件）、天然記念物（国指定 2 件、県指定 5 件、市指定 11 件）がある。これらは境内地や景観、植生等多様であり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

2 対策

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、図解板、境界標、囲柵等を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (3) 市・県文化財保護行政担当主管課や文化庁の指導の下、震災等によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を講じる。

第6 未指定の文化財

1 現況

市内には指定文化財のほかにも、後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在しているが、その実態が十分に把握されていない現状にある。

2 対策

(1) 所在情報の把握

未指定文化財の所在状況の把握に努める。

(2) 保管者への助言

ア 文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。

イ 公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

第21節 特殊災害予防計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 航空機災害	1 情報の収集・公表	責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、防災課
	2 県	
	3 市・消防機関	
	4 関係機関	
第2 海上災害	1 秋田地方気象台	責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、防災課
	2 東北地方整備局	
	3 東北運輸局秋田運輸支局	
	4 秋田海上保安部	
	5 消防機関	
	6 市、県	
	7 警察	
	8 事業所	
第3 トンネル災害	1 施設の概況	責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、防災課
	2 対策	
第4 危険物等積載運搬車両	1 現況・課題	責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、防災課
	2 対策	
第5 放射性物質災害	1 被害の把握	責任者：消防長、総務部長（危機管理監） 担 当：消防本部、防災課
	2 広報活動	
	3 立入制限、交通規制及び警備体制	
	4 輸送事故に対する措置	

第1 航空機災害

航空機災害対策の推進にあたっては、市、県及び関係機関は、その所掌する消防防災上の責任と相互協力により必要な措置を講ずるものとする。

1 情報の収集・公表

(1) 秋田地方気象台及び東京航空地方気象台は、航空機の安全確保にかかわる気象、地象、水象の現象を正確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等を適時・的確に発表する。

また、局地的な気象変化を監視する航空気象観測施設の整備、並びに航空気象予報・警報の精度向上に努め、航空交通安全のための気象情報の充実を図るものとする。

(2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因ごとに分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 航空運送事業者は、分類・整理した各種情報を事業者相互において交換し、情報の活用を促進するものとする。

2 県

県は、関係機関協力のもと次の対策を推進するものとする。

(1) 資機材等の整備

航空機事故の被害想定に基づく死傷者に対する必要な医薬品・資機材の整備を図る。

(2) 連絡体制の整備

関係機関への連絡体制の整備を図るとともに、消防機関、警察等関係機関相互における通信施設の整備を推進する。

(3) 応援体制の整備

消火、救出・救助活動を円滑に行うため、消防機関、隣接市町その他の関係機関の支援又は協力が必要であり、これら関係機関との災害応急対策に関する協定等の締結を図る。

(4) 訓練の実施

航空機災害に対する、迅速・的確な応急対策を実施するため、防災技術の習熟、防災機関相互における支援体制の強化等を目的とした実践的な訓練を実施する。

3 市・消防機関

市及び消防機関は、航空機災害発生時において、その責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 消防力の強化

市及び消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図る。

(2) 各種計画の策定

市及び消防機関は、市地域防災計画及び市消防計画において、航空機災害に関する消火活動、救助・救急活動等に係る災害応急対策について計画を策定するものとする。

4 関係機関

航空機災害に関して捜索活動等を迅速・的確に実施するため、必要な資機材、車両等の整備に努めるものとする。

第2 海上災害

1 秋田地方気象台

秋田地方気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報内容の改善、情報を迅速・的確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 東北地方整備局

(1) 港湾施設の維持管理

港湾施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。

(2) 応急活動体制

海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

(3) 港湾工事関係者等への指導

港湾工事業者等に対して、港湾工事等に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

3 東北運輸局秋田運輸支局

(1) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の実施及び危険物運搬船等の

立入検査を実施するものとする。

(2) 船舶消防設備の保守点検及び迅速使用に係る啓発活動

日本籍船舶及び外国籍船舶に対し、消防設備の保守点検及び迅速使用に係る啓発活動を行う。運航労務監理官の訪船指導等立入り、外国船舶監督官の立入り（ポートステートコントロール：P S C）の際に、船長及び上級職員に対して消防設備の保守点検状況を確認するとともに、操練の積極実施等火災対応の意識付けを啓発する。

(3) 安全総点検の実施

年末年始、春期の安全総点検の実施に併せ、主にカーフェリー、旅客船を対象として、防火、消防、脱出及び救命に係る設備等人命の安全を確保するために必要な諸設備の点検確認等自主点検を通じ安全性の向上と意識の高揚を図ることに努める。

4 秋田海上保安部

秋田海上保安部は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 船舶の安全運航の確保

- ア 海図、水路図誌等水路図書の整備
- イ 港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施
- ウ 危険物荷役における安全防災対策の指導
- エ 航路標識の整備
- オ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施
- カ 海上施設周辺海域等における監視体制の強化並びに情報提供及び錨泊制限等の実施

(2) 海上防災知識の普及

海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(3) 船舶防災設備等の整備に関する指導

船舶火災等の発生及び拡大を防止するため、船舶の構造、設備、防火設備及び消防設備について指導・取締りを行い、海上災害の防止に努める。

(4) 海上防災訓練の実施

県、市町村及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(5) 搜索、救助・救急、消火活動体制の整備

搜索、救助・救急活動を実施するため船艇、航空機及び搜索、救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に監視専門知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

5 消防機関

消防法の適用を受ける、ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶に対し、消防機関は海上災害の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策を推進する。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、係留、入渠、錨地等の実態把握、入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握、通報・連絡体制の確立、並びに情報収集体制の整備に努める。

(4) 消防訓練

海上災害の特殊性を踏まえた消防訓練を、関係者と協力して実施する。

6 市、県

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救護、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努める。
- (4) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

7 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機などの整備に努める。

8 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留船舶等による災害発生防止のための以下の措置を講ずる。

- (1) 係留船舶の火災爆発防止
危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
- (2) 通報連絡体制の確立
災害発生時等における関係機関（海上保安部・港長、消防機関、港湾管理者）への通報連絡体制の確立を図る。

第3 トンネル災害

1 施設の概況

市内には、国道・県道にトンネルが建設されており、老朽化に伴うトンネル災害の危険性が増大している。

2 対策

- (1) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は、危険物積載車両の運行管理者及び運転者に対し、安全運転の励行を図る。
- (2) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。
- (3) 道路管理者、消防機関及び県警察本部は、各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防機関などへの早期通報体制の確立を図る。

第4 危険物等積載運搬車両

1 現況・課題

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、横転・衝突事故などによる爆発・火災、また薬液等の積載危険物漏えいなどによる危険性が増大している。

特に、高速道路の整備・延長に伴い、高速走行時における危険物積載車両の事故災害対策が必要である。

2 対策

- (1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。
- (2) 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。
- (3) 危険物等の運送事業者に対し、安全運行計画の作成、並びに運行管理の指導を徹底するとともに運転者への安全運転の励行、関係法令の遵守及び危険物等の取扱について指導する。
- (4) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第5 放射性物質災害

放射性物質の災害応急措置の実施責任者は、放射性物質について輸送の責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）及び放射性同位元素等使用事業所の責任者（以下「事業責任者」という。）とする。

1 被害の把握

輸送責任者及び事業責任者（以下「事業責任者等」という。）は、災害発生と同時にその被害状況から、地域住民に対し危害を生ずるおそれの有無について情報把握に努める。

2 広報活動

市長及び事業責任者は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想地区の市民に対しては広報車、防災行政無線などあらゆる通報手段を駆使し伝達する。

3 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置及び交通規制措置、並びに地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期するものとする。

なお、隣接県にまたがる広域災害が発生した場合は、当該隣接県と緊密な連携を図り、迅速・的確な警備体制の整備を図る。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を実施する。

4 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、おおむね次の対応措置を実施する。

- (1) 人命救助、応急手当
- (2) 消防署及び関係機関への通報・連絡
- (3) 初期消火
- (4) 二次災害回避のための交通整理

第22節 廃棄物処理計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：市民福祉部長 担 当：生活環境課
第2 廃棄物処理に係る防災 体制の整備	1 市の役割	責任者：市民福祉部長 担 当：生活環境課
	2 県の役割	

第1 計画の方針

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物など（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木あるいは火山灰の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮したうえで迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

1 市の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。
 - ア 施設の耐震化、不燃堅牢化等
 - イ 非常用自家発電設備等の整備
 - ウ 断水時に機器冷却等に利用する地下水や河川水の確保
 - エ 収集運搬車両駐車場の浸水対策
 - オ 施設の補修等に必要な資・機材の備蓄
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 次の事項等を含む市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ア 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配備計画
 - イ 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
 - ウ 有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画
 - エ 周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方
- (4) 市の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (5) 一般廃棄物処理施設は、大規模災害時において電力供給や熱供給等の役割が期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備の設置に努める。

2 県の役割

- (1) 廃棄物処理施設等の災害対策に関し、必要に応じて技術的助言を行う。
- (2) 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を確保するため、近隣道県や災害廃棄物の迅速かつ円

滑な処理を確保するため、近隣道県や市町間の広域的な処理体制や関係団体等との連携体制を整備する。

- (3) 秋田県災害廃棄物処理計画は、国の災害廃棄物対策の見直しや県及び市町村の現状及び災害廃棄物処理に関する知見に基づき、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第23節 医療救護計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課
第2 災害時の医療提供体制 の整備	1 県の役割	責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課、小出診療所
	2 市の役割	
	3 関係団体	
	4 医療機関	
第3 災害時の医療提供体制	1 県保健医療福祉調整本部の設置	責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課、小出診療所
	2 地域保健医療福祉調整本部の設置	
	3 災害拠点病院の指定	
	4 保健医療活動チーム	
第4 医薬品等の備蓄体制の 整備	1 常用備蓄	責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課
	2 流通備蓄	
	3 供給の確保	
	4 後方供給体制	
	5 お薬手帳の活用	
	6 血液製剤等の確保	
第5 搬送体制等の整備	1 搬送体制	責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課、小出診療所
	2 在宅医療機器使用患者等への対応	
	3 広域医療搬送	
第6 災害医療に係る研修・訓練		責任者：－ 担 当：－
第7 災害医療救護計画の推進	1 救急・災害医療検討委員会	責任者：市民福祉部長 担 当：健康推進課、小出診療所
	2 保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会	

第1 計画の方針

災害の発生は、多数の市民に負傷や健康の危機をもたらす。また、被災地の医療機関で治療中の市民は十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の市民を健康の危機から守るのが災害医療である。

秋田県災害医療救護活動計画は、県内外で発生する災害を想定し、迅速な救命医療の提供や避難所等における診療活動など、災害医療を円滑に提供することを定めるものである。

災害医療を提供するためには、拠点となる医療機関の指定とともに、保健医療活動チームの派遣、傷病者の搬送、医薬品や医療資機材の備蓄などの体制整備が重要である。

また、その体制を支える人材を確保するためには、相応の研修や訓練の実施が必要である。

第2 災害時の医療提供体制の整備

1 県の役割

相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県保健医療福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、大規模災害等が県内で発生し、複数の市町村が被災した場合、若しくは災害医療に関して各市町村で対応困難となった場合に、県は一元的に災害医療を統率する。

このため、次に掲げる体制等の整備を行い、必要に応じ国や他都道府県、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力を要請する。

一方、大規模災害等が県外で発生し医療支援の必要が生じた場合、県は（一社）秋田県医師会、（一社）秋田県歯科医師会、（一社）秋田県薬剤師会、（公社）秋田県看護協会、日本赤十字社秋田県支部等（以下「県医師会等」という。）の関係団体や医療機関へ協力を要請し速やかに保健医療活動チームを派遣する。

なお、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関しては県とDMAT及びDPAT指定病院の協定に基づき活動を行う。また、県は災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を構成し、保健所の指揮調整機能等を支援する。

（1）連携体制の整備

県医師会等の災害医療の実施に係る関係団体、医薬品、医療資機材等の災害医療に必要な物資の確保に係る関係団体等と協定を締結し連携体制を整備する。

（2）県保健医療福祉調整本部の整備

災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等を行う体制を整備する。

（3）情報通信システムの整備

広域災害救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話等を活用した情報通信システムを整備し、災害医療に関する情報を収集し、市町村の災害対策本部等と情報を共有する体制を整備する。

また、これらのシステムが停電時でも運用できるよう、非常用電源を確保する。

なお、災害拠点病院の医療救護班及び県医師会等の関係団体には、衛星通信装置を配備する。

（4）輸送体制の整備

医療救護班、医療資機材等を輸送する必要がある場合は、県災害対策本部を通じて、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関へ協力を要請する。

（5）災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

2 市の役割

相当規模の災害発生時には、市災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、市で対応可能な被災規模の場合は市が災害医療に係る活動を統率する。

このため、（一社）由利本荘医師会、由利本荘歯科医師会、地域薬剤師会（本荘由利支部）、看護協会（本荘由利支部）等（以下「医師会等」という。）地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関との連携体制を整備する。

（1）県保健医療福祉調整本部への要請

災害の種類や規模に応じ、市で対応が困難な場合は、県保健医療福祉調整本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。

(2) 災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

(3) 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

ア 救護所の設置箇所を定め、市民に周知を図る。

イ 救護所等に医療救護用の資器材を備蓄する。

ウ 医療機関の協力により、救護班を編成する。

エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

オ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(4) 後方搬送体制の整備

ア 負傷者の後方搬送について、市は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

イ 透析患者や在宅難病患者等への対応

(ア) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を2～3回受けており、災害時にも平時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

(イ) 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

3 関係団体

（一社）由利本荘医師会の関係団体は、市と締結した「災害時における応急医療救護活動に関する協定」に基づき応急医療救護活動を実施する。

4 医療機関

各医療機関は災害対策に関する啓発、対応マニュアルの作成、研修及び訓練を定期的に行うほか、以下の設備等の整備に努めるものとする。

(1) ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

(2) 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

(3) メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

◎医療施設一覧・・・資料編参照

第3 災害時の医療提供体制

1 県保健医療福祉調整本部の設置

(1) 県保健医療福祉調整本部

県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。

(2) 災害医療コーディネートチーム

- ア 県保健医療福祉調整本部長の指揮下に災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。
- イ コーディネーターと連絡を図り、小児・周産期医療に関する調整等を行うため、県保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）を配置する。
- ウ コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、県保健医療福祉調整本部に災害医療連絡調整員（以下「連絡調整員」という。）を配置する。
- エ コーディネーター、リエゾン及び連絡調整員（以下「コーディネーター等」という。）は、災害医療に精通し、かつ、県内医療の現状について熟知している者として、県医師会等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。
- オ コーディネーター等は、平時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。
- カ コーディネーター等は、大規模災害発生時等において、災害医療コーディネートチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。
- キ 県医師会等の関係団体は、コーディネーター等と連携し、災害医療に係る活動を支援する。

2 地域保健医療福祉調整本部の設置

(1) 地域保健医療福祉調整本部

県は地域振興局福祉環境部長を本部長とする地域保健医療福祉調整本部を設置し、市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。

(2) 地域災害医療コーディネートチーム

- ア 地域保健医療福祉調整本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。
- イ 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、地域保健医療福祉調整本部に地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。
- ウ 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、災害医療に精通し、かつ、当該地域医療の現状について熟知している者として、市医師会等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。
- エ 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、平時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。

3 災害拠点病院の指定

県内の医療機関のうち、被災地からの傷病者の受入やDMAT等の派遣等を行い、災害医療の中核となる医療機関を災害拠点病院に指定し、これらの病院を中心に災害医療体制を整備する。

災害拠点病院のうち、秋田大学医学部附属病院を基幹災害拠点病院、その他の災害拠点病院を地域災害拠点病院とし、二次医療圏毎に一箇所以上配置する。

なお、災害拠点病院以外のすべての医療機関は、災害協力医療機関として災害医療を担う。

(1) 災害拠点病院の体制整備

災害拠点病院は、災害時における傷病者の受入を確実にするため、次の体制整備を行う。

- ア 被災地へ派遣する自己完結型の医療救護班を確保する。なお、災害派遣医療チーム（DMAT）を保有するものとする。
- イ 多発する重篤救急患者の救命医療等を行うため、病院機能を維持する必要があることから、病院施設の耐震化を進める。
- ウ 災害時の通信手段の確保に向け、インターネット接続が必要なEMISの活用も考慮し、最低限、衛星電話を保有し、また、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備する。
- エ 通常時の6割程度の発電容量がある自家発電機を保有のうえ、最低3日分程度の備蓄燃料を確保し、救急医療や手術等の急性期の医療機能や、電子カルテシステム等を含む病院情報システム等のネットワーク等の病院の基本的な機能を維持するために必要な発電容量を確保する。
- オ 適切な容量の受水槽の保有や、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等、災害時に少なくとも3日分の病院の機能を確保するための水を確保する。
- カ 食料、飲料水、燃料、医薬品等は、流通を通じて適切に供給されるまでの必要な量として、おおむね3日分備蓄する。
- キ 病院敷地内にヘリポートを確保する。ただし、敷地内の設置が困難な場合は近隣の使用可能なヘリコプターの離着陸場を確保するものとする。
- ク 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画を整備するとともに、整備した業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施する。
- ケ 地域の第二次救急医療機関及び郡市医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施する。また災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整える。

（2）災害拠点病院・DMAT指定病院

二次医療圏「由利本荘・にかほ」における災害拠点病院・DMAT指定病院は次のとおりである。

病院名	災害拠点病院	DMAT指定病院	所在地	備考
由利組合総合病院	○	○	由利本荘市	

4 保健医療活動チーム

（1）災害派遣医療チーム（DMAT）

ア DMATの活動

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とし、県とDMAT指定病院との協定に基づき活動する。

イ DMAT県調整本部の設置

（ア）県保健医療福祉調整本部の指揮下に、県内で活動するすべてのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を設置する。

（イ）DMAT県調整本部には、秋田DMATの統括が指名する責任者を配置する。

（2）災害派遣精神医療チーム（DPAT）

ア DPATの活動

DPATについては、日本DPAT活動要領の規定を基本とし、県とDPAT指定病院との協定に基づき活動する。

イ DPAT県調整本部の設置

- (ア) 県保健医療福祉調整本部の指揮下に、県内で活動するすべてのD P A Tを指揮・調整するD P A T県調整本部を設置する。
- (イ) D P A T県調整本部には、秋田D P A Tの統括が指名する責任者を配置する。
- (3) 災害時健康危機管理支援チーム (D H E A T)
 - ア D H E A Tの活動
 - D H E A Tについては、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災地の保健所等を支援するため、D H E A T活動要領を基本として活動する。
 - イ D H E A T構成員の人材育成等
 - 県は、D H E A T構成員の人材育成や資質維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。
- (4) その他
 - 県は、日本医師会災害医療チーム (J M A T)、医療救護班 (日本赤十字社他)、日本災害歯科支援チーム (J D A T)、日本薬剤師会によるチーム、災害支援ナース、日本栄養士会災害支援チーム (J D A - D A T)、日本災害リハビリテーション支援協会チーム (J R A T)、災害派遣福祉チーム (D W A T)、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームについて、受入を調整し、被災地での活動を支援する。

第4 医薬品等の備蓄体制の整備

1 常用備蓄

- (1) 災害拠点病院は、医療救護班が使用する緊急医薬品等及び重症患者の救命救急医療その他必要な医薬品等について、平時に病院で採用している医薬品等を使用しながら一定量を上乗せして確保する形態（以下「常用備蓄」という。）により備蓄する。災害拠点病院の常用備蓄量はおおむね3日分を目途とするが、災害時に多数の患者が来院することを考慮するものとする。
- (2) 災害協力医療機関（病院）及び調剤薬局においても、おおむね3日分の常用備蓄を行うものとし、二次医療圏ごとに調剤薬局の常用備蓄を補完する体制を整備するものとする。

2 流通備蓄

災害の初動時以降に救護活動で必要となる災害用医薬品及び医療機器については、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、平時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫量を情報管理するとともに、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会の協力を得て、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）する。

なお、化学物質の中毒症状に用いる医薬品についても、流通備蓄により確保する。

3 供給の確保

医薬品等の卸業者は、医療機関等からの医薬品等の供給要請に対応できるよう、平時から通常の医薬品等の流通ルートのほか、災害時に医薬品等を調達できる流通ルート及びその方法を取り決めておくものとする。

4 後方供給体制

県は、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の受入体制として、平時から二次医療圏ごとに支援医薬品等の集積予定場所（以下「支援医薬品集積センター」という。）を複数選定する。

5 お薬手帳の活用

(一社)秋田県薬剤師会は、必要に応じてお薬手帳を救護所等へ供給するとともに、平時から、避難する際の携行品として、お薬手帳の普及啓発を図る。

6 血液製剤等の確保

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用血液製剤の在庫量について情報提供を行う。
- (2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、あらかじめ日本赤十字社東北ブロック血液センターとの間で支援体制等を構築する。
- (3) 秋田県赤十字血液センターは、県保健医療福祉調整本部との連絡体制を確保する。
- (4) 秋田県赤十字血液センターは、平時から計画に基づいた献血者の確保に努め、輸血用血液製剤の適正在庫の維持を図る。

第5 搬送体制等の整備

1 搬送体制

由利本荘警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認のうえ、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

なお、民間車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用される可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両として事前に届け出る。

2 在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平時からこれらの患者に関する連絡体制及び搬送先等の計画を策定するものとする。

3 広域医療搬送

県は、災害時において、空港等の広域搬送拠点に、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置できるよう整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する。

第6 災害医療に係る研修・訓練

- 1 県内の関係機関は、大規模災害を想定した医療救護訓練及び災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病等の治療技術等に関する研修や訓練を定期的を実施するものとする。
- 2 県内の関係機関は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について、市民への普及啓発を図るものとする。
- 3 県内の関係機関は、災害時、同時に多数生ずる犠牲者及び身元不明者に係る死体検案及び身元確認を迅速かつ効率的に行うため、死体検案等に従事する関係者に対する死体検案技術及び身元確認技法の研修や訓練を実施するものとする。
- 4 県は、定期的にE M I Sや衛星電話による情報収集訓練を行うとともに、医療機関の担当者等を対象としたシステム等の操作方法の研修会を開催する。

第7 災害医療救護計画の推進

1 救急・災害医療検討委員会

県は、県医師会等の関係団体及び警察、消防機関等の関係機関から構成する救急・災害医療検討委員会を設置し、秋田県災害医療救護計画の推進と全県的視野での救急・災害医療対策の強化を図るものとする。

救急・災害医療検討委員会の役割は以下のとおりとする。

(1) 計画の進行管理

災害医療救護計画の推進及び秋田県医療保健福祉計画（災害医療）の進行管理を行う。

(2) 部会の意見等の集約

保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の意見等を集約する。

(3) 方策の検討

災害医療体制の整備・充実を図るための具体的な方策を検討する。

(4) 研修・訓練の検討

災害医療に係る研修・訓練の実施方法を検討する。

(5) その他

その他災害医療に関する必要事項を検討する。

2 保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会

県は、保健所、市町村、郡市医師会、災害拠点病院、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部、消防機関本部、警察等の関係団体及び地域住民の代表者から構成する保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会を設置し、地域における災害医療対策の強化を図る。

保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 計画の進行管理

災害医療救護計画の推進及び秋田県医療保健福祉計画の進行管理を行う。

(2) 訓練の検討

地域の防災訓練（災害医療に関する）の実施方法を検討する。

(3) 連携体制の確立

地域の災害医療関係者の連携体制の確立を図る。

(4) その他

その他災害医療に関する必要事項を検討する。

第24節 要配慮者支援計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
第2 要配慮者の避難支援	1 避難支援の基本的な考え方	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 避難行動要支援者名簿の作成と活用	
	3 個別避難計画の作成と活用等	責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
	4 個別避難計画作成に係る支援の活用	
	5 避難行動要支援者の避難支援と安否確認	
第3 高齢者、障がい者等の安全確保対策	1 被災直後の救出・救助体制の整備	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 避難に関する配慮	責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
	3 福祉施設及び要配慮者利用施設における対策	
第4 外国人、旅行者等の安全確保対策	1 適確な情報伝達のための防災環境づくり	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
	2 防災教育・広報	
	3 地域における救援体制	
第5 災害福祉ネットワーク	1 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
	2 秋田県災害派遣福祉チーム（DWAT）	

第1 計画の方針

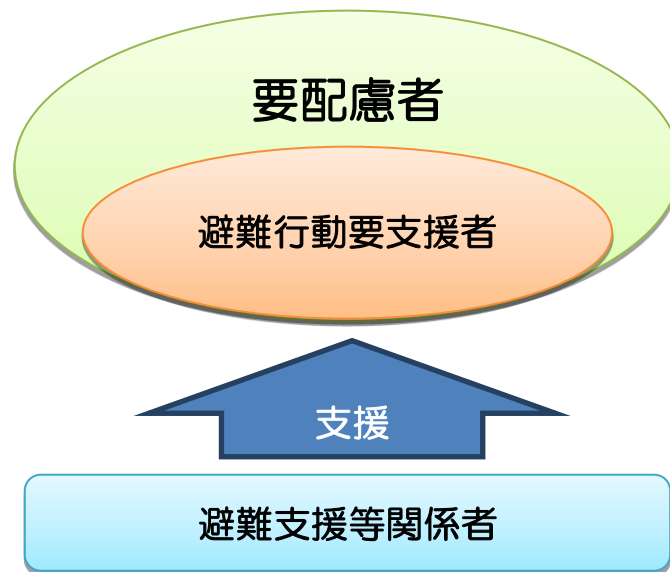
災害発生時には、自らの行動が制約される「要配慮者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が極めて重要である。

このため、市は高齢者等避難を通知した時点から避難及び避難誘導、また、その後の避難所生活に至るまでの各段階において、時間の経過と想定される避難所の状況等に応じたきめ細やかな支援策を定めるとともに、これを実施するため関係機関との緊密な連携を図る必要がある。

用語の定義

用 語	定 義
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者
要配慮者	災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者であり、具体的には自治会、消防機関（消防署、消防団）、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等

イメージ図



第2 要配慮者の避難支援

1 避難支援の基本的な考え方

- (1) 要配慮者に対する避難支援は、基本となる「自助（自ら身を守ること）」が身体的特性等から困難である場合が想定されるため、「共助（自治会、自主防災組織、近隣住民等地域による支援活動）」が特に重要となること。
- (2) 市は要配慮者への避難支援対策と対応した高齢者等避難（要配慮者を対象とした避難）を通知する。

高齢者等避難は、要配慮者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備が不可欠であること。

- (3) 市は、要配慮者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、福祉関係部局と防災関係部局が連携し情報の共有に努めるとともに、民間団体、福祉団体、地域団体等の関係機関とも共有し、災害時に活用できるようにすることが必要であること。

なお、市における個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律及びにかほ市個人情報保護法施行条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う必要があること。

- (4) 市は、避難支援にあたっては、地域性への配慮が必要であること。

2 避難行動要支援者名簿の作成と活用

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉部局と連携のもと、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成にデジタル技術を活用するものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

自治会、消防機関（消防署、消防団）、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）

ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身の世帯の者

オ 市の生活支援を受けている難病患者

カ 要配慮者自らが申し出た者

キ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民登録や障がい者情報、介護者情報により避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、名簿を作成する。

(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 名簿の更新に関する事項

毎年住民基本台帳や障がい者情報、介護者情報をもとに加除・更新する。

(6) 名簿情報の提供及び情報漏えい防止措置

避難行動要支援者本人からの同意を得たうえで、名簿提供者を避難支援等関係者に限定して提供するものとし、守秘義務のない者には誓約書を提出させる。また、名簿の保管場所を指定して必要以上の複製を禁止する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できるものとする。

(7) 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達

避難支援等関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られるよう体制を整備する。

また、「高齢者等避難」や「自主避難の呼びかけ」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。避難等に必要な情報を入手できれば自ら避難行動をとることが可能な避難行動要支援者もいるため、多様な手段を活用し、わかりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に情報伝達する体制を整備する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自己の安全確保を優先させるものとし、また、日頃から各自で行える防災対策を実施し、災害に備えるものとする。また、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者自らが被災した場合などは、避難支援が行えない場合があることを伝えておくものとする。

3 個別避難計画の作成と活用等

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、避難支援等に携わる関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するものとする。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

- ア ハザードマップ上、危険な場所に居住する者
- イ 要介護認定3～5を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- エ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身の世帯の者
- カ 医療的ケアが必要な難病患者

(2) 個別避難計画の作成目標期間

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者については、令和8年5月までを目途に作成するよう努める。

(3) 作成の進め方

市が自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事業者、福祉専門職、保健所、医療関係機関等と連携しながら作成する。

(4) 個別避難計画において避難支援等関係者となる者

自治会、消防機関（消防署、消防団）、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、避難支援等実施者（候補者）、避難先の候補施設、日常から避難行動要支援者と関わる者等

(5) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、県や避難行動要支援者本人等から作成に必要な個人情報を取得し、計画を作成する。

(6) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて更新する。また、避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者又は避難支援等実施者等から変更の申出があった場合は随時修正する。

(7) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者本人からの同意を得たうえで、計画提供者を本人及び避難支援等関係者に限定して提供するものとし、守秘義務のない者には誓約書等を提出させる。また、計画の保管場所を指定して必要以上の複製を禁止する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず、計画情報を避難支援等関係者その他の者に提供できるものとする。

(8) 要配慮者が円滑に避難のため立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られるよう体制を整備する。

また、「高齢者等避難」や「自主避難の呼びかけ」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。避難等に必要な情報を入手できれば自ら避難行動をとることが可能な避難行動要支援者もいるため、多様な手段を活用し、わかりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に情報伝達する体制を整備する。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自己の安全確保を優先させるものとし、また、日頃から各自で行える防災対策を実施し、災害に備えるものとする。また、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者自らが被災した場合などは、避難支援が行えない場合があることを伝えておくものとする。

(10) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(11) 地区防災計画との連携

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 個別避難計画作成に係る支援の活用

市は、県が実施する、事例や留意点などの提示や研修会の実施等の取組を通じた支援、秋田地方気象台が市町村に対し実施する、要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発などについて、個別避難計画作成に活用するものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

(1) 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第3 高齢者、障がい者等の安全確保対策

1 被災直後の救出・救助体制の整備

同時多発的かつ広範囲にわたる災害発生時における被災者の救出・救助については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、市は、地域住民による自主的な防災活動の主体となる自主防災組織の育成強化に努め、平時における地域の要配慮者及び要配慮者利用施設の実態把握と災害時における支援体制の整備を推進する。

2 避難に関する配慮

災害発生時の避難生活においては、要配慮者の特性に応じた安全的確な対応が必要なことから、市は福祉施設及び要配慮者利用施設管理者等の関係機関と協力して次の対策を行う。

(1) 避難誘導

要配慮者の特性に基づき、避難時に予想される特別の困難な事情に配慮した防災教育を行うとともに、家族の役割を啓発し、町内会及び自主防災組織等が平時から近隣の要配慮者の実態把握を行い、緊急時に的確な避難誘導ができる体制の確立に努める。

(2) 災害情報の伝達

避難生活にある要配慮者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な

伝達手段の確立に努める。

(3) 避難生活

要配慮者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備の改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分等については、要配慮者の特性に配慮した対応に努める。

平時からホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある市民の相互扶助の体制づくりに努める。

(4) 福祉避難所の指定

市は、要配慮者の避難を想定し、「福祉避難所」（要配慮者のための配慮がされた避難所）として、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。また、社会福祉施設等と災害時応援協定を締結し、福祉避難所として指定するよう努める。なお、福祉避難所を指定した場合は、パンフレットや広報紙、ホームページ等で市民に周知する。

災害時必要と認められる場合は、直ちに福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。

(5) 災害時における福祉サービスの継続

災害時における福祉サービスの継続は重要であることから、市は関係施設と連携し、福祉サービス継続に必要な体制の確立に努める。

3 福祉施設及び要配慮者利用施設における対策

福祉施設及び要配慮者利用施設の管理者は、平時から次の対策に努めるものとする。

- (1) 災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等を定めた防災計画を策定するとともに、この計画に基づいて定期的に防災訓練を実施する。
- (2) 災害が発生した場合に応援が得られるよう、町内会、自主防災組織等地域住民等との協力体制の確立に努めるものとする。
- (3) 市、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。
- (4) 食料、飲料水、入所者の特性に応じた生活必需品及び常備薬等の確保に留意するものとする。
- (5) 自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

◎福祉施設一覧・・・資料編参照

第4 外国人、旅行者等の安全確保対策

国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する必要がある。市、県及び関係機関は、市内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努める。

1 的確な情報伝達のための防災環境づくり

国は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。市及び県は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提

供し、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 防災教育・広報

市は、国際交流関係機関と協力し、指定緊急避難所、指定避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努める。

また、市内の災害環境、防災に関する基礎知識、災害種別に対応した指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した地図をインターネットやパンフレット等の作成や防災上の心得等について、防災教育及び広報に努める。

3 地域における救援体制

市は、国際交流関係機関、秋田県災害多言語支援センター、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域コミュニティ団体と協力し、外国人及び旅行者の安全確保、救援活動の支援体制の整備に努める。

第5 災害福祉支援ネットワーク

1 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

大規模災害時における要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって平時から秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設置する。

所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 秋田県災害福祉広域支援ネットワーク構築に関すること。
- (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
- (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び秋田県災害派遣福祉チーム（DWA T）の編成・派遣（国又は被災都道府県からの応援派遣の要請に係る検討を含む。）に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

2 秋田県災害派遣福祉チーム（DWA T）

福祉・介護等の専門職員等によって構成し、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所その他災害の発生時に、要配慮者を受入れる施設において要配慮者の支援を行う。

活動内容は以下のとおりとする。

- (1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング
- (2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
- (3) その他必要と認められること。

第25節 災害ボランティア活動支援計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
第2 災害ボランティアの活動分野		責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
第3 災害ボランティア活動への支援	1 ボランティア団体との連携	責任者：市民福祉部長 担 当：福祉事務所福祉課
	2 災害ボランティア活動支援指針の活用	
	3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成	
	4 災害ボランティア活動の環境整備等	

第1 計画の方針

災害発生時には、市、県等の行政機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが多い。

このため、市、県及び関係機関は、災害時において、市民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うための環境整備に努めるものとする。

第2 災害ボランティアの活動分野

専門ボランティア	1 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
	2 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
	3 福祉（手話通訳、介護等）
	4 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
	5 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
	6 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士）
	7 通訳
	8 特殊車両の操作（大型重機）
	9 ボランティアコーディネート
	10 その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動
一般ボランティア	1 炊き出し、給食の配食
	2 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
	3 清掃及び防疫の補助
	4 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
	5 応急復旧現場における危険を伴わない作業
	6 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
	7 献血、募金活動
	8 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
	9 その他被災者の生活支援に関する活動

第3 災害ボランティア活動への支援

1 ボランティア団体との連携

災害発生時の被災者支援を充実させるためには、行政からボランティアへの積極的かつ適切な情報提供が不可欠である。

また、ボランティア活動における自主性、自発性の精神を十分に理解・尊重し、行政として支援体制を構築することが必要である。

このため、平時から相互理解を深め、災害時においてボランティア活動がより円滑に展開できる連携協力体制づくりに努める。

2 災害ボランティア活動支援指針の活用

県と関係団体が策定した「災害ボランティア活動支援指針」をもとに、大規模災害発生後において、市内外から集まる災害ボランティアを混乱なく被災地に受入れ、効果的な活動が行われるための体制づくりに努める。

3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市及び地域の関係団体と連携して「にかほ市災害ボランティアセンター運営マニュアル」の必要に応じた見直し及び災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施に努めるものとする。

市は、市社会福祉協議会によるマニュアルの見直しについて、積極的に協力・支援するよう努める。

4 災害ボランティア活動の環境整備等

(1) 活動支援の拠点

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。

ア 市域及び県域ごとのボランティア受付

イ ボランティアの要請把握と振り分けなど

ウ 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所

(2) 活動拠点の整備

市は、NPO・ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。

県は、被害が甚大で市が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議のうえ活動拠点となる県有施設の提供に努める。

(3) 活動環境の整備等

市及び県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体などと連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成や、NPO・ボランティア団体等のリーダーの育成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

さらに、市及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動

の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

(4) 災害中間支援組織の育成等

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市域において活動する災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成や機能強化に努める。また、災害中間支援組織の運営（支援）者や、市災害ボランティアセンター設置の要請先機関（市社会福祉協議会）との役割分担等について、別途、定めるよう努めるものとする。

第26節 企業防災促進計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：商工観光部長、総務部長 (危機管理監) 担 当：商工政策課、防災課
第2 企業の役割	1 生命の安全確保と安否確認	責任者：商工観光部長、総務部長 (危機管理監) 担 当：商工政策課、防災課
	2 二次災害の防止	
	3 事業の継続	
	4 地域貢献・地域との共生	
第3 企業防災促進のための 取組	1 防災訓練の実施	責任者：商工観光部長、総務部長 (危機管理監) 担 当：商工政策課、防災課
	2 事業継続計画（BCP）の策定 促進	
	3 相談体制の整備	
	4 企業の防災に係る取組の評価	
第4 要配慮者利用施設にお ける避難計画等の作成		責任者：商工観光部長、総務部長 (危機管理監) 担 当：商工政策課、防災課

第1 計画の方針

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。

市、県及び関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 企業の役割

企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスク自体を減らすリスクコントロールと、リスクの移転等により経営への影響度を緩和するリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。

1 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

加えて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏えい防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

3 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの普及計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

4 地域貢献・地域との共生

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業などと連携し、事業の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、平時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的に望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- (1) 援助金の提供
- (2) 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- (3) 保有する水・食料等の物資の提供
- (4) 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- (5) 社員のボランティア活動への参加

第3 企業防災促進のための取組

市、県及び関係機関は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等や、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を図る。

1 防災訓練の実施

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等と呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）の策定促進

事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援するとともに、被害想定やハザードマップなど、事業継続計画（BCP）策定のための基礎データを積極的に提供する。また、市、県及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関す

る各種支援についてあらかじめ整理しておく。

4 企業の防災に係る取組の評価

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の防災意識の向上を図る。

第4 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画、自衛水防組織の構成員等について、市長に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第27節 大規模停電対策計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 避難所、公共施設等への 非常用電源の整備	1 避難所	責任者：総務部長（危機管理監）、 教育次長、農林水産建設 部長 担 当：防災課、総務課、財政課、 教育総務課、建設課
	2 防災拠点	
	3 応急対策実施機関	
	4 医療・福祉施設	
第2 非常用発電機の燃料確保		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：財政課
第3 大規模停電時における 情報伝達体制の整備		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第4 大規模停電を想定した 訓練の実施		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課

第1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市、県及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。

なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 非常用電源の用途及び容量
- (2) 非常用電源を供給する機器の選定
- (3) 機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

1 避難所

市は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

県教育庁は、県立学校への太陽光発電設備の導入について、災害発生時に速やかな情報収集を行うことができるよう、避難所に指定されている学校を優先し整備を図る。

2 防災拠点

市、県及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源等の整備を図るとともに、72時間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

3 応急対策実施機関

市、県及び災害拠点病院など災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP

ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

4 医療・福祉施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

◎本章第15節第8「社会公共施設等」参照

第2 非常用発電機の燃料確保

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。また、市内ガソリンスタンドと締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき燃料の確保に努めるとともに危険物安全協会と連携し、燃料の確保に努める。

第3 大規模停電時における情報伝達体制の整備

市、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

第4 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第28節 緊急輸送計画

◇項目と実施担当

項 目		実施担当
第1 計画の方針		責任者：、総務部長（危機管理監） 担 当：財政課、防災課
第2 緊急輸送道路の指定・整備	1 緊急輸送道路ネットワークの整備	責任者：総務部長（危機管理監）、 農林水産建設部長 担 当：防災課、建設課
	2 緊急輸送道路の整備	
第3 ヘリコプターの臨時離着陸場の指定・整備		責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：防災課
第4 緊急輸送体制の整備		責任者：、総務部長（危機管理監） 担 当：財政課、防災課

第1 計画の方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達とその緊急輸送道路の確保のための道路啓開等を、災害発生後迅速に行うことが望まれる。

その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両等の調達体制を整備していくものとする。

第2 緊急輸送道路の指定・整備

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

市は、これを補完する路線を市の緊急輸送道路として指定し、緊急輸送道路ネットワークを整備するものとする。その際、最新の災害危険区域等を考慮するとともに、必要に応じて道路の新設や防災拠点の変更を行うものとする。

2 緊急輸送道路の整備

市は、緊急輸送道路に指定された施設について、計画的に緊急輸送道路の整備を行うものとする。また、緊急輸送道路に面した建物が、耐震性が低いために災害時に倒壊するなどして、通行の障害となる可能性がある場合は、沿道建物の耐震改修を促進する。

第3 ヘリコプターの臨時離着陸場の指定・整備

市は、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段として、ヘリコプターの臨時離着陸場の整備を推進する。

ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況は資料編のとおりであるが、その他の施設においても、順次ヘリコプターの臨時離着陸場の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップし、ヘリコプターの臨時離着陸場の申請を行うものとする。また、ヘリコプターの臨時離着陸場に指定した施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備に努める。

◎飛行場外離着陸場・・・資料編参照

第4 緊急輸送体制の整備

市は、災害発生時に交通網啓開を円滑に実施するため、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両等を確保できる体制を整備する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 自衛隊への災害派遣要請計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 災害派遣要請権者				
第3 担当地域				
第4 災害派遣要請の範囲・ 対象	1 災害派遣の範囲			
	2 要請基準			
第5 任務				
第6 災害派遣要請手続き	1 災害派遣手続き			
	2 災害派遣連絡窓口			
第7 災害派遣部隊の受入	1 自衛隊連絡所の設 置			
	2 集結場所等の提供			
	3 連絡員の派遣			
	4 災害派遣を命ぜら れた部隊等の自衛官 の権限			
第8 自主派遣における措置				
第9 派遣部隊の撤収				
第10 経費の負担区分	1 自衛隊が負担する 経費			
	2 派遣を受けた者が 負担するもの			

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第2 災害派遣要請権者	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第3 担当地域	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

第4 災害派遣要請の範囲・対象	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
第5 任務	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
第6 災害派遣要請手続き	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
第7 災害派遣部隊の受入	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
第8 自主派遣における措置	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
第9 派遣部隊の撤収	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
第10 経費の負担区分	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：財政班、会計管理班 関係機関：陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

第1 計画の方針

台風、豪雨等による大規模で広範囲にわたる災害が発生し、市、県などの救助・救急及び支援能力を超える場合は、自衛隊への災害派遣要請が必要であり、本節では自衛隊の災害派遣要請に必要な事項を定める。

第2 災害派遣要請権者

要請権者		対象となる災害	関係法令
知 事		主として陸上災害	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項
政 令 で 定 める 者	海上保安庁長官	主として海上災害	自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第105条
	第二管区海上保安本部長		
	仙台空港事務所長	主として航空機遭難	

第3 担当地域

陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	県下全域及び海上区域

第4 災害派遣要請の範囲・対象

市長が派遣を要請した際の範囲及び基準は次のとおりとなる。

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
 - (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき。
 - (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。
 - ア 関係機関に対し、災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 海難事故、航空機事故及び鉄道運転事故の発生を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものと認められること。
 - エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- (2) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第5 任務

派遣があった際の任務は次のとおりとなる。

- 1 被害情報の把握（被災地の偵察）
 - 2 避難の援助
 - 3 救急医療、救護・防疫
 - 4 人員、物資の緊急輸送
 - 5 給食・給水
 - 6 入浴支援
 - 7 遭難者の搜索活動
 - 8 通路・水路の応急啓開
 - 9 水防活動
 - 10 消防活動
 - 11 危険物の除去・保安
 - 12 救援物資の無償貸付・譲与
- ※「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与
- 12 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第6 災害派遣要請手続き

1 災害派遣手続き

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、別紙様式により知事に災害派遣の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX、無線等により要求するものとし、事後速やかに次の事項を明らかにした文書を送達する。

- (1) 災害の概況と派遣要請の事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他、派遣活動上の参考事項

市長は、通信の途絶等により知事に派遣要請の要求ができない場合は、当該自衛隊に直接、その旨及び災害の状況を通知する。

なお、この通知を行った場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

◎市長から知事に対する自衛隊の災害派遣要請の要求（様式）・・・・・・資料編参照

2 災害派遣連絡窓口

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜 間（休日を含む）
秋田県	秋田県知事	総務部総合防災課 TEL(018)860-4563 FAX(018)824-1190 衛星 100569	
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田(018)845-0125 内線 236、238 FAX 239 衛星 197-511 衛星 FAX 197-50	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線 302 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション舞鶴(0773)62-2250 内線 2222、2223 FAX(0773)64-3609	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線 252、253 FAX 240 衛星 198-511 衛星 FAX 198-50	当直 秋田(018)886-3320 内線 225 FAX 240
	第33警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線 205 FAX 209	当直 男鹿(0185)33-3030 内線 211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線 2354	SOC 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204
	航空支援集団司令官	航空機運用(患者空輸) 府中(042-362-2971) 内線 2583(2513) FAX 2615(2634)	防衛部運用課初動対応室 内線 2531 FAX その都度確認

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜 間（休日を含む）
航空自衛隊	航空救難団司令	防衛部 入間(04-2953-6131) 内線 3832 FAX 3839	当 直 内線 3895 FAX 3839（送った場合、電話でも連絡すること）

第7 災害派遣部隊の受入

1 自衛隊連絡所の設置

市は、市内に自衛隊連絡所を設置し、自衛隊が市と緊密に連携して救援活動を円滑に実施できるようにするとともに、自衛隊と災害現場における災害対策本部長（市長）及び関係機関との間における業務の調整の便宜を図り、またその他必要な措置をとるものとする。

2 集結場所等の提供

市長は、知事、自衛隊、施設管理者等との協議のもと、派遣部隊の集結（野営）場所や資機材の保管場所等を指定するものとする。

これらの集結場所等は、第2編第1章第6節に定める広域防災拠点のほか、被災状況によってはその他の公共施設等の中から、派遣部隊の規模や活動内容等に応じて指定する。

また、市長、施設管理者等は、自衛隊の効率的な活動を支援するため、次の措置の実施に最大限協力するものとする。

- (1) 県及び派遣部隊との連絡責任者の指定
- (2) 派遣部隊誘導のための要員の派遣
- (3) 集結場所等に係る図面等の提供
- (4) 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用
- (5) 近隣住民等との調整など

3 連絡員の派遣

自衛隊は、知事等からの災害情報を検討し、必要と認める時は、県総務部総合防災課に連絡員を派遣し、迅速な情報収集にあたる。

知事等は、連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない時に限り、自衛隊法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき次の措置をとることができる。

本市域において、当該措置をとった時は直ちに、その旨を市長又は由利本荘警察署長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作場等の除去等
- (4) 市民等の応急措置業務への従事命令
- (5) 車両の移動命令等並びに車両の破損等

第8 自主派遣における措置

- 1 指定部隊の長は、可能な限り早急に知事等に対し自主派遣について連絡するものとする。
連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。
- 2 知事等は、自主派遣の連絡を受けた時は、直ちに当該部隊が派遣された地域の市町村長等に通知するものとする。
- 3 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、本節第6「災害派遣要請手続き」に定める措置に準じるものとする。
- 4 自主派遣後において、知事等から要請があった場合は、その時点において当該要請に基づく救援活動となるものとする。

第9 派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣の目的を達したと認めたときは、その旨知事に報告し、派遣部隊の撤収を要請する。又は連隊長が派遣の必要がなくなると認めた場合に協議して行うものとする。

◎市長から知事に対する自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求（様式）・・・資料編参照

第10 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定する。

1 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

2 派遣を受けた者が負担するもの

市の負担範囲は、1に掲げた経費以外の経費について負担するものとする。

第2節 広域応援計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 県及び県内市町村間の相 互応援	1 災害時における秋 田県及び市町村相互 の応援に関する協定			
	2 県内 13 市による 災害時における相互 援助に関する協定			
	3 県外自治体との相 互応援協定			
第3 広域消防相互応援協定				
第4 緊急消防援助隊	1 応援要請			
	2 受入体制の整備			
	3 進出拠点			
	4 宿営場所			
	5 応援等の終了			
	6 経費負担			
第5 人的支援				
第6 被災自治体からの被災者 の受入・支援				
第7 災害時応援協定	1 関係機関との応援 協定			
	2 民間団体等に対す る要請			
第8 広域受援計画の策定				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）、消防長

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第2 県及び県内市町村間の 相互応援	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第3 広域消防相互応援協定	責 任 者：総務部長（危機管理監）、消防長 担 当：総括班、消防本部、消防署、消防団 関係機関：

第4 緊急消防援助隊	責 任 者：総務部長（危機管理監）、消防長 担 当：総括班、消防本部、消防署、消防団 関係機関：
第5 人的支援	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第6 被災自治体からの被災者の受入・支援	責 任 者：総務部長（危機管理監）、福祉事務所福祉課長 担 当：総括班、要配慮者支援班 関係機関：
第7 災害時応援協定	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：応援協定締結各機関・団体
第8 広域受援計画の策定	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：

第1 計画の方針

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたり発生し、市単独での対応は困難を極め、さらには県及び県内の機関をもってしても十分な対応ができない事態も想定される。

市及び県は、このような場合、被災を受けていない市町村、隣接県への協力依頼を始め、さらには国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があることから、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、執務スペース、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

また、平時から、行政機関や民間企業等との協定の締結や、応援職員派遣制度の活用方法の習熟など、応援体制の整備に努めるとともに、その実効性を検証するため、大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換や状況に応じた各種訓練を実施する。

第2 県及び県内市町村間の相互応援

1 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

県及び県内全市町村は次のとおり協定を締結しており、これに基づき他市町村への応援を行う。

応援の要請	1 市は、県に対して応援を要請することができる。 2 市は、県に要請するいとまがない時は、他の市町村に直接応援を要請することができる。
応援の種類	1 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供 2 避難所の開設及び避難者の受入 3 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供 4 応急活動に必要な職員の派遣 5 上記のほか、被災市町村から特に要請のあったもの
要請を受けた場合の措置	1 県は、被災市町村からの応援要請に対し、他の市町村に応援を要請する。 2 要請を受けた他の市町村は、対応可能な応援内容を県に報告する。 3 県は、他の市町村からの応援内容を調整する。 4 県は、自ら実施することが適当な場合は、直ちに応援を実施する。
自主応援	1 市及び県は、被災市町村が応援要請できない状況にあると判断した場合には、自主的に応援することができる。 2 自主的に応援した場合は、その内容を県に報告する。

2 県内13市による災害時における相互援助に関する協定

県内13市では独自に相互応援協定を締結しており、被災した都市毎の援助調整都市が定められていることから、市は、これに基づき他市への応援を行う。

3 県外自治体との相互応援協定

市では、次の自治体と災害時に係る相互の応援協定等を締結しているため、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を行う。

協定締結自治体	協定名	協定締結日
山形県 遊佐町	災害時等における相互応援に関する協定	平成7年5月19日
宮城県 松島町	夫婦町災害相互支援協定	平成13年8月29日
茨城県 大洗町	災害相互支援協定	平成25年7月4日
栃木県 大田原市	災害時における相互応援に関する協定	令和7年2月5日

第3 広域消防相互応援協定

各消防本部は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する下記協定に基づき広域的な支援を円滑に行うため、消防力の基準に従い消防防災施設や設備の整備に努める。

◎秋田県広域消防相互応援協定

第4 緊急消防援助隊

1 応援要請

市長は、災害規模及び被害状況を考慮して市の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事を通じて緊急消防援助隊の応援要請を行う。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に直接要請し、事後、速やかにその旨を知事に報告する。

なお、知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び市長に対して通知するものとする。

要請先	総務省 消防庁 国民保護・防災部防災課 応急対策室 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537
	秋田県 総務部 総合防災課 TEL018-860-4563

2 受入体制の整備

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合、消防本部は、各応援隊を円滑に受入れるため次のとおり受援体制を整備する。

- (1) 管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
- (2) 市災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
- (3) 応援都道府県大隊に対して、貸出可能な資機材の準備
- (4) 管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備 など

3 進出拠点

- (1) 消防本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について、消防庁及び県と協議する。なお、進

出拠点は、消防庁が決定するものとする。

(2) 消防本部は、進出拠点到連絡員等を派遣するものとする。

(3) 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊等の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先、任務等の情報提供を行うものとする。

4 宿営場所

(1) 消防本部は、緊急消防援助隊の宿営場所について、消防庁及び県と協議する。なお、宿営場所は、消防庁が決定するものとする。

(2) 宿営場所の決定にあたっては、被災者への配慮及び隊員の心理的負担を考慮し、被災者の避難施設との共用とならないよう調整するものとする。

5 応援等の終了

市長は、緊急消防援助隊の指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、市域内における緊急消防援助隊の活動の終了を判断するものとし、知事へその旨を連絡するものとする。

知事は、緊急消防援助隊の引揚げを決定した場合は、市長に対し通知するものとする。

6 経費負担

一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（平成26年6月12日改正一般財団法人全国市町村振興協会規程第16号）、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（令和3年3月22日付け消防震第89号）等に定めるところによる。

第5 人的支援

市は、被災市町村に対する市職員の派遣の必要性が生じた場合、その災害規模・内容に応じて人的支援要員の人数・職種等を調整のうえ、決定する。さらに、総務省の「応急対策職員派遣制度」等により、支援要請があった場合においても、直ちに必要な支援態勢をとるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、市職員は、被災市町村に赴いた際は、災害対応の進捗状況を把握するとともに、人的支援に係るニーズを確認し、関係機関との情報共有を図ったうえで、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

第6 被災自治体からの被災者の受入・支援

市は、大規模災害が発生した際は直ちに市有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査するとともに、被災都道府県から県を通じて災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合や相互応援協定に基づく要請があった場合には、被災自治体と連携を図り速やかに被災者の受入を行い、被災者のニーズに応じ、次の支援を行う。

1 市は、被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

2 市は、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細やかな対応を実施する必要があることから、受入担当課から避難情報を早めに入手し、受入体制を

整備するなどの検討を進める。

- 3 市は、就労ニーズの把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。
- 4 市は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童生徒等が本市の公立小中学校に転入した場合、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。
- 5 市は、大規模災害により被災した乳幼児が、本市の保育所、幼稚園、認定こども園に入園（入所）する際の負担を軽減するために、県又は私立幼稚園等と連携した支援策を講ずる。

第7 災害時応援協定

1 関係機関との応援協定

市は、円滑かつ迅速な災害対応を行うため、由利本荘警察署及び国土交通省東北地方整備局との協定に基づき各機関の応援協力を得る体制を確立する。

◎災害時における相互協力に関する協定（由利本荘警察署）

◎災害時の情報交換に関する協定（国土交通省東北地方整備局）

2 民間団体等に対する要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体等に対してあらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

◎にかほ市災害協定一覧・・・資料編参照

第8 広域受援計画の策定

県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担、庁内全体及び業務担当毎の担当者などを含めた連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、応援要員の執務スペース、資機材等の集積・輸送体制や人的・物的支援の受入等について定めた実効性のある総合的な広域受援計画を策定するものとする。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。なお、応援要員等の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

加えて、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 予報、警報等の発表・伝達計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 警戒レベルを用いた 防災情報の提供				
第3 気象に関する特別警 報・警報・注意報	1 種類・発表基準			
第4 火災気象通報				
第5 火災警報				
第6 警報等の受領・伝達	1 気象に関する特別警報・ 警報・注意報等の伝達系統			
	2 水防警報の伝達系統			
	3 市における気象通報、警 報等の取扱要領			

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：
第2 警戒レベルを用いた防 災情報の提供	責任者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：秋田地方気象台
第3 気象に関する特別警報・ 警報・注意報	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：秋田地方気象台
第4 火災気象通報	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：秋田地方気象台
第5 火災警報	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田地方気象台
第6 警報等の受領・伝達	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：

第1 計画の方針

気象等に関する特別警報、警報、注意報及び情報などの発表基準は、関係法令又は当該機関で

定めるところによる。

また、関係機関は、情報伝達システムの信頼性向上や機能の高度化などに努め、情報伝達体制の充実強化を図る。

第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「該当行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布 「災害切迫」 (黒)	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。	警戒レベル5 相当
危険度分布 「危険」(紫) 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をして下さい。	警戒レベル4 相当
洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりして下さい。	警戒レベル3 相当
危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル2 相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル2
早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想 されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。	警戒レベル1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

第3 気象に関する特別警報・警報・注意報

秋田地方気象台は、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る。）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く。）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。

また、報道関係機関の協力を得て市民に周知するように努める。その際、市民にとって分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれ著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況で、市民は命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市から公衆及び所在の官公署に周知の措置が義務づけられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。

また、情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

1 種類・発表基準

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所が、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

秋田地方気象台が発表する防災気象情報

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

種類		概要
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類		概要
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
早期注意情報 (警報級の可能性)		5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（秋田県）で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
秋田県気象情報		気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

種類	概要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

（注1）地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（注2）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

種 類	概 要
	・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
高 潮	高潮になると予想される場合
波 浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

大雨特別警報（土砂災害）発表の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）発表の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現。
②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）

令和6年11月1日現在

地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
本荘	95	93
矢島	207	177

注1）本市に近い地点

注2）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準

令和6年9月5日現在

にかほ市	府県予報区	秋田県		
	一次細分区域	沿岸		
	市町村等をまとめた地域	本荘由利地域		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	15	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	121	
	洪水	流域雨量指数基準	鳥越川流域=9.8、天拝川流域=10.3、大湊川流域=8.6、大沢川流域=8.1、白雪川流域=16.5、赤石川流域=4.5、奈曽川流域=9.4、川袋小川流域=5.7、清水川流域=4.8	
		複合基準※ ¹	赤石川流域=（8，4）、川袋小川流域=（8，5.1）、清水川流域=（8，4.3）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 35 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 50 cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	流域雨量指数基準	鳥越川流域=7.8、天拝川流域=8.2、大湊川流域=6.8、大沢川流域=6.4、白雪川流域=13.2、赤石川流域=3.7、奈曽川流域=7.5、川袋小川流域=4.6、清水川流域=3.9	

		複合基準※ ¹	天拝川流域= (9, 8.2)、大湊川流域= (5, 6.5)、 白雪川流域= (8, 10.6)、赤石川流域= (8, 3.6)、 奈曽川流域= (8, 6)、川袋小川流域= (5, 4.5)、 清水川流域= (8, 3)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12 時間降雪の深さ 15 cm
			山沿い	12 時間降雪の深さ 25 cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	① 最少湿度 40% 実効湿度 65% ② 実効湿度 70% 風速 10m/s 以上		
	なだれ	① 山沿いで 24 時間降雪の深さ 40 cm 以上 ② 積雪が 50 cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続		
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い 日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温－7℃ 以下 ②最低気温－5℃ 以下が数日続くとき※ ²		
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育 を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－2℃ より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100 mm	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

※2 冬期の気温は秋田地方気象台の値

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- ※1 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- ※2 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- ※3 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ※4 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

- ※5 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- ※6 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ※7 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- ※8 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ※9 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- ※10 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- ※11 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- ※12 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- ※13 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ※14 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

気象に関する警報・注意報発表の細分区域図



第4 火災気象通報

気象庁（秋田地方気象台）は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められる時は、その状況を直ちに知事に通報しなければならない。知事は、気象庁からこの通報を受けた時は、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

通報基準	1 火災気象通報【乾燥】 以下に示す乾燥注意報基準と同一とする。 ① 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下が予想される場合 ② 実効湿度 70%以下、平均風速 10m/s 以上が予想される場合
	2 火災気象通報【強風】 以下に示す強風注意報基準と同一とする。ただし、降水（降雪を含む）時は通報しないことがある。 沿岸：平均風速 12m/s 以上が予想される場合 （八森は西から北西においては 16m/s 以上） 内陸：平均風速 11m/s 以上が予想される場合
	3 火災気象通報【乾燥・強風】 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】の基準をともに満たす場合

注）雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

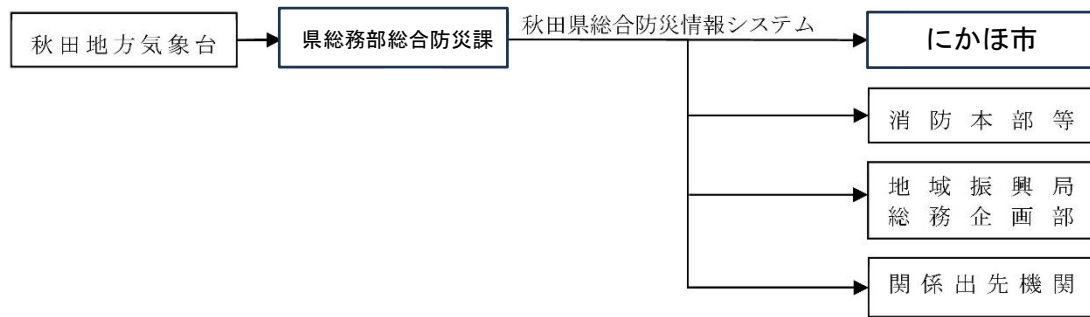
第5 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。なお、火災警報発令のための基準は次のとおりである。

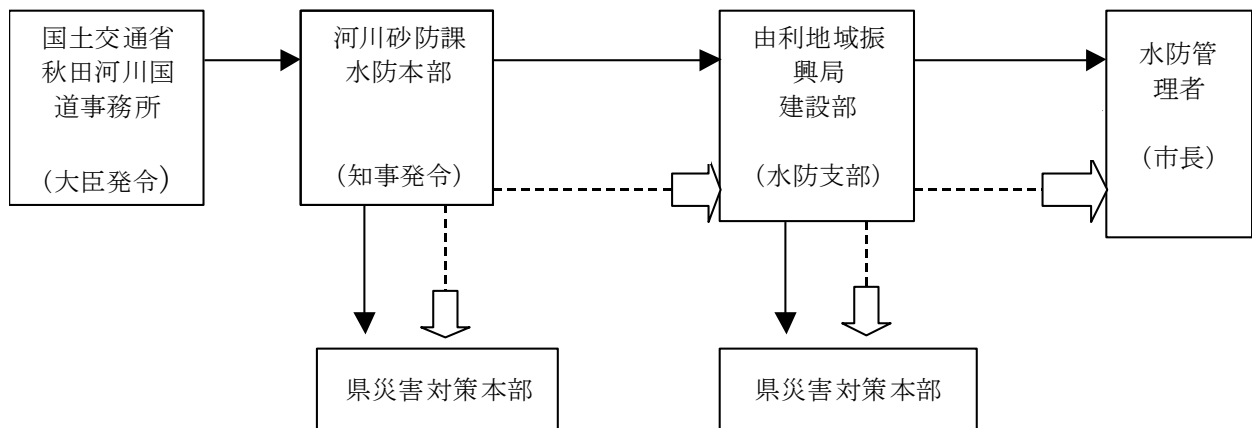
火災警報発令の基準（にかほ市消防本部）

項 目	発 令 基 準
警報発令基準	① 実効湿度が60%以下であって、最小湿度40%以下、最大風速7m/sを超える見込みの時 ② 平均風速13m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの時
周知方法	① サイレン ② 防災行政無線及び防災あんしんメール ③ 吹き流し ④ 広報車等
対策	① 市民への周知 ② 地域内のパトロール

県における特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



2 水防警報の伝達系統



凡例

→ 大臣発令

- - - → 知事発令

3 市における気象通報、警報等の取扱要領

- (1) 気象業務法に基づく気象に関する特別警報・警報・注意報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）又は水防法に基づく水防警報は、防災課及び消防本部が受信する。
- (2) 防災課は、速やかに関係各部課に伝達する。
- (3) 夜間、休日等勤務時間外に発表される気象警報は、消防本部が受信し、防災課長へ伝達する。伝達を受けた防災課長は、総務部長（危機管理監）へ伝達し、警報に対する適切な対応について協議する。
- (4) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、異常低温注意報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は、農林水産課及び秋田しんせい農協等が協力して市民に周知する。
- (5) 市民に対する気象注意報、警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴、防災行政無線及び防災あんしんメール又は広報車等により、周知する。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 情報の優先度及び伝達系 統	1 体制の整備			
	2 災害情報の収集			
	3 被害情報の伝達			
	4 中央防災無線を 活用した情報共有			
第3 洪水情報の収集・伝達				
第4 水位情報				
第5 土砂災害警戒情報				
第6 異常現象発見時の措置	1 異常気象の通報			
	2 被害の発生が予 測される場合			
第7 特殊災害に関する情報				
第8 被害報告	1 市（消防機関）			
	2 総務省消防庁へ の報告			
	3 その他			
第9 安否情報の収集・伝達体 制	1 安否不明者の情 報収集と氏名等の 公表			
	2 安否情報システ ムの活用			
	3 行方不明者相談 対応班との連携			
第10 救助者の位置情報提供の 要請				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：
第2 情報の優先度及び伝達 系統	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：

第3 洪水情報の収集・伝達	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：
第4 水位情報	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：
第5 土砂災害警戒情報	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：
第6 異常現象発見時の措置	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：
第7 特殊災害に関する情報	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、防災課長 担 当：情報対策班、危機管理班 関係機関：
第8 被害報告	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、市民課長 担 当：情報対策班、情報班 関係機関：
第9 安否情報の収集・伝達体制	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、市民課長 担 当：情報対策班、情報班 関係機関：
第10 救助者の位置情報提供の要請	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、市民課長 担 当：情報対策班、情報班 関係機関：

第1 計画の方針

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講ずるうえで災害情報の収集及び伝達は最も重要であり、市、県及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ市民の不安の解消に重要な役割を担うこととなり、市、県及び防災関係機関は災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、市及び県は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 情報の優先度及び伝達系統

1 体制の整備

- (1) 要配慮者、孤立化地域の被災者、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
- (2) 被災者等に確実に伝達等されるよう、役割・責任の明確化に努める。
- (3) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報等について、収集・伝達に係る体制の整備に努める。

2 災害情報の収集

被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。

特に、人的被害（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係

機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- (1) 市、県及び防災関係機関は、次により所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行い、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達するものとする。

ア 航空機、無人航空機による目視・空撮などによる情報収集

イ 被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告

ウ 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換

- (2) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が、関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、調査の脱漏重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況調査等は調整する。

- (3) 市職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等により通報する。また、本部への参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、報告する。

- (4) 被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため、単独ではできないときは、県出先機関等に応援を求めて行う。

現地派遣班の派遣や航空機等を活用するなど、県はあらゆる手段を尽くして積極的に情報を収集する。

- (5) 市は、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間の情報共有に必要な措置を講ずる。

被害状況等の調査責任機関

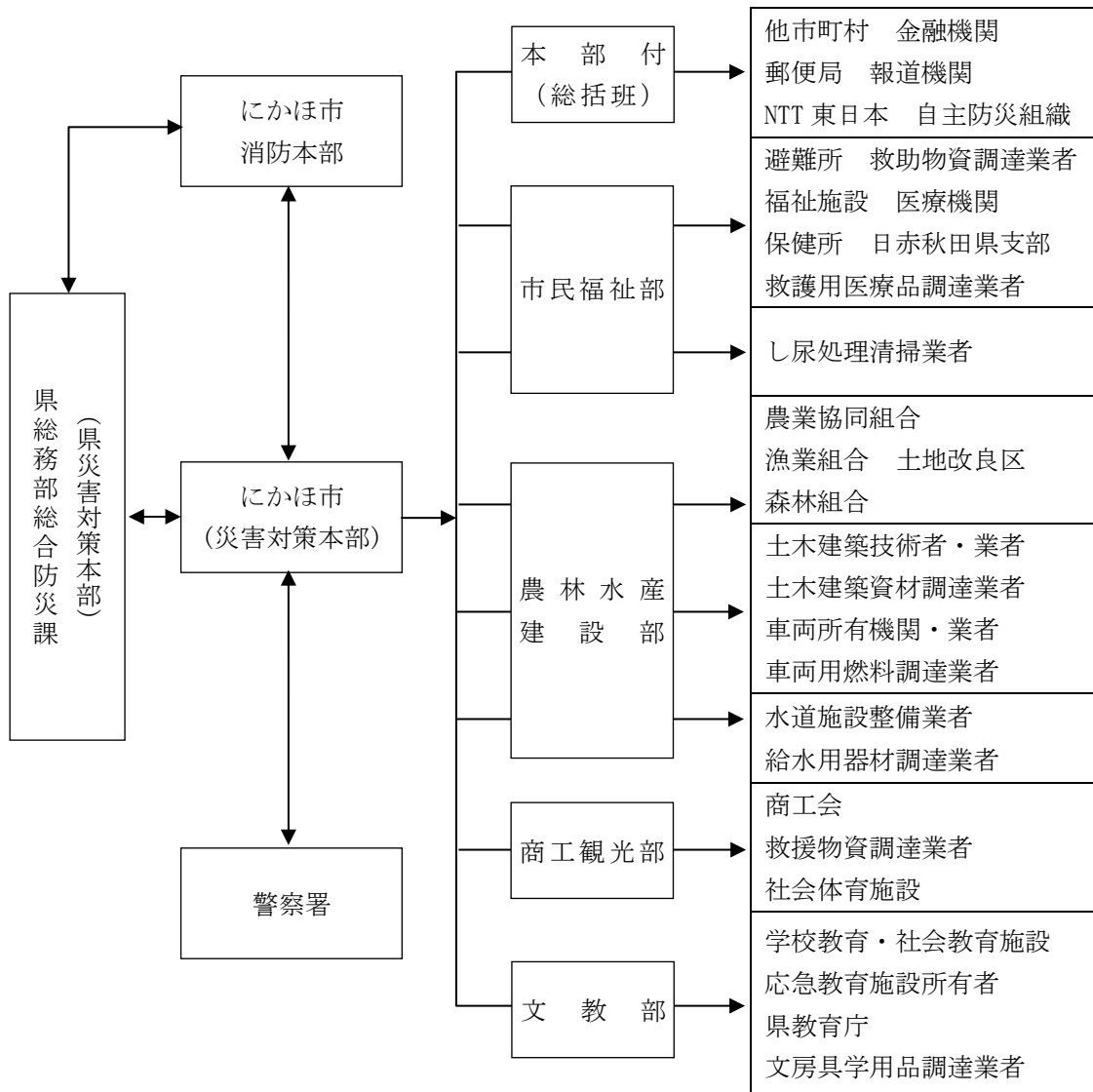
調査事項	担当課	担当係（平時の組織名）
概況速報	防災課	防災危機管理班
人的及び住家の被害状況報告	税務課	市民国保税班・資産税班
社会福祉施設の被害状況報告	福祉事務所福祉課	福祉総務班
公共土木施設の被害状況報告	建設課	建設管理班
市有財産の被害状況報告	財政課	財産管理班
清掃施設被害状況報告	生活環境課	生活環境班
観光施設の被害状況報告	観光課	観光振興班
農畜・水産及び農業用施設被害状況報告	農林水産課	農業振興班・林務水産振興班
林業関係被害状況報告	農林水産課	林務水産振興班
水道施設被害状況報告	上下水道課	業務班
都市施設被害状況報告	建設課	道路河川班
商工関係被害状況報告	商工政策課	商工振興班
感染症関係報告	健康推進課	保健総務班
下水道施設被害状況報告	上下水道課	下水道班
教育施設被害状況報告	教育委員会教育総務課	教育総務班
	教育委員会生涯学習課	生涯学習班
	スポーツ振興課 象潟・金浦B&G海洋センター	スポーツ振興班、B&G海洋センター班
火災速報	消防本部	総務課
水害等速報	建設課	道路河川班
火山情報	防災課	防災危機管理班

市において、前記方法により報告された被害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊災害派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

3 被害情報の伝達

- (1) 被害情報の伝達においては、広報車等を利用のうえ、消防団員を通し、又は情報システムを用いた正確で迅速な伝達に努める。
- (2) 地域における災害時の情報伝達体制の整備を図る。

災害時通報指示（命令）伝達系統図



4 中央防災無線を活用した情報共有

県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとする。

第3 洪水情報の収集・伝達

知事は、水防法第16条第1項の規定による水防警報をした時は同条第3項の規定により直ちに関係機関及び市民に通知する。

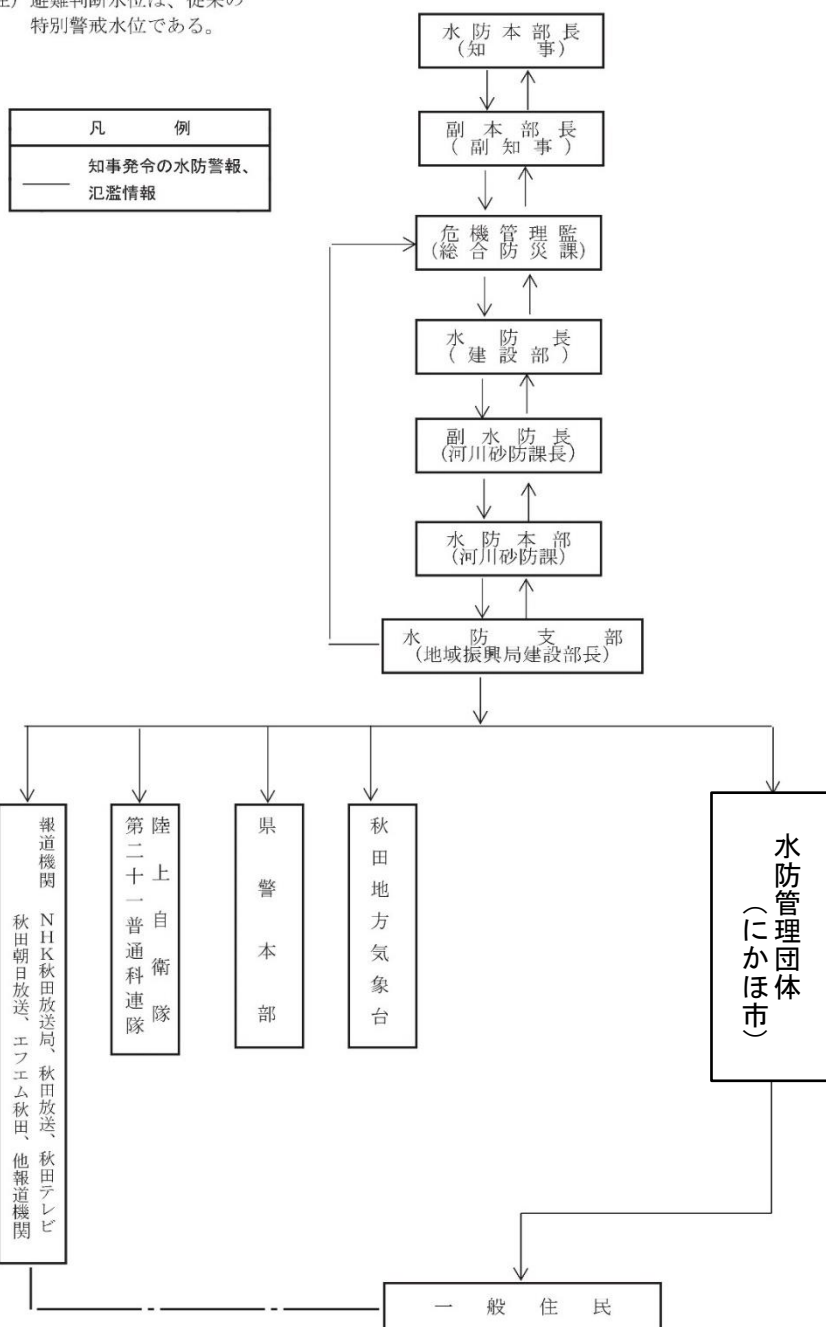
第4 水位情報

知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）

水防警報・水位到達情報通知の伝達系統図

注）避難判断水位は、従来の特別警戒水位である。



水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

第5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。

市長は、土砂災害警戒情報を受け、これを直ちに市防災行政無線等で市民等に広報し、市民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体勢の整備を図るものとする。

第6 異常現象発見時の措置

1 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。また、通報を受けた市長等は速やかに秋田地方気象台、県その他関係機関に通報する。

2 被害の発生が予測される場合

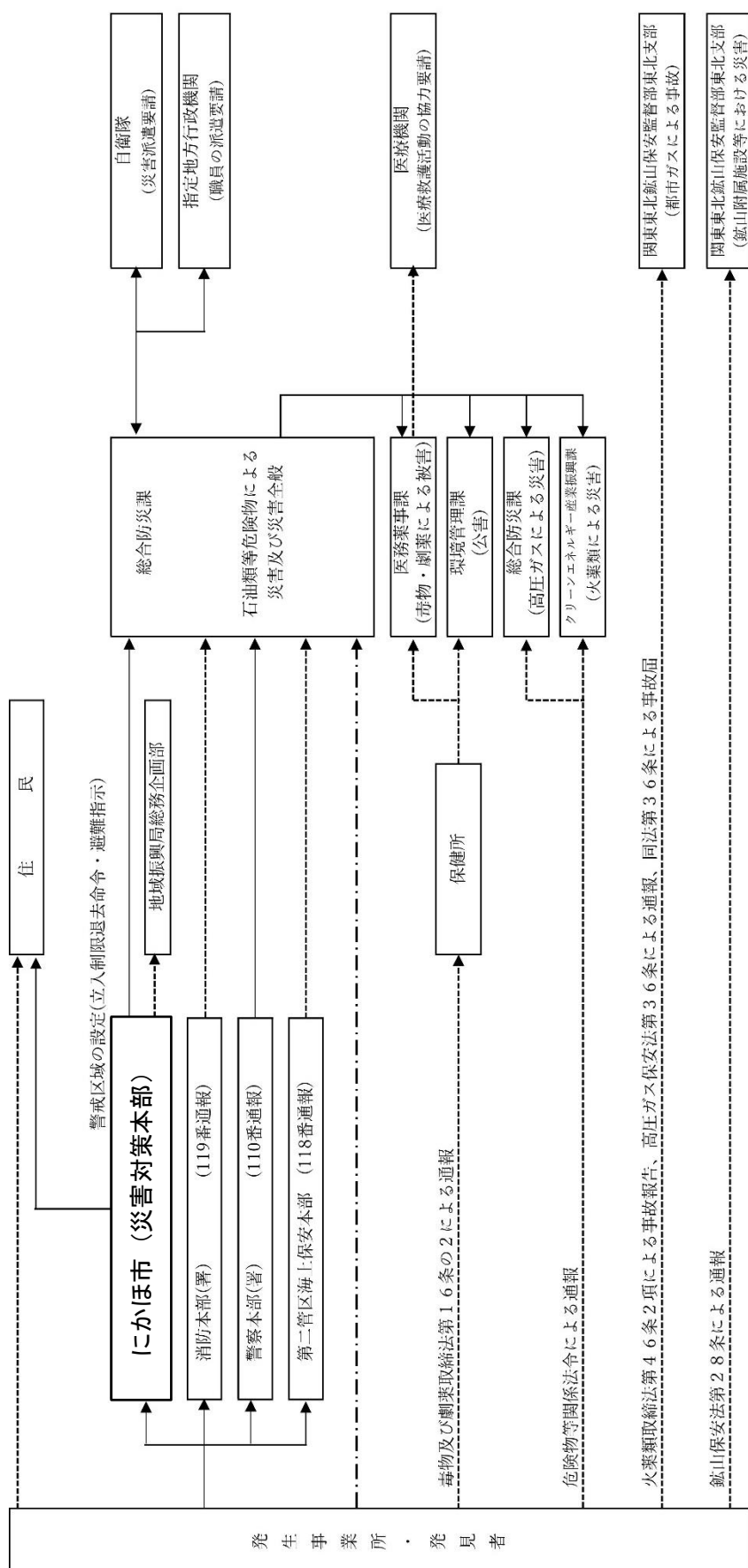
雨量、水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象、又は前兆現象を観測・察知した時は、直ちに市長に報告する。

事 項		異常現象
気 象		著しく異常な気象現象（竜巻大粒な降雹など）
地 象	火山	1 噴火現象及びこれに伴う降灰砂等 2 火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化・湧水の異常変化・地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等 3 噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化 4 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象
	地震	群発地震
水 象		異常潮位又は異常波浪

第7 特殊災害に関する情報

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。

特殊災害発生時の連絡系統図



凡	_____	災害対策基本に基づく連絡系統
例	-----	関係法令に基づく連絡系統
	-----	石油コンビナート区域等で養った場合の連絡系統

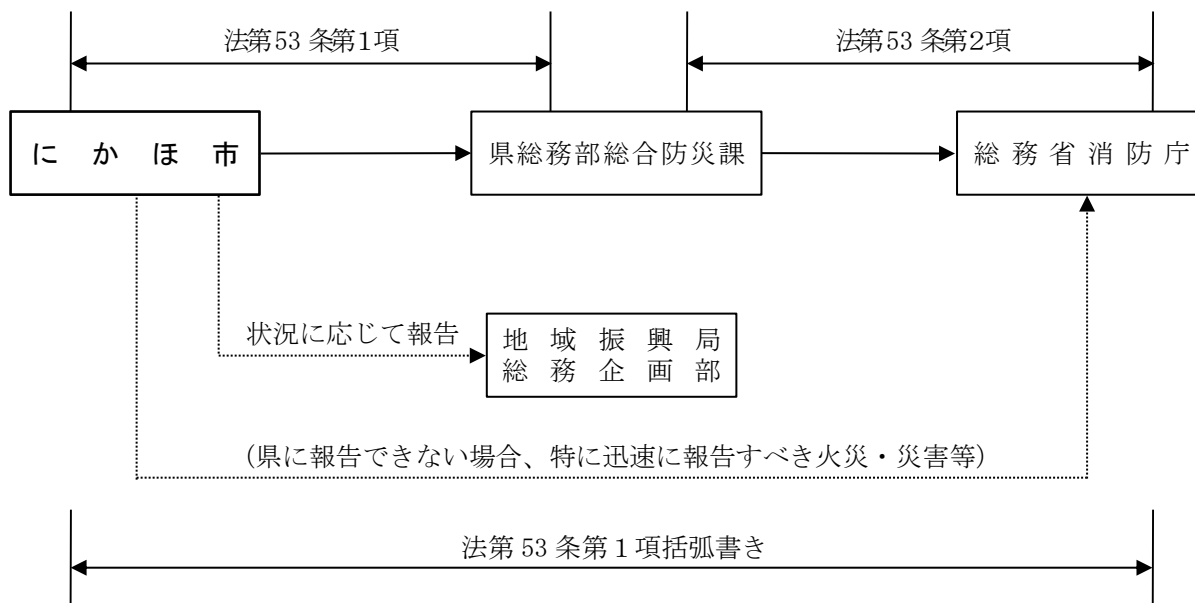
第8 被害報告

1 市（消防機関）

市は災害（火災を除く。）が発生した時は、次の区分により所定の様式で、県総務部総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ報告する。

ただし、県総務部総合防災課に報告できない時、又は、特に迅速に報告すべき火災・災害等については総務省消防庁へ直接報告する。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告系統図



総務省消防庁連絡先

時 間 帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報 告 先		応急対策室	宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

*各団体の交換機の特番

（1）災害概況速報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、第1号様式を用いて報告する。

【例】第1報で死傷者の有無等を報告する場合

ア 災害の概況

（ア）発生場所

（イ）発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。特に、人的被害及び住家被害に重点をおく。

風水害	降雨状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流など
雪 害	降雪状況、積雪深、雪崩、溢水など
火 山	噴火の状況、溶岩流、火砕流、溶岩ドーム、泥流、噴石、降灰など
その他	これらに類する災害の概況

ウ 応急対策の状況

当該災害に対する、市及び消防機関が講じた具体的な措置とする。

避難指示を行った場合、日時、対象避難範囲又は地区、避難世帯・人数などとする。

（2）被害状況速報

被害状況が判明次第、その状況を第2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

（3）災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に第3号様式により確定報告をする。

◎災害概況即報[1号様式]・・・・・・・・資料編参照

◎災害状況即報・災害確定報告[2号様式]・・・・・・・・資料編参照

◎災害年報[3号様式]・・・・・・・・資料編参照

2 総務省消防庁への報告

報 告 先	国民保護・防災部防災課 応急対策室
報告事項	1 災害救助法の適用基準に合致するもの。 2 県又は市が災害対策本部を設置したもの。 3 災害が2都道府県以上にまたがるもので、秋田県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合、同一災害で大きな被害を生じているもの。 4 自衛隊に災害派遣を要請したもの。 5 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの。 6 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1～4の要件に該当する災害に拡大するおそれのあるもの。 7 その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

3 その他

報 告 先	内閣府（防災担当）被災者生活再建担当
報告事項	1 次に掲げる程度の災害が発生した場合は、速やかに内閣府に報告する。 (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの。 (2) 災害による被害が当初軽微であっても、被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのもの。 (3) 被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害であり、被害が2都道府県以上にまたがり広域にわたるもの。 (4) その他、特に報告の必要があると判断したもの。

報 告 先	内閣府（防災担当）被災者生活再建担当
報告事項	2 報告の種類、時期及び内容は次のとおりとする。 (1) 事前報告 災害の発生が予想され待機の体制をとった場合は、災害が予想される日時、場所、規模、見通し及びその対策等について報告する。 (2) 発生報告 災害発生日時、地域名、災害の原因、災害発生時の被害状況、災害救助法適用の有無、既に実施した措置及び今後の措置等について、災害発生の直後に報告する。 (3) 中間報告 災害発生日時、場所、災害の原因、被害状況、災害救助法適用市町村及び適用月日、応急救助の実施状況等を災害救助法適用市町村の指定が完了した後に報告する。 (4) 決定報告 災害発生日時、場所、災害の原因、確定した被害状況、災害救助法適用市町村及び適用月日等、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を報告する。

第9 安否情報の収集・伝達体制

1 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

2 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

県、市は、大規模な自然災害等が発生した場合、市民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、市民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の市民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、県、市は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

3 行方不明者相談対応班との連携

大規模な災害が発生した際に警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、警察本部及び警察署に行方不明者相談対応班を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、県等に寄せられた情報の共有等を行う。

市においても、行方不明者が多数発生した場合は、行方不明者相談窓口を設置するものとし、由利本荘警察署に設置された行方不明者相談対応班と連携する。

第10 救助者の位置情報提供の要請

市は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することができる。

第5節 孤立地区対策計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 交通路の確保				
第3 通信手段の確保				
第4 電力の確保				
第5 救急患者の搬送				
第6 備蓄物資の供給				
第7 し尿、ごみの処理				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第2 交通路の確保	責 任 者：農林水産建設部長 担 当：建設班 関係機関：
第3 通信手段の確保	責 任 者：財政課長、消防署長 担 当：財政班、警防班 関係機関：
第4 電力の確保	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：東北電力ネットワーク株式会社
第5 救急患者の搬送	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長、消防署長 担 当：救護班、医療班、警防班 関係機関：
第6 備蓄物資の供給	責 任 者：商工政策課長 担 当：商工班 関係機関：
第7 し尿、ごみの処理	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：

第1 計画の方針

市及び県は、災害による孤立想定地区（中山間地集落、限界集落等）を定め、これら地区等の孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落、いわゆる限界集落については、定期的な巡回・指導に併せ、市民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策が必要である。

第2 交通路の確保

市、国及び県の道路管理者、並びに東日本高速道路などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、市・県及び関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を確立する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。市及び県は、公衆回線施設等が被災した通信サービスの途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機を整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電が長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

市及び県は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、県消防防災ヘリコプター等による患者搬送を行うため、県及び関係機関に要請する。

市は、ヘリコプターを要請した場合は、孤立集落内又は地区の近隣に飛行場外離着陸場を設置し、識別できる標識等を設置する。

◎飛行場外離着陸場・・・・・・資料編参照

第6 備蓄物資の供給

市は、あらかじめ備蓄していた物資を必要に応じて被災者に供給する。

	品目・用途等	備 考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、 豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発電機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

第7 し尿、ごみの処理

洪水、又は積雪時において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、市民に周知しておくものとする。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積する。

第6節 通信運用計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 通信の確保	1 通信連絡系統			
	2 通信手段			
第3 他機関の通信施設の利用	1 利用できる通信施設			
	2 防災相互通信用無線			
	3 非常通信			
第4 放送局に対する放送要 請				
第5 通信規制				
第6 通信及び放送施設の応 急復旧対策	1 通信施設			

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：財政課長、消防署長 担 当：財政班、警防班 関係機関：
第2 通信の確保	責 任 者：財政課長、消防署長 担 当：財政班、警防班 関係機関：
第3 他機関の通信施設の利用	責 任 者：財政課長、消防署長 担 当：財政班、警防班 関係機関：
第4 放送局に対する放送要 請	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長、消防署長 担 当：情報対策班、警防班 関係機関：
第5 通信規制	責 任 者：財政課長、消防署長 担 当：財政班、警防班 関係機関：
第6 通信及び放送施設の応 急復旧対策	責 任 者：財政課長、消防署長 担 当：財政班、警防班 関係機関：

第1 計画の方針

市、県及び関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要通信を迅速・的確に実施するため、通信システムの徹底した維持管理、機能の高度化に努めるとともに、訓練を通じ通信システムの機能及び運用体制を検証し、これを各機関における通信運用計画に反映させる。

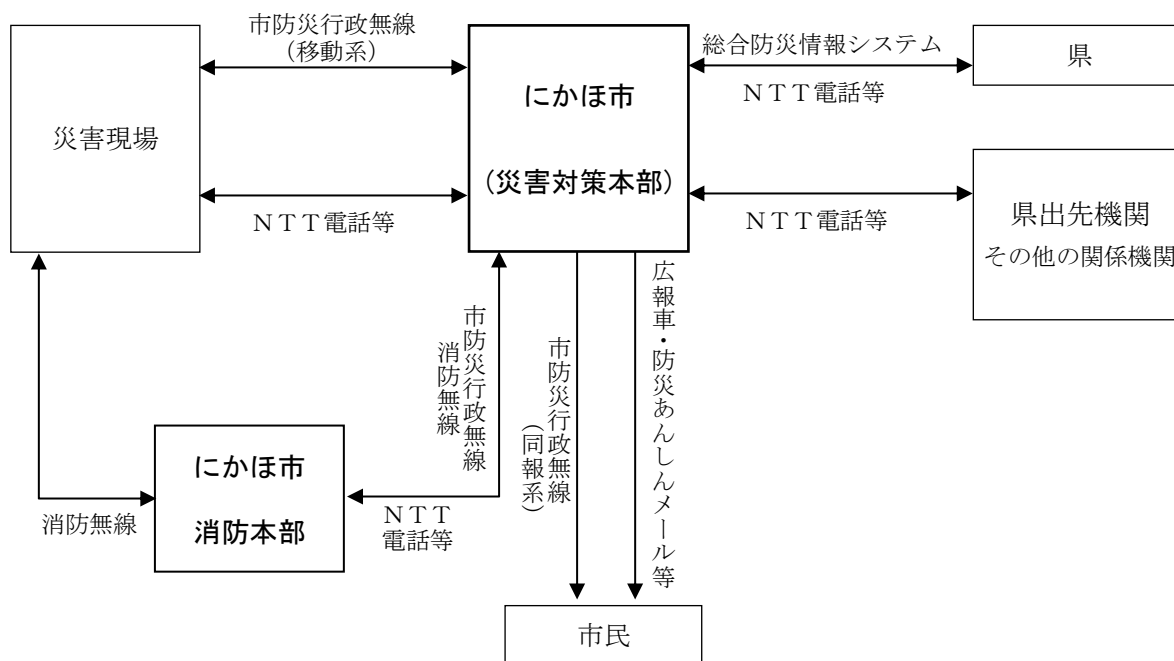
第2 通信の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信機器の作動確認を行うとともに、損壊又は故障が生じた施設の復旧を早急に行うものとする。

1 通信連絡系統

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合はおおむね次の手段により速やかに行う。

連絡系統図



2 通信手段

- (1) 県総合防災情報システム、県情報集約配信システム
- (2) 市防災行政無線（同報系、移動系）
- (3) 消防無線
- (4) N T T 電話、F A X（災害時優先電話）
- (5) 防災あんしんメール、衛星電話 等

第3 他機関の通信施設の利用

1 利用できる通信施設

- (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、電気通信事業者の承認を受けた災害時優先電話

- (2) 地域の孤立防止のため、市役所等に常設の孤立防止用衛星通信装置
- (3) 被災地の避難所（施設）等に設置された有線、又は可搬型衛星通信装置による特設電話

2 防災相互通信用無線

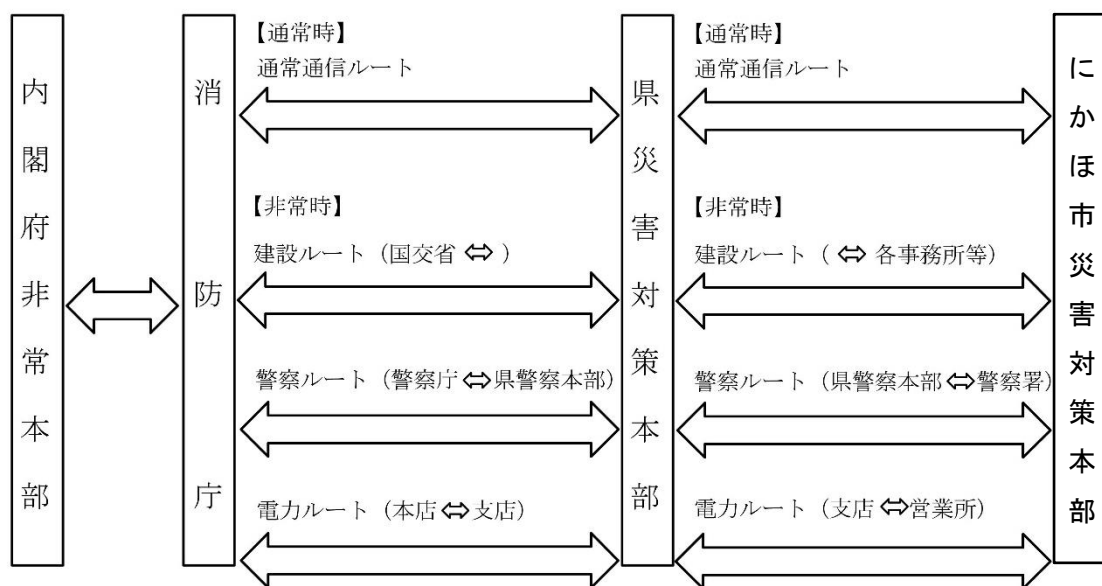
災害時に市及び県等が現地で防災関係機関と直接無線連絡を必要とする場合に使用する。
防災相互通信用無線機の使用の際には、お互いに協議するものとする。

3 非常通信

災害等により一般通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用し、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより、非常通信により防災業務を遂行する。

なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局（非常通信協議会）に報告する。

非常通信ルート概念図



第4 放送局に対する放送要請

災害により電気通信設備又は無線設備が損壊等を受け、通信機能が停止した場合又は著しく通信が困難な状況において、気象警報や水防警報等の伝達が必要である時、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協定各社にこれら重要情報の放送を要請することができる。

市は警報、避難指示等のうち、緊急かつ重要な事項については、知事に要請し、各放送局に対する緊急時の通報を確保する。

県情報集約配信システムを利用した放送事業者への通報を行う。

第5 通信規制

災害発生時における通信の輻輳軽減と円滑な情報伝達を図るため、通信施設の管理者は必要に応じ通信規制など、適切な措置を講ずる。

第6 通信及び放送施設の応急復旧対策

1 通信施設

市防災行政無線及び秋田県総合防災情報システム	
基 本 方 針	通信施設への防護対策の強化、通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、適切な措置による障害の早期復旧に努める。 また、県と市町村及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。
応 急 復 旧 対 策	災害の発生が予想される場合の措置 1 要員の確保 2 予備電源用燃料の確保 3 機器作動状態の監視強化 4 局舎、機器等の保護強化
通信施設が被災した場合の措置	1 職員等による仮復旧の実施 2 非常通信ルートを活用した通信の確保 3 復旧工事に伴う要員の確保

第7節 広報計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 広報する情報				
第3 広報手段				
第4 各放送局への緊急連絡				
第5 広報資料の記録・作成				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：
第2 広報する情報	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：
第3 広報手段	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：
第4 各放送局への緊急連絡	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：
第5 広報資料の記録・作成	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分把握しながら効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、市及び県が行うもののほか、報道機関等と密接な連携を維持し、被害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、要配慮者への対応、並びに市民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図るものとする。

第2 広報する情報

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、おおむね以

下の事項について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報にあたっては本人の了解を得るものとする。

- 1 災害対策本部などの設置に関すること。
- 2 死傷者及び住宅被害に関すること。
- 3 避難指示等発令状況、避難者（特に避難行動要支援者）、避難所の開設・運営等に関すること。
- 4 安否情報に関すること。
- 5 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること。
- 6 燃料油に関すること。
- 7 電話、道路、鉄道など公共施設被害に関すること。
- 8 警備などの治安状況に関すること。
- 9 被災者の生活再建支援に関すること。
- 10 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
- 11 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること。
- 12 二次災害の防止に関すること。
- 13 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること。
- 14 災害ボランティアの募集に関すること。
- 15 避難経路に関すること。
- 16 その他

第3 広報手段

広報については、情報の出所を明記のうえ、災害の規模、態様などに応じ、最も有効な方法で実施するものとする。特に、停電や通信障害が発生した場合は、市民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。

市の広報手段は、おおむね以下のとおり。

- 1 防災行政無線
- 2 防災あんしんメール
- 3 広報車
- 4 ホームページ
- 5 X（旧ツイッター）、フェイスブック
- 6 掲示板
- 7 チラシ、ビラ
- 8 放送要請（テレビ・ラジオ）
- 9 情報集約配信システム
- 10 その他

第4 各放送局への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、市・消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名 称	担当部局	電 話	FAX
日本放送協会秋田放送局	放 送 部	018-825-8141	018-831-0585
株式会社秋田放送	報 道 部	018-826-8520	018-825-2777
秋田テレビ株式会社	報 道 部	018-866-6131	018-888-2252
秋田朝日放送株式会社	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
株式会社エフエム秋田	放 送 部	018-824-1155	018-823-7725

第5 広報資料の記録・作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- 1 広報担当者の撮影した災害写真
- 2 防災関係機関及び市民等が取材した災害写真
- 3 報道機関等による災害現場の航空写真
- 4 災害応急対策活動取材した写真その他

第8節 避難計画

◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 避難のための立退き指 示等に関する実施責任 者				
第3 避難指示等の実施範囲	1 市長			
	2 警察官			
	3 海上保安官			
	4 自衛官			
	5 水防管理者（市長）			
	6 知事又はその命を受 けた職員			
第4 避難情報の伝達	1 伝達手段			
	2 高齢者等避難			
	3 避難指示			
	4 緊急安全確保			
	5 その他			
	6 防災気象情報と警戒 レベル（1～5）相当情 報の関係			
	7 避難行動の分類（緊 急安全確保、立退き避 難、屋内安全確保）			
	8 避難指示等の判断基 準の例			
第5 避難誘導				
第6 指定避難所の開設・運 営管理等	1 指定避難所の開設			
	2 指定避難所の運営管 理等			
	3 避難者の受入			
第7 多様な視点を取り入れ た避難所対策	1 男女別ニーズの違い への配慮			
	2 妊産婦、乳幼児、高齢 者などへの配慮			
	3 避難所の運営管理			
第8 避難生活の長期化への 対応				
第9 広域避難	1 体制の構築			
	2 広域避難の要請			

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
	3 関係機関における連 携			
	4 広域避難の受入に係 る準備			
第10 広域一時滞在				
第11 要配慮者への配慮				
第12 指定避難所以外の場所 に滞在する被災者への 支援				
第13 帰宅困難者支援				
第14 積雪による大規模滞留 車両の乗員への支援				
第15 避難所等の家庭動物対 策				
第16 警戒区域の設定				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）、市民福祉部長

◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第2 避難のための立退き指 示等に関する実施責任 者	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：
第3 避難指示等の実施範囲	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：
第4 避難情報の伝達	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：
第5 避難誘導	責 任 者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：
第6 指定避難所の開設・運営 管理等	責 任 者：学校教育課長、生涯学習課長 担 当：学校教育班、生涯学習班 関係機関：
第7 多様な視点を取り入れ た避難所対策	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：

第8 避難生活の長期化への 対応	責 任 者：福祉事務所福祉課長、建設課長 担 当：要配慮者支援班、建設班 関係機関：
第9 広域避難	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：
第10 広域一時滞在	責 任 者：総務部長（危機管理監）、健康推進課長、小出診療所長 担 当：総括班、救護班、医療班 関係機関：
第11 要配慮者への配慮	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：
第12 指定避難所以外の場所 に滞在する被災者への 支援	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：
第13 帰宅困難者支援	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：
第14 積雪による大規模滞留 車両の乗員への支援	責 任 者：防災課長、建設課長 担 当：危機管理班、建設班 関係機関：
第15 避難所等の家庭動物対 策	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第16 警戒区域の設定	責任者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：

第1 計画の方針

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域の居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を決定し、これらを通知するとともに、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行うとともに、多数の帰宅困難者が発生した場合には、公共交通機関の管理者等と連携し、帰宅困難者への支援に努める。また、これら生活支援等の実施にあたっては、要配慮者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 避難のための立退き指示等に関する実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市 長	災害全般		災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般	ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市長から要求があったとき。（災害対策基本法）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
海上保安官	災害全般	ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第 61 条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 60 条
自衛官	災害全般	警察官がその場にいない場合に限る。	自衛隊法第 94 条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（市長）	洪水・津波・高潮	洪水、津波又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第 29 条
知事又はその命を受けた職員	地 滑 り	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第 25 条

第3 避難指示等発令の実施範囲

市長は、避難のため立退きを指示した時は速やかに知事に報告する。

なお、警察官又は海上保安官から避難のための立退き指示をした旨の通知を受けた時、また、避難の必要がなくなった時も同様に知事に報告するものとする。

火山災害に伴う避難については、第5編第3章第2節「避難計画」による。

1 市長

行動を居住者等に促す情報	発令される状況と居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (注1)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (注2)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (注3)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1)「高齢者等避難」は、災害対策基本法第 56 条第 2 項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

(注2)「避難指示」は、災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4の避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。なお、津波については避難指示に警戒レベルを付さないこととしている。

(注3)「緊急安全確保」は、災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合(即ち、「切迫」している状況)において、市町村長は、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

2 警察官

警察官職務執行法による措置	災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。
災害対策基本法による指示	市長による避難指示ができないと認める時、又は市長から要求があった時、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。
報告・通知	警察官職務執行法に基づき警察官がとった処置は、順序を経て公安委員会に報告する。災害対策基本法により避難のため立退きを指示した時、並びに避難の必要がなくなった時は、市長に通知する。

3 海上保安官

災害対策基本法による指示	2の警察官の職務に準ずる。
報告・通知	避難のための立退きを指示した時及び避難の必要がなくなった時は、市長に通知する。

4 自衛官

避難等の措置	自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、2の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。
報告	上記により自衛官がとった処置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

5 水防管理者(市長)

指示	洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められた時は立退くことを指示する。
通知	避難のための立退きを指示した時は、由利本荘警察署長に通知する。

6 知事又はその命を受けた職員

指 示	(洪水・津波・高潮) 水防管理者の指示と同様である。 (地すべり) 地すべりにより危険が切迫していると認めた時は、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通 知	避難のための立退きを指示した時は、由利本荘警察署長に通知する。

第4 避難情報の伝達

1 伝達手段

市長は、防災行政無線、防災あんしんメール、緊急速報メール・エリアメール（気象庁「気象等及び噴火に関する特別警報」以外）、広報車、テレビ、ラジオなど、あらゆる伝達手段を活用し、市民への避難情報の周知徹底を図る。

また、テレビ等は、ほとんどの世帯に普及し、より確実に多くの市民に周知できることから、情報集約配信システム等のＬアラート機能等を活用し、放送事業者への迅速な情報提供に努める。

なお、消防職員や消防団などは自らの安全確保を行ったうえで避難対象区域を巡回し、避難状況を把握し市長に報告する。

2 高齢者等避難

市長は、避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。

3 避難指示

市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の市民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図る。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難指示の理由
- (3) 避難指示の期間
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) その他必要な事項

4 緊急安全確保

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。

5 その他

市は、高齢者等避難や避難指示の発令にあたって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。

6 防災気象情報と警戒レベル（１～５）相当情報の関係

警戒レベル	状況	市民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保（必ず発令されるものではない）

～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～

4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（令和3年の対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

市は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）	高潮に関する情報
	水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒（氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2 危険度分布：黒（災害切迫）		大雨特別警報（土砂災害） 危険度分布：黒（災害切迫）	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫（氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：紫（危険）	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫（危険）	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤（避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布：赤（警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤（警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄（氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄（注意）		危険度分布：黄（注意）	
1相当					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備を行うほか、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

- ※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
- ※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
- ※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
- ※4）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置づけている。
- 注）気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

7 避難行動の分類（緊急安全確保、立退き避難、屋内安全確保）

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階にとどまる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示  (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階にとどまる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 8 避難指示等の判断基準の例

災害の種類毎（洪水等、土砂災害、高潮、津波、火山災害）の判断基準は以下の例を参考にするものとする。

### （１）避難指示等の判断基準例（洪水等の場合）

避難指示等の発令にあたっては、以下の例を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準例
<b>【対象地域の考え方】</b>   ○防災ハザードマップの浸水想定区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。   ○避難指示等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。   ○立退き避難が必要な区域       ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。     ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋     ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋     ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする。）     ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	1：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）に到達したと発表された場合       ・白雪川の中野観測所：2.60m       2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合       ・大沢川の院内観測所：2.00m     ・白雪川の中野観測所：2.50m     ・奈曽川の奈曽川水位観測所：1.30m     ・象潟川の象潟川水位観測所：1.00m     ・川袋川の川袋川水位観測所：1.20m       ①上記の水位観測所の上流の水位が急激に上昇している場合   ②上記の河川の「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）   ③上記の水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合   3：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、市内河川に「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合   4：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、市域内に「警戒（赤）[警戒レベル3相当]」が出現した場合   5 鉾立雨量観測所で1時間雨量30mm、累計雨量100mmに達した場合   6：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合   7：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達したと発表された場合       ・白雪川の中野観測所：3.00m       2：下記の水位観測所の水位が一定の水位（避難判断水位（警戒レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

区分	判断基準例
	ある場合       ・白雪川の中野観測所：2.60m     ①上記の水位観測所の上流の水位が急激に上昇している場合     ②上記の河川の「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）     ③上記の水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合       3：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、市内河川に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合   4：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、市域内に「危険（紫）[警戒レベル4相当]」が出現した場合   5 鉾立雨量観測所で3時間雨量100mm、累計雨量200mmに達した場合   6：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合   7：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   8：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）   ※夜間・未明であっても、1～6に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。   ※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること。   ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。   （災害が切迫）   1：次の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）       ・大沢川の院内観測所     ・白雪川の中野観測所     ・奈曽川の奈曽川水位観測所       2：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、市内河川に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）   3：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、市域内に「災害切迫（黒）[警戒レベル5相当]」が出現した場合   4：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合   5：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）   6：にかほ市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）   （災害発生を確認）   7：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）   ※1～6を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、7の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を

区分	判断基準例
	再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、市内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。     ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

## (2) 避難指示等の判断基準例（土砂災害の場合）

避難指示等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準例
<b>【対象地域の考え方】</b> ○防災ハザードマップの土砂災害警戒区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 ○避難指示等は土砂災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。	
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が「警戒（赤）〔警戒レベル3相当〕」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を検討する。
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2：「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で「危険（紫）〔警戒レベル4相当〕」となった場合 3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。

区分	判断基準例
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～3のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。   (災害が切迫)   1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）   2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）〔警戒レベル5相当〕」となった場合   (災害発生を確認)   3：土砂災害の発生が確認された場合   ※1～2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、市内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。   ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

### （3）避難指示等の判断基準例（高潮の場合）

避難指示等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準例
【対象地域の考え方】	○避難指示等は高潮災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。   高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。   （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）   ○高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。   ○同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。   そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。   ○立退き避難が必要な区域       ・高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等。     ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋     ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね3mを超える区域の2階建て家屋     ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする）     ・高潮の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）   2：波の高さが8mを超えると予想される場合

区分	判断基準例
	3：金浦漁港潮位観測所において、T.P1.00mを超えた場合   4：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合   5：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）   6：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	1：高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合   2：波の高さが9mを超えると予想される場合   3：金浦漁港潮位観測所において、T.P1.50mを超えた場合   4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）   ※高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4「避難指示」に先立ち警戒レベル3「高齢者等避難」を早めに発令することが考えられる。   ※高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域のすべての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4「避難指示」の発令を検討する。   ※高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4「避難指示」をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。   ※潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。   （災害が切迫）   1：水門、陸閘等の異常が確認された場合   2：浸水が発生したと推測される場合   3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合   （災害発生を確認）   4：海岸堤防等が倒壊した場合   5：異常な越波・越流が発生した場合   6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合   ※1～3を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、4～6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

区分	判断基準例
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、各種気象情報を含め総合的に判断する。     ●高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。     ●同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合があるため、到達時間に応じて警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。
避難指示等の解除	●避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が解除された段階を基本として、解除するものとする。     ●浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

#### （4）避難指示等の判断基準例（津波の場合）

避難指示等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の地震・津波情報や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準例
【対象地域の考え方】	○防災ハザードマップの浸水想定区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。   ○避難指示等は津波災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （原則「立退き避難が必要な区域」とする。）   ○どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には、高齢者等避難・緊急安全確保は発令せず、避難指示のみを発令する。   ○大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。   ○立退き避難が必要な区域       ・大津波警報及び津波警報の発表時：ハザードマップの浸水想定区域全域を対象     ・津波注意報の発表時：漁業従事者、漁港施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象
【警戒レベル4】 避難指示	1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 （ただし、避難指示の対象区域が異なる。）   2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、地震・津波情報を含め総合的に判断する。     ●津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。     ●遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合 日本から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。 市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。
避難指示等の解除	●解除については、津波警報等の解除、今後の地震状況等を総合的に判断して行う。

#### （5）避難情報等の発令判断基準例（火山災害の場合）

避難情報等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の火山情報や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準例
<b>【対象地域の考え方】</b> ○避難情報等は火山災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○観音森地区は特定地域となっており、他の地域より早い防災対応をとる必要がある事に留意する。 ○白雪川流域の避難対象地区の全地区又は一部の地区については、噴火に伴う泥流発生の危険性が高いため、下記の発令基準のほか、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等に関する意見に基づき、早期に避難情報等を発令する場合がある。	
高齢者等避難	1：噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合に、警戒範囲内の特定地域（観音森地区）の市民等を対象に発令する。 2：噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表された場合に、影響を受けると予想される居住地域の市民等を対象に発令する。
避難指示	1：噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合に、警戒範囲内の特定地域（観音森地区）の市民等を対象に発令する。 2：噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合に、影響を受けると予想される居住地域の市民等を対象に発令する。 （登山者・観光客の避難） 3：噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合、気象台が発表する警戒範囲（想定火口域からおおむね1.5km以内の範囲）に避難指示を発令し、火口周辺規制を実施する。 4：噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合、気象台が発表する警戒範囲（想定火口域から4km以内の範囲及び火砕流・火砕サージに警戒が必要な河川沿いの地域）に避難指示を発令し、入山規制を実施する。
緊急安全確保	1：噴火による融雪型火山泥流、火口噴出型泥流が発生した直後は、緊急に避難することを基本とし、避難所への避難（水平避難）が間に合わないなどの場合には、命を守る最低限の緊急行動として垂直避難も有効であることを注意喚起する。（垂直避難の具体例：①谷沿いは高台への避難、②平地は建物の2階以上への避難）
注意事項	●避難情報等の発令にあたっては、火山情報、噴火状況を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報等の解除	●解除については、今後の火山情報、噴火状況等を総合的に判断して行う。

#### （6）避難情報等の発令判断基準例（内水氾濫の場合）

避難指示等の発令にあたっては、以下の例を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判断基準例
<b>【対象地域の考え方】</b> ○避難情報等は内水氾濫の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （沿岸家屋以外の避難行動は屋内安全確保を基本として検討する） ○立退き避難が必要な区域      ・浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋     ・浸水深がおおむね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋     ・氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする。）     ・氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	

区分	判断基準例
高齢者等避難	1：本市観測所において1時間で30mm、3時間で100mmの降雨が予想される場合
避難指示	1：近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、本市観測所において1時間で40mm、3時間で150mmの降雨が予想される場合 2：近隣の地区で床上浸水が発生される場合
緊急安全確保	1：にかほ市に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと）
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、市内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

## 第5 避難誘導

- 1 市長は、市地域防災計画に定めた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等について、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を利用した、分かりやすい誘導標識や案内板等により市民や観光客への周知徹底を図る。加えて、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- 2 警察や消防機関等と連携・協力し、避難中における安全確保を図る。
- 3 避難はできるだけ町内会単位の集団で行い、避難行動要支援者に対しては避難支援等関係者と協力し、優先的な避難を行う。また、市は安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- 4 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮のうえで避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- 5 避難経路の要所に誘導員を配置する。
- 6 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。
- 7 車両、船舶、航空機による移送の必要を認めたときは、県に対して応援又は派遣を要請する。

## 第6 指定避難所の開設・運営管理等

### 1 指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るほか、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームペ

ージやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。

なお、市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

## 2 指定避難所の運営管理等

あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第7 多様な視点を取り入れた避難所対策」によるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮したうえで、運営に努めるものとする。

### （1）生活環境の整備

避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

### （2）福祉避難所の開設等

指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受入れる。

### （3）適切な運営管理

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行ううえで、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営にいて専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

## 3 避難者の受入

市は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難者の受入を行うものとする。避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。また、登録時に介護や支援の要否等、要配慮者の把握を行う。

なお、窓口には男女両方の配置に努める。

一般の避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、市がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、対象者をスクリーニングして受入れる。

## 第7 多様な視点を取り入れた避難所対策

市は、避難所の開設及び運営にあたり、多様な視点を取り入れた対策を実施するものとする。

### 1 男女別ニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から視かれることのないよう、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努める。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置する。また、障がい者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。
- (2) 避難者の受入にあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じる。

### 2 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。  
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。
- (2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。
- (3) 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮する。

### 3 避難所の運営管理

- (1) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にする。
- (2) 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをする。
- (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置する。
- (4) 女性や子ども等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施する、防犯ブザーを配付する、（性）暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (5) 避難所で生活する障がい児者とその家族への支援にあたっては、当事者の障がい特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の

提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、合理的配慮を行う。

ア 肢体不自由者

車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等

イ 聴覚障がい者

手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等

ウ 視覚障がい者

放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等

エ 知的障がい児者

簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等

オ 精神障がい者

状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等

カ 発達障がい児者

本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等

キ 高次脳機能障がい者

記憶障がいや社会行動障がい等、外見から判別しにくい症状もあるため、声がけや簡潔な説明を行う等

ク 医療的ケアを必要とする人

人工呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等

ケ 人工肛門・人工膀胱保有者

同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

## 第8 避難生活の長期化への対応

市は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給にあたっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第9 広域避難

### 1 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含め

た手順等を定めるよう努めるものとする。

## 2 広域避難の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入を要請する。なお、状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入が困難になる場合など）によっては、次により受入を要請する。

（災害対策基本法第61条の4～7関係）

- （1）災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入については県へ要請し、他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- （2）県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- （3）国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

## 3 関係機関における連携

市、国、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

## 4 広域避難の受入に係る準備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

# 第10 広域一時滞在

市は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入を要請する。

また、必要に応じ、次により受入を要請する。

（災害対策基本法第86条の8～13関係）

- 1 市は、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められる時は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。
- 3 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- 4 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合

は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第11 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

## 第12 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

要配慮者については、同様の支援をするとともに、状態に応じて福祉避難所等への移動を促すなど対応を考慮する。

## 第13 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市は、県や公共交通機関等の関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。なお、帰宅困難者の一時滞在施設は、市民を受入れる避難所に帰宅困難者専用のスペースを確保して、受入れるものとする。

## 第14 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

## 第15 避難所等の家庭動物対策

- 1 避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。
- 2 県は、避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の

派遣など、市への支援を行う。

## 第16 警戒区域の設定

市長等は被害状況に応じた警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

- 1 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- 2 警戒区域の周知は、市防災行政無線、防災あんしんメール及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。
- 3 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。
- 4 警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、又はロープ等で明示する。

### 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民等の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認める時。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない時。	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保する必要がある時。	消防法第28条 消防法第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水・高潮	水防上緊急に必要がある場合。	水防法第21条

## 第9節 消防・救助活動計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 消防活動	1 市等の活動			
	2 市民・自主防災組 織、事業所による活動			
第3 救助活動				
第4 林野火災対策				
第5 防災業務従事者の安全 対策				

### ◇全体調整担当：消防長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：
第2 消防活動	責 任 者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：
第3 救助活動	責 任 者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：
第4 林野火災対策	責 任 者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：
第5 防災業務従事者の安全 対策	責 任 者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：

## 第1 計画の方針

市（消防機関を含む。以下「市等」という。）は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。

## 第2 消防活動

### 1 市等の活動

（1）市内で災害が発生した時は、消防計画に基づく消火活動や必要な応急措置を行い、市民・自主防災組織に対しては出火防止、初期消火及び延焼拡大防止などの徹底について広報す

る。

- (2) 市民、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、効果的な応急処置を講ずる。
- (3) 市の消防力に対処が困難な災害が発生した場合、県又は他の市町村等に対し応援を要請する。

また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外市町村などとの災害時における相互応援協定に基づき応援を要請する。

- (4) 市長は、災害規模及び被害状況を考慮して市の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事を通じて緊急消防援助隊の応援要請を行う。なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に直接要請し、事後、速やかにその旨を知事に報告する。
- (5) 消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを市民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら市民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

## 2 市民・自主防災組織、事業所による活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 市民

家庭用消火器、風呂の汲み置きの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

消火器、軽可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- (ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

## 第3 救助活動

- 1 市は、市域で要救助者が発生した時は、迅速かつ必要な応急活動を実施する。

また、平時から地域住民や自主防災組織に対して救助・救急や初期活動などの知識の普及啓発に努める。

- 2 市の救助力を超える災害が発生した場合、県、他の市町村、警察などに応援を求めるとともに、市長は知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

- 3 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊・海上保安部等の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）等とも情報共有を図りつつ、連携して活動する。

#### 第4 林野火災対策

- 1 市長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

知事は、火災が拡大し、県の消防防災ヘリコプターで対応が困難と認められる場合は、協定等に基づき他道県にヘリコプター空中消火の応援を要請する。

- 2 市長は、火災が広域に拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

知事は、派遣要請依頼を認めた時は、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に災害派遣を要請する。

- 3 市長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けた時は、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。

#### 第5 防災業務従事者の安全対策

- 1 市は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。特に、海岸部など津波発生が予想される場合は、「津波災害時の消防団活動・安全活動マニュアル」を基にした活動を徹底する。また、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。
- 2 消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

##### 【主な内容】

- ・警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂
- ・ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
- ・消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

## 第10節 県消防防災ヘリコプター活用計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 運航体制				
第3 飛行場外離着陸場				
第4 緊急運航	1 緊急運航の要件			
	2 緊急運航の要請基 準			
第5 緊急運航要請手続等	1 緊急運航の要請			
	2 受入体制の整備			
	3 報告			
第6 夜間救急搬送	1 夜間救急搬送の要 件			
	2 要請時間			
	3 指定臨時離着陸場			
第7 航空機の運用調整等				

### ◇全体調整担当：消防長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県
第2 運航体制	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県
第3 飛行場外離着陸場	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県
第4 緊急運航	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県
第5 緊急運航要請手続等	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県
第6 夜間救急搬送	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県
第7 航空機の運用調整等	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田県

## 第1 計画の方針

災害時において道路の遮断や通信サービスの途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助・救急活動、傷病者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送などの緊急応急対策には、県消防防災ヘリコプターを活用する。

## 第2 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところによる。

- 1 体制…365日活動体制とする。
- 2 運航時間…午前8時30分から午後5時15分までとする。  
ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。
- 3 夜間搬送…昼間運航時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があったときに実施する。

## 第3 飛行場外離着陸場

◎飛行場外離着陸場・・・・・・資料編参照

## 第4 緊急運航

### 1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合とする。

区分	内容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行われなければ、市民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと

### 2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ次の基準に該当する場合に要請することができる。

#### (1) 救急活動

##### ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

##### イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

##### ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

##### エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

#### (2) 救助活動

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助  
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
  - イ 高層建築物火災における救助  
地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
  - ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助  
山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
  - エ 高速道路等での事故における救助  
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
  - オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防ぎょ活動
- ア 林野火災等における空中からの消火活動  
地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
  - イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び市民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査  
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
  - ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送  
交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
  - エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集  
地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - イ 大規模事故等の状況把握及び情報収集  
大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
  - ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
  - エ 各種災害時における市民への避難誘導及び警報等の伝達  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
  - オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動
- 他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合
- (6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

## 第5 緊急運航要請手続等

### 1 緊急運航の要請

市長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりFAXを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて市長等に出動の可否について回答する。

### 2 受入体制の整備

市長は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所から病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材及び水利の確保
- (4) その他の必要な事項

### 3 報告

市長は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに報告する。

報告先	電話・FAX番号	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL018-886-8103 FAX018-886-8105 ※ 秋田県総合防災情報システム 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40 番地 1

## 第6 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づき行うものとする。

### 1 夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として以下のすべてに該当する場合に実施する。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすものであること。
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること。
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

### 2 要請時間

昼間運航時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があった時に実施する。

### 3 指定臨時離着陸場

あらかじめ指定した次の臨時離着陸場を使用するものとする。

地区	圏域名	名称
県 北	大館鹿角	かづの厚生病院ヘリポート 大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北秋田	大館能代空港（飛行場）

地区	圏域名	名称
中 央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート 秋田大学病院屋上ヘリポート 秋田空港（飛行場）
県 南	大曲仙北	大曲厚生医療センター
	横手平鹿	平鹿総合病院ヘリポート
	湯沢雄勝	雄勝中央病院ヘリポート

## 第7 航空機の運用調整等

県は、航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ等）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内の航空調整班（ヘリコプター等運用調整班）において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

## 第11節 水防活動計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針	1 にかほ市水防計画 の目的			
	2 水防に関する責任 の範囲			
	3 通信施設の優先利 用（水防法第27条第 2項）			
	4 水防事務の処理			
	5 水防本部の設置等			
	6 水防本部の体制			
	7 水防管理団体の体 制			
	8 出動準備			
	9 出動			
第2 知事が発表する水防警 報				
第3 水位情報周知河川の指 定と氾濫危険水位				
第4 巡視及び警戒	1 巡視			
	2 非常警戒			

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：危機管理班 関係機関：
第2 知事が発表する水防警 報	責 任 者： 担 当： 関係機関：
第3 水位情報周知河川の指 定と氾濫危険水位	責 任 者： 担 当：－ 関係機関：
第4 巡視及び警戒	責 任 者：消防長、農林水産建設部長 担 当：警防班、建設班 関係機関：消防団

## 第1 計画の方針

洪水、津波又は高潮等による水災の警戒及び防ぎよ等、水防上必要な措置対策の大綱及び必要な活動については、「にかほ市水防計画」による。

### 1 にかほ市水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条に基づき、秋田県知事から指定された指定水防管理団体たるにかほ市が、水防法第32条の規定に基づき、にかほ市の地域における河川、湖沼及び海岸等の洪水又は高潮等に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

### 2 水防に関する責任の範囲

団体名	責任の範囲等	根拠法令
県	県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	水防法第3条の6
市 町 村	市町村はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。	水防法第3条
気 象 庁 長 官 (秋田地方気象台長)	気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められた時は、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第10条第1項
知 事	知事が指定した河川について水防警報をした時は、水防管理者（市長）及び関係機関に通知しなければならない。	水防法第10条第3項 水防法第16条第3項
量水標管理者	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（法第12条で規定される通報水位）を超える時は、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	水防法第12条
水 防 団 員	洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、次に掲げる事項に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。	水防法第7条第2項
一 般 住 民	水防管理者（市長）、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要がある時は、付近の市民をして水防に従事させることができる。	水防法第24条

### 3 通信施設の優先利用（水防法第27条第2項）

国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

### 4 水防事務の処理

洪水等の水災から市民の安全を保持するため、水防法第10条及び第16条の規定により、洪水、津波及び高潮等についての水防活動に関する予報及び警報の通知があったときからその危険が解消されるまでの間、市庁舎に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

### 5 水防本部の設置等

水防管理者は、洪水等により水防活動の必要があると認めるときは、市庁舎に水防本部を

設置する。ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要があると認めたときに限り設置するものとする。

(1) 消防団の体制

- ア 消防団は、水防本部に準ずる水防体制を保持しなければならない。
- イ 消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとに警戒、防ぎよの作業にあたる。

6 水防本部の体制

地震による堤防の漏水、沈下、津波が発生した時、又は気象庁より気象情報（警報及び注意報含む。）を受けた時も同様に、次により水防体制をとる。

(1) 準備体制

大雨・洪水・高潮・津波の各注意報を受理した時は、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

(2) 警戒体制

水防要員をもってこれにあたり、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

(3) 非常体制

水防計画に定めてある水防要員全員をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。なお、事態が長びく時、適宜交代させるものとする。

7 水防管理団体の体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、県の地域防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持しなければならない。

8 出動準備

水防管理者は、次の場合には、直ちに管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- (1) 水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- (3) その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

9 出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位（法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- (2) 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

第2 知事が発表する水防警報

（水防法第16条）

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県水防副支部長（地域振興局建設部長）が行う。

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位
白雪川	白雪川	にかほ市大竹大畑橋～白雪川河口	中野	1.50m	2.50m

### 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められる時。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

## 第3 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位

（法第13条による洪水特別警戒水位）

氾濫危険水位の決定根拠として、越水又は溢水が発生する水位から避難時間等に必要な時間上昇水位を引いた水位、若しくは、計画高水位のうちいずれか低い水位としている。

### 知事が定める氾濫危険水位

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
白雪川	白雪川	にかほ市大竹大畑橋 から 白雪川河口 まで	中野	1.50m	2.50m	2.60m	3.00m

## 第4 巡視及び警戒

### 1 巡視

水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条）

### 2 非常警戒

水防管理者は水防警戒が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部（由利地域振興局建設部）に連絡するとともに水防作業を開始する。

- （1）裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- （2）表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- （3）天端の亀裂又は沈下
- （4）堤防の越水状況
- （5）樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合不良
- （6）橋梁その他の構造物との取付部分の異常

## 第12節 災害警備計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 県警察本部	1 警備活動			
	2 警備体制			
第3 海上保安部				
第4 市民との連携				

◇全体調整担当：由利本荘警察署、秋田海上保安部

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責任者： 担 当： 関係機関：由利本荘警察署、秋田海上保安部
第2 県警察本部	責任者： 担 当： 関係機関：由利本荘警察署、秋田海上保安部
第3 海上保安部	責任者： 担 当： 関係機関：由利本荘警察署、秋田海上保安部
第4 市民との連携	責任者：市民福祉部長 担 当：清掃班 関係機関：由利本荘警察署

## 第1 計画の方針

大規模災害発生時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県警察本部及び各警察署と連携して警備体制を確立し、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。市は、関係機関の災害警備計画に協力し、市民の安全を守る。

## 第2 県警察本部

### 1 警備活動

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 市民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報

- (6) 災害警備活動のための通信の確保及び不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元の確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) NPO・ボランティア等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

## 2 警備体制

### (1) 災害警備本部の設置

災害により甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合、災害の状況に応じ必要がある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。

### (2) 災害警備対策室の設置

災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置まで至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

### (3) 災害警備連絡室の設置

災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

### (4) 由利本荘警察署災害警備本部等の設置

由利本荘警察署においては、管内の災害実態に応じ、災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

## 第3 海上保安部

海上保安部は情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置をとる。

- 1 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

## 第4 市民との連携

市は自主防災組織や自治会が行う防災パトロールと連携し、被災地域の安全を確保する。

## 第13節 緊急輸送計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 輸送網の確保	1 道路・橋梁等			
	2 鉄道			
	3 漁港			
第3 道路交通規制	1 道路管理者の措置			
	2 道路交通規制等			
	3 緊急通行車両の確 認			
	4 運転者のとるべき 措置の周知徹底			
	5 災害時における放 置車両及び立ち往生 車両等の移動			
第4 道路啓開等				
第5 海上航行規制				
第6 輸送	1 輸送の確保			
	2 輸送の対象			
	3 輸送の手段			
	4 救援物資の輸送			
第7 緊急輸送				
第8 災害派遣等従事車両に 係る手続き				
第9 被災地域の安定的な人 流・物流機能の確保				

◇全体調整担当：農林水産建設部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第2 輸送網の確保	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第3 道路交通規制	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：

第4 道路啓開等	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第5 海上航行規制	責 任 者： 担 当： 関係機関：秋田海上保安部
第6 輸送	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：東北運輸局、秋田海上保安部
第7 緊急輸送	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：
第8 災害派遣等従事車両に係る手続き	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：高速道路会社
第9 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保	責 任 者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：

## 第1 計画の方針

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種応急対策活動の実施にあたって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んで、あらゆる災害応急対策の基盤となるものであり、本節では緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について必要な事項を定める。

## 第2 輸送網の確保

### 1 道路・橋梁等

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては、緊急輸送路を優先する。

#### (1) 道路、橋梁等の危険箇所の把握

##### ア 市の管理する道路の把握

市長は、その管理する道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるようにする。

##### イ 危険箇所の通報連絡

(ア) 市長は、その管理に属する道路、橋梁の支障箇所については、由利地域振興局建設部、由利本荘警察署及び関係機関に通報連絡する。

(イ) 国道、県道等の支障箇所について由利地域振興局建設部、由利本荘警察署から連絡があった場合は、災害対策本部の各機関に連絡する。

### 2 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

### 3 漁港

漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔農林水産省〕に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。

### 第3 道路交通規制

#### 1 道路管理者の措置

- (1) 道路管理者は、路面、橋梁、法面等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想された時又は知った時は、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。
- (2) 道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

#### 2 道路交通規制等

- (1) 交通規制が実施された時は、直ちに市民及び関係機関等に周知徹底を図る。
- (2) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (3) 緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。  
この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の警察の協力も得て広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- (4) 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
- (5) 緊急車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令等を行う。
- (6) 警察、道路管理者及び災害対策本部等は、交通規制にあたっては、相互に密接な連絡を図る。

#### 3 緊急通行車両の確認

- (1) 車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用する者は、公安委員会（秋田県警本部及び由利本荘警察署）に対し、緊急通行車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。
- (2) 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を車両に備え付けるものとする。
- (3) 市等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、公安委員会に事前に届出をするものとする。

#### 4 運転者のとるべき措置の周知徹底

- (1) 走行中の車両運転者に対する措置
  - ア できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。
  - イ 停止後は、カーラジオなどにより、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないこと。駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両使用の禁止

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所とする。

イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わない時、又は運転者が現場にいないために措置をとることができない時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

## 5 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動

(1) 道路管理者、漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

(3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議のうえ、補償するものとする。

(4) 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。

(5) 県は、市道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があるときは、市に対し、広域的な見地から支持を行うとともに、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行うものとする。

## 第4 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路において、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は、道路管理者である市に対し、広域的な見地から指示を行う。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

また、国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等のもと、道路啓開を実施する。

## 第5 海上航行規制

海上保安部は災害により港湾施設の損壊又は航路の閉鎖等船舶交通に危険が予想される場合、又は生じた場合は、速やかに次の措置をとる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。  
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある時は、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある時は、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 5 水路の水深に異常を生じたおそれがある時は、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路内航行船舶の安全を確保する。
- 6 航路標識が破損し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## 第6 輸送

### 1 輸送の確保

- (1) 東北運輸局長は、災害時において必要があると認められる時は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対して、輸送の確保について協力要請するとともに、関係事業者等と調整を行う。
- (2) 市長及び知事は、関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められる時には従事命令及び公用負担の権限を行使する。県は、(公社)秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会と「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定」を締結しており、災害の発生時において、緊急・救援輸送等の要請を行う。
- (3) 車両等の確保
  - ア 担当  
車両等の把握、配車については財政課長が担当する。
  - イ 配車の要請
    - (ア) 災害対策本部長の指示により、各部の協力を得て、財政課長が輸送計画を樹立し、要請者に通報する等、活動の停滞がないように努める。
    - (イ) 輸送に使用する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。
    - (ウ) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を建設部長に報告する。
    - (エ) 配車にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

(4) 市所有車両以外の確保

ア 各部は市所有以外の車両を確保する必要がある場合は、財政課長に確保要請する。

イ 車両等確保の協力要請

財政課長は、市内の民間業者の協力を得て確保するものとする。なお、それが困難な場合又は輸送上他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町又は県に協力を要請するものとする。なお、応急復旧資機材の運搬等に必要なトラック等車両については、建設課長が市建設業協会を通じて確保する。

(5) 海上保安部長は、人員又は物資の緊急輸送について要請があった時は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。

イ 飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

## 2 輸送の対象

(1) 被災者

(2) 飲料水及び食料品

(3) 救助用物資

(4) 災害対策のための要員及び資機材

(5) その他必要な人員、物資等

## 3 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難な時又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送路が使用できない時又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(4) 航空機による輸送

緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。

(5) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能な時は、人力等による輸送を行う。

## 4 救援物資の輸送

救援物資の輸送については、上記に定めるもののほか、本章第14節「救援物資の調達・輸送・供給計画」に定めるところによる。

## 第7 緊急輸送

傷病者、医師、避難者などの人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を状況に応じて使い分け、有効活用する。

輸送対象の想定は次のとおりとする。

第1段階	避難期	1 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		4 負傷者等の後方医療機関への搬送 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制など に必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	1 第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

## 第8 災害派遣等従事車両に係る手続き

本県が被災し、他県等からの支援を受ける場合、知事は、高速道路会社等に有料道路料金の免除措置を依頼する。

高速道路会社等が有料道路料金の免除を決定した場合、県は、都道府県（管内市町村含む。）、及び指定地方公共機関等の防災機関へその旨通知する。

他の都道府県等が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合において、市及び県に対して被災地救援等のために有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、市及び県は、災害派遣等従事車両取扱要領の規定に基づき「災害派遣等従事車両証明書」を発行する。

## 第9 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

市は、国〔国土交通省〕が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市町村、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努めるものとする。

## 第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 県から市への救援物資 の提供	1 プル型支援			
	2 プッシュ型支援			
第3 救援物資の確保	1 備蓄物資			
	2 県からの緊急物資			
	3 相互応援協定市町 村への要請			
	4 協定締結事業者へ の要請			
	5 卸売・小売業者等か らの調達			
	6 日本赤十字社秋田 県支部からの物資供 給			
	7 義援物資			
第4 救援物資の輸送	1 輸送先			
	2 輸送手段等			
第5 物資集積拠点	1 県による一次物資 集積拠点の選定			
	2 救援物資の集積場 所			
第6 救援物資の管理等				
第7 滞留物資の管理等				
第8 マニュアルの整備				
第9 被災状況にある場合に おける政府への要請				

◇全体調整担当：商工観光部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：商工政策課長、観光課長 担 当：商工班 関係機関：
第2 県から市への救援物資 の提供	責 任 者： 担 当： 関係機関：

第3 救援物資の確保	責 任 者：商工政策課長、観光課長 担 当：商工班 関係機関：
第4 救援物資の輸送	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：
第5 物資集積拠点	責 任 者：商工政策課長 担 当：商工班 関係機関：
第6 救援物資の管理等	責 任 者：商工政策課長 担 当：商工班 関係機関：
第7 滞留物資の管理等	責 任 者：商工政策課長 担 当：商工班 関係機関：
第8 マニュアルの整備	責 任 者：商工政策課長 担 当：商工班 関係機関：
第9 被災状況のある場合における政府への要請	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：

## 第1 計画の方針

災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救援活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策である。

救援物資の調達・輸送のため、市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、市町村が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

本節では、これらの調達・輸送・供給方法等について、必要な事項を定める。

なお、炊き出しによる食品の給与及び給水車等による給水は、本章第15節「給食・給水計画」に定めるところによる。

## 第2 県から市への救援物資の提供

被災者への救援物資の提供は、基礎自治体である市町村の役割であるが、市が十分に供給できないとして県へ要請した場合、県は、救援物資の提供（プル型支援）を行う。

救援物資の提供は、季節や時期などに応じて必要な種類や量を提供することが重要であるため、県の救援物資の提供は、このプル型支援を基本とするが、大規模災害等により市が県に要請できない場合には、県は、自らの判断で適切な種類や量の救援物資の提供（プッシュ型支援）を行う。

### 1 プル型支援

市が自らの活動では十分に救援物資を供給できないとして、県へ要請した場合、県は、救援物資を市に提供する。

## 2 プッシュ型支援

市の通信が途絶し、又は市の行政機能の混乱等により、市が県に応援要請することができない状況にあると認められる場合、県は、市からの要請によらずに救援物資を提供する。

この場合、市に大量の救援物資が送られ、混乱を招くことがないように、県は、最低限必要な品目や、あらかじめ市町村ごとに想定した必要量を提供するとともに、県内の他の市町村によるプッシュ型支援の状況把握に努める。

また、市において必要物資の把握等が可能となり次第、速やかにプル型支援に移行する。

## 第3 救援物資の確保

市が救援物資を確保するにあたっては、次の方法の中から、災害の状況や県への要請等適切な方法を選択し、又はこれらを組み合わせて確保する。

### 1 備蓄物資

市は、市内3箇所に設置している備蓄倉庫に、食料、飲料水及び生活必需品を備蓄しているため、災害発生当初においては、これらの備蓄物資を被災者に提供する。

### 2 県からの救援物資

大規模災害等により市が県に要請できない場合には、県は、自らの判断で適切な種類や量の救援物資の提供（プッシュ型支援）を行う。また、県では、県内9箇所に設置している備蓄倉庫に食料、飲料水及び生活必需品を備蓄しているため、市は県に要請し、物資を確保する。

### 3 相互応援協定市町村への要請

市は、県及び県内全市町村と「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」及び県外の市町村と相互応援協定を締結しているため、市は、これに基づき、各市町村に対し、備蓄物資や協定を締結している事業者からの物資の提供を要請する。

### 4 協定締結事業者への要請

市は、次のとおり民間事業者との間で災害時の物資供給に関する協定を締結しており、市は、これに基づき救援物資の提供を要請する。

(令和6年2月現在)

協定の相手方	調達物資
マックスバリュ東北株式会社	生活物資等
NPO法人 コメリ災害対策センター	作業用資材、日用品などの災害物資等
東北旭段ボール株式会社	段ボール製品
にかほ市保育協議会	粉ミルク等
株式会社三共サービス	発電機、緊急車両、石油類燃料
株式会社山二	同上
一般社団法人 秋田県LPガス協会	液化石油ガス、応急対策用資機材
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	飲料の確保
株式会社ゼンリン秋田営業所	地図製品等
秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	電動車両等
株式会社アクティオ	同社所有のレンタル機材
株式会社カンバーランド・ジャパン ナーシングホーム&リゾーツ株式会社	2社所有のトレーラーハウス

## 5 卸売・小売事業者等からの調達

市は、協定締結事業者から調達できず、他に調達が可能と見込まれる卸売・小売事業者がある場合には、市は、協定締結の有無にかかわらず、これらの事業者に協力を求め、調達に努める。

## 6 日本赤十字社秋田県支部からの物資供給

日本赤十字社秋田県支部では、備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市を通じ速やかに被災者に分配する。

## 7 義援物資

大規模災害時には、義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受入又は受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、市は、小口物資の受入制限や受入品目・期間等について、ホームページや報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

# 第4 救援物資の輸送

市の救援物資の集積場所から避難所等への配送については、ヤマト運輸株式会社秋田主幹支店との間で「災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定」を締結しているため、協力を要請する。

なお、県が調達する救援物資においては、大規模災害等の場合には、県が開設する一次物資集積拠点において受入・仕分け等を行った後に市に輸送されるが、食料や特に緊急を要する物資などは、市に直接輸送される。

## 1 輸送先

市で調達した物資については、市で設置した救援物資の集積場所に輸送する。

県が調達した物資については、一次物資集積拠点において救援物資の受入等を行い、その後市が設置する救援物資の集積場所又は指定避難所に輸送される。ただし、食料などの消費期限の短い物資及び特に緊急を要する物資の輸送、並びに発災後の初動期及び輸送先が限定的な場合は、市が設置する救援物資の集積場所又は指定避難所に直接輸送される。

## 2 輸送手段等

県では、（公社）秋田県トラック協会及び秋田県倉庫協会との間で「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定」を締結しているため、県の備蓄倉庫及び一次物資集積拠点から市への輸送については、県を通じてこれらの物流事業者に協力を要請する。

ただし、被害状況によっては陸路による輸送が困難な場合などは、海路・空路・鉄路による輸送を行う。

また、トラックの配車等について、物流事業者のノウハウ等を必要と認める場合、市は県を通じて、そのノウハウを有する物流専門家の派遣についてもこれらの物流事業者に協力を要請し、支援及び助言を求める。

なお、発災後の初動期において物流事業者による輸送が困難であり、自衛隊以外に適切な手段がない場合などは、自衛隊に対して輸送を要請する。

## 第5 物資集積拠点

### 1 県による一次物資集積拠点の選定

大規模災害等により、救援物資の仕分け等が必要な場合、県では、一次物資集積拠点を開設し、受入等を行う。県から一次物資集積拠点として市所管施設が選定された場合、市は、必要に応じて拠点の開設及び運営に協力する。

### 2 救援物資の集積場所

救護物資の集積地は、あらかじめ定めた救援物資の集積場所から、災害の状況により交通及び連絡に便利な施設を選定する。

◎救援物資の集積予定場所一覧・・・・・・資料編参照

## 第6 救援物資の管理等

救援物資を迅速かつ円滑に被災者に提供するため、市は、救援物資の管理及び集積場所の運営について、ヤマト運輸株式会社との協定に基づき要請するとともに、国土交通省において標準化した災害時における品目分類や物資の供給、輸送に関する要請書、在庫管理システムを活用する。

なお、品目分類の活用にあたっては、発災後の初動期には大分類のみを使用することにより迅速な提供を優先し、時間の経過に伴い細分類化するなど、多様化・詳細化するニーズに対応するよう努める。

また、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムの活用に努めるものとする。

## 第7 滞留物資の管理等

物資集積拠点では、過剰に送られた物資や季節の変化により必要のなくなった物資の滞留が考えられる。

このような場合、市は、滞留物資を保管する新たな倉庫の確保及びその保管について、物流事業者に協力を要請する。

また、最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合、市は、NPO等の協力を得て、被災者への無償配付を行うなどにより活用する。

## 第8 マニュアルの整備

本節に規定する救援物資の調達・輸送・供給等については、多くの関係機関との緊密な連携のもと、円滑にこれを行う必要があるため、実施手順や関係機関の役割については、関係機関との協議により「救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の作成に努め、これを基本として対応することとする。

## 第9 被災状況にある場合における政府への要請

市及び県は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

## 第15節 給食・給水計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 炊き出しによる食品の 給与	1 実施機関			
	2 災害救助法に定め る炊き出しの基準			
	3 食材等の調達			
	4 輸送			
	5 供給の方法			
	6 炊き出しの実施方 法			
第3 給水	1 実施機関			
	2 実施事項			

### ◇全体調整担当：教育次長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：学校教育課長 担 当：炊き出し班 関係機関：
第2 炊き出しによる食品の 給与	責 任 者：学校教育課長、商工政策課長、観光課長 担 当：炊き出し班、商工班 関係機関：
第3 給水	責 任 者：上下水道課長 担 当：給水班 関係機関：

## 第1 計画の方針

災害発生直後の食料及び飲料の確保は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、これらのうち、本節では、炊き出しによる食品の給与及び給水車等による給水について、必要な事項を定める。

## 第2 炊き出しによる食品の給与

### 1 実施機関

市	被災者等に対する主食等の給与及び炊き出しは市長が実施するものとする。
県	災害救助法が適用された時は、知事の委任を受けて又は知事の補佐をする者として市長が実施する。

## 2 災害救助法に定める炊き出しの基準

災害救助法における、被災者に対する炊き出しその他による食品の給与の基準は災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）に準ずる。

給与の対象者	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。
実施期間	実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。
市	市長は、緊急のため事前に知事に連絡できない時は、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

## 3 食材等の調達

災害救助用米穀の取扱	知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省農産局長（農産局貿易業務課）に要請し、政府所有米穀の売却により緊急引渡しを受ける。
上記以外の食材や資機材の取扱	上記以外の食材や資機材は、第14節に定める方法により調達する。

## 4 輸送

食材等の輸送方法等については、第14節に定めるところによる。

## 5 供給の方法

- (1) 協定事業所及び協定市町村等に対して、食料の種類及び数量を明示して要請を行い調達した食料を被災者等に対して供給する。
- (2) 食料の供給活動に際しては、避難所運営組織やボランティア等の協力を得て実施する。  
また、要配慮者に対して配慮する。

## 6 炊き出しの実施方法

- (1) 公的施設等を利用して避難所運営組織やボランティア等の協力を得て実施する。
- (2) 炊き出し施設、器材は、実施場所に備え付けのもの等を使用する。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。
- (3) 炊き出し用の副食物は、資料編に掲載されている関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応ずる。

# 第3 給水

## 1 実施機関

市	被災者に対する飲料水の供給は市長が実施する。
県	災害救助法が適用された時は、知事の委任を受けて又は知事の補佐をする者として市長が実施する。

## 2 実施事項

対 象 者	災害のため、現に飲料水を得ることのできない者
応急飲料水の確保	市長は、災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。 1 配水池等構築物の貯留水を利用 2 近隣市町の水道水を利用 3 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒し飲料水として利用 4 耐震性貯水槽の水を利用
応急飲料水の供給方法	市長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定緊急避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。 また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。
協力体制	市は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備点検に努めるとともに、指定業者との協定に基づき、災害時の緊急体制を整える。 また、市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。 これらでも対応が困難な場合には、知事は他道県に応援を要請するほか、市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
応急給水時の広報	市長は、被災地区住民に対し応急給水を行う時は、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。
応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給	市長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限水量の確保及び供給に努める。
災害救助法に基づく飲料水の供給	災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から7日以内とする。 そのために支出できる費用は、水の購入費並びに給水・浄水に必要な資機材の借上費、燃料費、消毒薬品費などである。
その他	医療機関、給食施設、社会福祉施設及び要配慮者利用施設等への給水を優先的に行うよう配慮する。 市は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとする時は、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。 また、災害時に被災者等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

## 第16節 優先給油計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終息 した日以降)
第1 優先給油の実施				
第2 市民等への周知				

### ◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

### ◇実施担当者

第1 優先給油の実施	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：
第2 市民等への周知	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：

## 第1 優先給油の実施

市は、市内ガソリンスタンド等との間で「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」を締結している。

市が災害応急対策を行うにあたり、緊急支援車両や避難所の暖房などに必要な燃料の不足が見込まれる場合には、市は、本協定に基づき、当該車両、施設等への優先給油を要請する。

また、県内において、燃料の在庫不足又は石油元売り会社から県内への燃料の供給不足が見込まれる場合、県は政府に対し、燃料の優先給油を要請する。県と石油連盟は、政府の要請を受けた石油元売り会社が県内重要施設に災害時であっても円滑に給油できるよう、平時から対象施設の位置や給油場所等の情報を共有するための覚書を締結している。

## 第2 市民等への周知

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、災害応急対策車両への優先給油に対する理解について市民等に周知する。

## 第17節 医療救護計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 災害時の医療提供 体制	1 救護所での医療活動			
	2 災害医療機関との連携			
	3 医薬品及び医療資器材 の確保			
	4 市の医療救護活動			
	5 県医師会に対する応援 要請			
	6 県保健医療福祉調整本 部の役割			
	7 地域保健医療福祉調整 本部の役割			
第3 関係機関との情報 収集・提供	1 情報収集・提供の体制			
	2 E M I S の活用			
	3 災害医療情報の提供			
第4 搬送等	1 搬送の確保			
	2 住宅医療機器使用患者 等への対応			
	3 広域医療搬送			

◇全体調整担当：市民福祉部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長 担 当：救護班、医療班 関係機関：
第2 災害時の医療提供体制	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長 担 当：救護班、医療班 関係機関：
第3 関係機関との情報収集・ 提供	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長 担 当：救護班、医療班 関係機関：
第4 搬送等	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長、消防長 担 当：救護班、医療班、警防班 関係機関：

## 第1 計画の方針

市、県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県医師会等、公的医療機関等は、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。

## 第2 災害時の医療提供体制

### 1 救護所での医療活動

市は、災害時における救護所を設置し、医療活動を実施する。救護所での医療活動は、由利本荘医師会との「災害時における応急医療救護活動に関する協定」に基づき派遣された医療救護班（医師及び看護師）が行う。

なお、これらの医療救護班は、傷病者の救護にあたるため、次の活動を重点的に行う。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 応急処置の実施
- (3) その他応急医療活動
- (4) 医薬品等医療資器材の提供
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告

### 2 災害医療機関との連携

市の医療で対処できない重症者及び中等症者は、災害協力医療機関、災害拠点病院、災害支援病院等に収容し、医療活動を行う。

### 3 医薬品及び医療資器材の確保

市は、薬品等の供給・調達については、必要に応じて県が備蓄している公的備蓄物資について支援を要請するほか、秋田県医薬品卸商協同組合等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資器材等が不足する場合は、県保健医療福祉調整本部を通じて秋田県医師会、秋田県医薬品卸商協同組合等に供給依頼して対応する。

### 4 市の医療救護活動

市は、災害医療救護計画に基づき、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努めるものとする。

- (1) 由利本荘医師会と情報連絡体制を確保する。
- (2) 県保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部との連絡体制を確保する。
- (3) あらかじめ定めた救護所の設置予定場所から選定し、救護所を設置する。設置予定場所は、資料編に示すとおりとする。
- (4) 災害規模に応じ、「災害拠点病院」又は「地域保健医療福祉調整本部」に対し、保健医療活動チームの派遣要請を行う。
- (5) 救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- (6) 救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- (7) 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給に努める。

### 5 県医師会に対する応援要請

市の被災が著しく、市の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合には、「災害医療救護活動に関する協定書」に基づき、県を通じて県医師会に対して派遣要請をし、医療救護活動体制を確保する。派遣された医療従事者の業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者のトリアージ
- (2) 傷病者等に対する医療及び助産
- (3) 医療機関への搬送の指示
- (4) その他医療救護活動に必要な事項

## 6 県保健医療福祉調整本部の役割

県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については県健康福祉部長を本部長とする秋田県保健医療福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。

県保健医療福祉調整本部の役割は以下のとおりとする。

- (1) 被災市町村、当該市町村の災害対策本部、(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(一社)秋田県薬剤師会、(公社)秋田県看護協会、日本赤十字社秋田県支部等（以下「県医師会等」という。）、医療機関、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を通じて災害医療に係る情報収集を行う。
- (2) 県災害対策本部から道路、建物等の被災状況、傷病者、避難者、避難場所等の情報を得る。
- (3) 災害派遣医療チーム（D M A T）・災害派遣精神医療チーム（D P A T）の所属病院長へ D M A T・D P A Tの待機要請、出動要請を行う。
- (4) 県医師会等の関係団体へ災害医療に係る活動の協力要請を行う。
- (5) 災害医療の実施に必要な支援について、県災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。
- (6) 災害の種類や規模に応じ、県災害対策本部を通じ国や他都道府県へ医療支援を要請する。
- (7) 収集した情報に基づき、保健医療活動チームの編成・派遣、傷病者の搬送・受入、避難所における健康管理等、災害医療に係る短期的、中期的、長期的な活動を立案し、災害拠点病院、災害協力医療機関、関係団体等を統率し実施する。
- (8) 必要に応じ、県民へ報道機関等を通じて災害医療に係る情報提供を行う。
- (9) D M A T活動と並行して、また、D M A T活動の終了以降も、他都道府県や各種団体等から派遣された保健医療活動チーム等を統率し、災害医療に係る活動を指揮する。また、災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、保健医療活動チーム等の交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。
- (10) 他都道府県で大規模災害が発生し、医療救護の支援要請があった場合は、災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、災害拠点病院、県医師会等の関係団体から保健医療活動チームを編成し、派遣する。
- (11) コーディネーター等は、大規模災害発生時等において、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネートチームとして災害医療に係る活動の立案や県本部長への助言、関係機関との調整を行う。

## 7 地域保健医療福祉調整本部の役割

県は、被災二次医療圏ごとに地域保健医療福祉調整本部を設置し、各市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。また、地域保健医療福祉調整本部の役割は以下のとおりとする。

- (1) 現地で情報収集、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「郡市医師会等」という。）との連携による医療救護体制の整備を行うなど、市町村の医療救護活動を支援する。
- (2) 県保健医療福祉調整本部、医療機関、E M I S等を通じて災害医療に係る情報収集を行うとともに、必要に応じて、直接医療機関に出向いて情報把握を行う。
- (3) 市町村災害対策本部から道路、建物等の被災状況、傷病者、避難者、避難場所等の情報を得る。

- (4) 県保健医療福祉調整本部へ災害医療に係る活動の支援要請を行う。
- (5) 郡市医師会等の関係団体へ災害医療に係る活動の協力要請を行う。
- (6) 災害医療の実施に必要な支援について消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。
- (7) 被災地の保健衛生の保持、感染症の予防対策、巡回診療体制等地域の保健医療の確保に努める。
- (8) 収集した情報に基づき、災害医療に係る短期的、中期的、長期的な活動を立案し、医療機関、関係団体等を統率し実施する。
- (9) 必要に応じ、県民へ報道機関等を通じて災害医療に係る情報提供を行う。
- (10) DMA T活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降も、県、他都道府県や各種団体から派遣される保健医療活動チーム等を統率し、災害医療に係る活動を指揮する。また、地域災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、保健医療活動チーム等の交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。
- (11) 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、大規模災害発生時等において、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネーターチームとして災害医療に係る活動の立案や県本部長への助言、関係機関との調整を行う。

### 第3 関係機関との情報収集・提供

#### 1 情報収集・提供の体制

市は、災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため、県保健医療福祉調整本部、地域保健医療福祉調整本部、医療機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）から次の事項について情報を収集し、関係機関等に対し速やかに情報を提供する。

- (1) 市の被害状況
- (2) 医療機関の施設、設備、人員の被害状況
- (3) 医療機関の稼働状況
- (4) 医薬品及び医療用資機材の需要状況

#### 2 E M I Sの活用

被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、E M I Sを活用し、関係機関等で次の情報を共有する。

- (1) 医療機関の状況（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- (2) 現在の受入患者数（重症患者数、中等症患者数）
- (3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- (4) 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

#### 3 災害医療情報の提供

市災害対策本部及び県保健医療福祉調整本部は、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。

### 第4 搬送等

#### 1 搬送の確保

- (1) 重症患者の搬送については、救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合等救急車だけでは搬送が困難となる場合は、県保健医療福祉調整本部からの指示

に基づき、災害協力医療機関等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保により搬送する。

- (2) 陸路搬送が困難な場合は、秋田県ドクターヘリ及び秋田県消防防災ヘリコプターのほか、県による自衛隊救難用ヘリコプターの派遣要請や近県で保有している救急医療用ヘリコプターの要請により空路搬送を行うこととする。さらには、巡視船等による海路搬送の確保を図りながら、災害拠点病院等に搬送する。

## 2 在宅医療機器使用患者等への対応

- (1) 市は、個別避難計画に基づき、県保健医療福祉調整本部と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。）への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図るものとする。
- (2) 市は、県保健医療福祉調整本部で把握した在宅医療機器使用患者等の受入が可能な医療機関の情報提供を受け、在宅医療機器患者等に医療情報を提供する。
- (3) 県保健医療福祉調整本部から透析施設に対する給水の優先供給の要請があった場合、市はこれに協力する。

## 3 広域医療搬送

- (1) 県保健医療福祉調整本部では、県内で治療、収容できない重症患者の搬送のため、広域医療搬送拠点となる秋田空港、大館能代空港の施設管理者と協議し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。
- (2) 市は、県保健医療福祉調整本部の指示に基づき、重症患者を航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）に搬送する。

## 第18節 災害ボランティア活動支援計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 災害発生時の体制				
第3 災害ボランティアの派 遣・受入	1 専門ボランティア			
	2 一般ボランティア			
	3 災害ボランティア の確保と調整			
	4 関係機関・団体等と の連携と情報共有			
第4 災害ボランティアの派 遣・受入にあたっての 基本事項				

### ◇全体調整担当：市民福祉部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：社会福祉協議会
第2 災害発生時の体制	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：社会福祉協議会
第3 災害ボランティアの派 遣・受入	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：社会福祉協議会
第4 災害ボランティアの派 遣・受入にあたっての基 本事項	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：社会福祉協議会

## 第1 計画の方針

大規模災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合には、災害ボランティアの派遣・受入について、市は、県及び社会福祉協議会等関係機関と連携し、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。

## 第2 災害発生時の体制

県は、県内で大規模な災害が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地に受入れられるよう、また、被災地におけるボランティア活動が円

滑に行われるよう、県域の災害ボランティア支援センターの設置について県社会福祉協議会を中心としたボランティア関係団体に要請する。

市が被災したときは、市社会福祉協議会と協力し、市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。(県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会等が設置する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。)

なお、支援業務を適切に進めるため、市及び市社会福祉協議会とNPO・ボランティア等が相互に緊密な連携をとれるように努める。

#### 市災害ボランティアセンター設置予定場所

地区	施設名	備考
象潟	象潟構造改善センター	
金浦	にかほ市労働者研修センターエニワン、金浦保健センター	
仁賀保	にかほ市社協仁賀保支所、福祉交流センタースマイル	

### 第3 災害ボランティアの派遣・受入

#### 1 専門ボランティア

県は、市等からの要請あるいは必要があると認める時は、被災地での救援活動にあたるため、あらかじめ所管団体より協力を得て登録している専門ボランティアを派遣する。

災害時における専門ボランティアの活動分野はおおむね次のとおりとする。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

#### 2 一般ボランティア

市及び県は、専門ボランティア以外に主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

#### 3 災害ボランティアの確保と調整

市及び県は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字

社秋田県支部、NPO等と連携し、必要な災害ボランティアの確保に加え、そのコーディネートや情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

#### 4 関係機関・団体等との連携と情報共有

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等と情報を共有する場を設置するなど連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

### 第4 災害ボランティアの派遣・受入にあたっての基本事項

ボランティアの受入窓口等は、災害ボランティアの受入・派遣にあたっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- 1 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- 2 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
- 3 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めるものとする。

## 第19節 公共施設等の応急対策計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 道路及び橋梁施設				
第3 上下水道施設	1 上水道施設			
	2 下水道施設			
第4 電力施設				
第5 鉄道施設				
第6 社会福祉施設				
第7 医療施設				
第8 電信電話施設				

### ◇全体調整担当：農林水産建設部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第2 道路及び橋梁施設	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第3 上下水道施設	責 任 者：上下水道課長 担 当：下水道班、給水班 関係機関：
第4 電力施設	責 任 者： 担 当： 関係機関：東北電力ネットワーク株式会社
第5 鉄道施設	責 任 者： 担 当： 関係機関：東日本旅客鉄道株式会社
第6 社会福祉施設	責 任 者：建設課長、福祉事務所福祉課長 担 当：建設班、要配慮者支援班 関係機関：福祉施設等
第7 医療施設	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長 担 当：救護班、医療班 関係機関：医師会、病院等
第8 電信電話施設	責 任 者： 担 当： 関係機関：東日本電信電話株式会社

## 第1 計画の方針

物流の要である道路、鉄道、河川、漁港等の公共土木施設、また電力、ガス、水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設、文教施設等は、市民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに市民生活に多大な影響を与える。

市、県及び関係機関は、想定災害から施設被害の軽減を図るため、これら施設の改修等を始め、施設の応急復旧対策に関する体制を整備するものとする。特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設や、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努めるものとする。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供につとめる。

## 第2 道路及び橋梁施設

施設被害の把握	市は他の道路管理者と連携して、災害発生とともに道路パトロールを強化するとともに、各関係機関を通じ、又は市民から直接情報を収集する。
広報活動	市は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、テレビ、ラジオ等の報道機関や防災行政無線、防災あんしんメール、SNSを通じて広報を行うほか、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により、通行者に周知徹底を図る。
応急復旧	1 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際復旧のため優先順位を明らかにする。     2 道路上への倒壊物及び落下物など、確実に倒壊すると判断されたもの及び通行の妨げとなる障害物を速やかに除去する。     3 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。     4 協定に基づき、市建設業協会への協力要請を行い、迅速に災害復旧体制を確立する。

## 第3 上下水道施設

### 1 上水道施設

施設被害の把握	市は、災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、市民から直接情報を収集する。
広報活動	市は、断・減水の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、防災行政無線、防災あんしんメール、SNS、広報車、テレビ、ラジオ等により、市民に対し周知徹底を図る。
応急復旧	1 取水、導水、浄水施設が被災し給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。     2 施設が被災した時は、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に、浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図る。     3 市は、応急給水、応急復旧作業等が自らの力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。     4 自衛隊の応援を必要とする場合、市長は知事に対し派遣要請を行う。

## 2 下水道施設

被害状況等の情報収集	1 処理場・ポンプ場の被害状況、停電状況等を確認する。 2 報道、他部局からの連絡、市民からの通報等による被害情報を収集する。
県、関連行政部局への連絡	県、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保する。
広報活動	下水道施設に被害が発生した場合、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、防災あんしんメール、SNS等により被害の状況及び復旧の見通しなどを広報する。
緊急点検、緊急調査	1 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施する。 2 重要な幹線等の目視調査を実施する。
汚水溢水の緊急措置	備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応できない場合には汚泥吸引車の手配及び措置を依頼する。
緊急輸送路における交通障害対策	関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する。
支援要請及び受援体制の整備	他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備する。
応急復旧	1 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。 2 ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 3 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

## 第4 電力施設

施設被害の把握	各施設の被害状況を迅速に収集し、応急復旧対策に対する必要な措置を分析・検討する。
広報活動	停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、防災行政無線、防災あんしんメール、SNS等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。
応急復旧	1 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。 2 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を確保するとともに、他店所に応援を要請する。 3 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。 4 復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

## 第5 鉄道施設

施設被害の把握	施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。
広報活動	1 災害が発生した時は、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。 2 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ適切に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行い得るよう必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。 3 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、防災行政無線、防災あんしんメール、SNS、広報車等により地域住民に周知する。

応急復旧	1 災害が発生した時は、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。また、必要に応じて、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、迅速な復旧に努める。   2 災害が発生した時は、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第6 社会福祉施設

避難誘導	災害発生時には、消防機関等の関係諸機関に通報するとともに、安全な入所者の避難誘導に全力をあげる。
停電時の措置	停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。
応急復旧	1 災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的災害活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。   2 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。   3 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

## 第7 医療施設

避難誘導	1 災害発生時には、市、警察、消防等防災関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。   2 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。
停電時の措置	停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期する。
応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

## 第8 電信電話施設

東日本電信電話株式会社		
基本方針	通信サービスの途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。	
応急復旧対策	1 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策がとれる体制を作る。   2 通信サービスの復旧順位	
	第1位	気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関
	第2位	ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関
	第3位	第1順位、第2順位に該当しない機関等
	3 通信の非常そ通措置   災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。   ① 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。   ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時	

	は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。   ③ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。   ④ 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため災害用伝言ダイヤルを運用する。   4 災害状況等に関する広報   災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を市民等へ周知する。   ① 災害復旧措置及び応急復旧状況等   ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由   ③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ   ④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段   ⑤ 市民に対し協力を要請する事項   ⑥ その他必要な事項
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第20節 危険物施設等応急対策計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 各施設の対策	1 危険物取扱施設			
	2 高圧ガス取扱施設			
	3 都市ガス取扱施設			
	4 LPガス取扱施設			
	5 毒物・劇物取扱施設			

### ◇全体調整担当：消防長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：
第2 各施設の対策	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：

## 第1 計画の方針

危険物施設等が被災した場合は、漏えい量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏えい物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏えい物質の性質及び取扱に関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図るものとする。

## 第2 各施設の対策

### 1 危険物取扱施設

施設被害の把握	施設管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。
広報活動	施設管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。
応急復旧	1 施設管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。 ① 自衛消防隊員の出動を命ずる。 ② 施設内のすべての火気を停止する。 ③ 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。 ④ 出荷の中止と搬出を準備する。 ⑤ 流出防止のため応急措置及び防油堤の補強等を実施する。 ⑥ 引火、爆発のおそれがある時は、関係消防機関へ速やかに通報する。

	⑦ 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。   2 知事又は市長は、災害が拡大するおそれがあると認められる時は、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を講ずる。   3 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。   4 海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。   ① 危険物積載船及び付近航泊船舶等については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止をする。   ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。   ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 高圧ガス取扱施設

施設被害の把握	施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。
応急復旧	1 施設管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大、又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する。   2 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められる時は製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その他高圧ガスを取扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。   ① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。   ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。   ③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

## 3 都市ガス取扱施設

施設被害の把握	施設管理者は、災害発生後速やかに情報を収集し、迅速・適切な応急対策を実施する。
広報活動	施設管理者は、ガスの供給を停止し又は再開する場合は、広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関、市、警察、消防機関を通じて需要家に周知徹底を図る。
応急復旧	施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。   ① ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全の対策を講じながら、早期復旧に努める。   ② 一般住民の安全を確保するため、必要により立入禁止及び避難について、関係機関に協力を要請する。   ③ 保安上必要ある時は、ガスの供給を停止する。   ④ 停電となった場合は、保安電力施設等を使用する。   ⑤ 復旧に長時間が予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

## 4 LPガス取扱施設

施設被害の把握	施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

応急復旧	1 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。   ① 施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。   ② 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となった時は、直ちに安全な場所に移動する。   ③ 必要により施設周辺の市民に対して避難を警告する。   ④ 災害が拡大又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県L P ガス協会等に対して応援を要請する。   2 県は必要によりL P ガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。   ① 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。   ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。   ③ L P ガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5 毒物・劇物取扱施設

施設被害の把握	施設管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。
広報活動	施設管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。
応急復旧	1 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。   ① 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。   ② 毒物・劇物が、流れ、飛散、漏出、又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。   2 保健所、警察署、消防機関及び市は、相互に連携のうえ、次の措置を実施する。   ① 市民に対し、毒物・劇物の流出等の状況を速やかに周知させる。   ② 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。   ③ 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染されるおそれがある場合、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

## 第21節 危険物等運搬車両事故対策計画

### ◇項目と活動時期

項 目	初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針			
第2 漏えい物質の防除措置			
第3 実施要領			

### ◇全体調整担当：消防長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：消防署長、建設課長 担 当：警防班、建設班 関係機関：
第2 漏えい物質の防除措置	責 任 者：消防署長、建設課長 担 当：警防班、建設班 関係機関：
第3 実施要領	責 任 者：消防署長、建設課長 担 当：警防班、建設班 関係機関：

## 第1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液などの危険物が漏えいし爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市長は、市防災行政無線等を介し、市民に漏えい事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずるものとする。

また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

## 第2 漏えい物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

運転者	1 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。 2 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。 3 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。
運送会社	直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
荷送危険物事業所	1 被害を最小限にとどめるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。

	2 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。 3 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。
由利本荘警察署	1 交通規制を実施する。 2 現場、周辺の被害状況の把握に努める。 3 市民の避難、誘導を実施する。
市 (市道)	1 事故の状況把握に努める。 2 道路の応急復旧、交通確保を実施する。 3 道路情報の提供を行う。
市消防本部	1 漏えい危険物の応急措置を実施する。 2 火災の消火活動を実施する。 3 負傷者の救出、救護を実施する。 4 市民の避難、誘導を実施する。

### 第3 実施要領

危険物の特定	運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。
事故の通報	1 高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。   2 漏えい危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市に通報する。
広報活動	道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。   なお、市民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。
応急復旧	1 タンクや容器から危険物等が漏えいしている時は、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。   2 漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。   また、毒物、劇物の場合は、第20節第2「各施設の対策」の5「毒物・劇物取扱施設」の応急復旧に準じ、これを実施する。   3 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。
交通規制	関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

## 第22節 防疫、保健衛生計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 防疫	1 実施機関			
	2 実施方法			
	3 市民による活動			
第3 食品の衛生監視	1 実施機関			
	2 実施方法			
第4 被災者の保健衛生	1 被災者の健康管理			
	2 指定避難所の生活 環境等			
第5 防疫用薬品、資器材等 の調達				

### ◇全体調整担当：市民福祉部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第2 防疫	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第3 食品の衛生監視	責 任 者：生活環境課長、健康推進課長、小出診療所長 担 当：清掃班、救護班、医療班 関係機関：
第4 被災者の保健衛生	責 任 者：生活環境課長、健康推進課長、小出診療所長 担 当：清掃班、救護班、医療班 関係機関：
第5 防疫用薬品、資器材等 の調達	責 任 者：生活環境課長、健康推進課長、小出診療所長 担 当：清掃班、救護班、医療班 関係機関：

## 第1 計画の方針

風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、市及び県は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を県の指導、指示に基づいて実施する。

## 第2 防疫

### 1 実施機関

市は、災害時の防疫活動について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、知事の指示により実施する。

### 2 実施方法

#### （1）情報の収集

ア 被災地の状況把握

イ 資器材、薬剤等の確保及び施設の整備

#### （2）防疫活動に必要な資器材の確保

ア 機械

市が所有している消毒用噴霧器を利用して、防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借り入れて行う。

イ 薬剤

市で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県に斡旋を要請するとともに、業者から購入する。

#### （3）感染症患者等の発生家屋内、トイレ、給食施設等の清掃

#### （4）薬品及び資器材による消毒

#### （5）ねずみ族、昆虫等の駆除

#### （6）臨時の予防接種

#### （7）検疫調査班（医師1名、保健師2～3名で1班編成）による防疫調査の実施

#### （8）感染症患者の発生時の処理

ア 感染症予防医療法に基づき、処理するものとする。

イ 集団発生の場合、本荘由利健康福祉センター等関係機関の協力を得て、感染症指定医療機関等に収容する。

#### （9）飲料水の消毒及び衛生指導

#### （10）避難所における、市民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康診断

### 3 市民による活動

（1）住宅内の汚染物の清掃、消毒等は努めて処理する。

（2）避難場所等において、良好な衛生状態を保つよう注意する。

## 第3 食品の衛生監視

### 1 実施機関

県は、災害地の食品等の安全確保を図るため、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し、当該地域に派遣することとなっているが、市は由利本荘保健所長の指揮に従って、これに協力する。

### 2 実施方法

#### （1）被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所において、食品の衛生的取扱、加熱処理、食用不適な食品の廃棄及び器具、容器等の消毒については、必要に応じて指導する。

#### （2）食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水について、次の改善指導を行う。

- ア 浸水期間中の営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ウ 使用水の衛生管理
- エ 汚水により汚染された食品の廃棄
- オ 停電等により腐敗、変質した食品の廃棄

(3) 市民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

- ア 手洗いの励行
- イ 食器類の消毒使用
- ウ 食品の衛生保持
- エ 台所、冷蔵庫の清掃

#### 第4 被災者の保健衛生

市及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、感染症の予防にも留意しながら、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

##### 1 被災者の健康管理

市及び県は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- (1) 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- (2) 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- (3) 精神科医・保健師等による心のケア

##### 2 指定避難所の生活環境等

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

#### 第5 防疫用薬品、資器材等の調達

市は、市内業者等より貿易用薬品、資機材を調達するものとし、市のみでは調達が困難な場合において、県に対し、薬品・資機材等の調達斡旋を要請する。

## 第23節 動物管理計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 災害発生時における災 害応急対策	1 市の役割			
	2 県の役割			

### ◇全体調整担当：市民福祉部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第2 災害発生時における災 害応急対策	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：

## 第1 計画の方針

本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、ともに災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。

## 第2 災害発生時における災害応急対策

### 1 市の役割

- (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入
- (3) 市民等へのペットとの同行退避や動物救護、飼養支援に関する情報の提供

### 2 県の役割

- (1) ペットとの同行避難や動物救護に係る市への指導・助言
- (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入に関する市への要請や飼養・管理の支援
- (3) 指定避難所や仮設住宅での避難動物や放浪動物に関する臨時相談窓口の設置
- (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容や返還、譲渡活動
- (5) ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理や譲渡
- (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請
- (7) 救護物資の調達や輸送手段の調整
- (8) 関係部局、国、他自治体、地方獣医師会、ペット災害支援協議会等との調整、これらの団体等への支援要請
- (9) 動物病院獣医師への派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理

第2編 一般災害対策  
第2章 災害応急対策計画

- (10) 動物由来感染症の防疫と予防
- (11) 特定動物飼養施設の破損や逸走状況等に関する情報の収集、警察、消防、市等との調整、逸走時の対応等

## 第24節 廃棄物処理計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 災害発生時における災 害応急対策				
第3 生活ごみ等の処理	1 市による生活ごみ 等の収集・処理			
	2 市民による対応			
第4 し尿等の処理	1 市によるし尿の収 集・処理			
	2 市民による対応			
第5 がれき等の処理				
第6 死亡獣畜の処理				
第7 災害復旧・復興対策				

### ◇全体調整担当：市民福祉部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第2 災害発生時における災 害応急対策	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第3 生活ごみ等の処理	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第4 し尿等の処理	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第5 がれき等の処理	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第6 死亡獣畜の処理	責 任 者：生活環境課長、農林水産課長 担 当：清掃班、農林水産班 関係機関：県家畜保健衛生所
第7 災害復旧・復興対策	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：

## 第1 計画の方針

災害地域における生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等により発生したし尿や浄化槽汚泥及び仮設トイレからの汲み取りし尿（し尿等）、建物の損壊・撤去等に伴って発生した廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物（がれき等）などのほか、流木・倒木あるいは火山灰の収集・分別・処理を迅速かつ適切に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

## 第2 災害発生時における災害応急対策

- 1 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- 2 市の災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 3 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- 4 災害廃棄物が大量に発生し、処理が長期にわたると見込まれた場合には、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- 5 県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

## 第3 生活ごみ等の処理

### 1 市による生活ごみ等の収集・処理

- (1) 市は、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理する。
- (2) 市は、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始する。
- (3) 市は次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
  - ア 生活ごみ等の発生見込み
  - イ 生活環境保全上支障のない場所への生活ごみ等の一時的な保管場所の確保
  - ウ 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

### 2 市民による対応

市民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

- (1) 指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに市民が搬出するごみの仮置場を設定し、市民に周知する。
- (3) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

## 第4 し尿等の処理

### 1 市によるし尿の収集・処理

- (1) 市は、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置にあたっては、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮を行う。
- (2) 市は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
  - ア 避難所数と避難人員
  - イ 仮設トイレの必要数の確保
  - ウ 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
  - エ 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- (3) 市は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
  - ア 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
  - イ 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
  - ウ 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- (4) し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋立処分を行う。

### 2 市民による対応

- (1) 下水道施設が被災したときは、市の指示に従って、水洗トイレは使用しない。この場合、し尿は市民がそれぞれ素掘り又は仮設トイレ等により、処理するよう努める。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

## 第5 がれき等の処理

- 1 市は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 市は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。
- 3 市は、計画に基づき、生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。
- 4 アスベストや津波堆積物に含まれる重金属類など有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。
- 5 市は、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

## 第6 死亡獣畜の処理

- 1 市は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 市は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- 3 県は、家畜の所有者又は市が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 4 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく措置を実施する。

## 第7 災害復旧・復興対策

- 1 市は、一般廃棄物処理施設の復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- 2 市は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- 3 市は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議するなどして、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

## 第25節 遺体処理・埋火葬計画

### ◇項目と活動時期

項 目	初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針			
第2 遺体発見時の措置、搬 送等			
第3 遺体の収容・安置			
第4 遺体の検視・検案、身元 確認			
第5 身元不明者の取扱			
第6 遺体の引渡し			
第7 遺体の埋火葬			
第8 県による多数遺体処理 対策部の役割			

### ◇全体調整担当：市民福祉部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第2 遺体発見時の措置、搬 送等	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県警察本部
第3 遺体の収容・安置	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県警察本部
第4 遺体の検視・検案、身元 確認	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県警察本部
第5 身元不明者の取扱	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県警察本部
第6 遺体の引渡し	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県警察本部
第7 遺体の埋火葬	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県

第8 県による多数遺体処理 対策部の役割	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：県
----------------------------	-----------------------------------

## 第1 計画の方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により死者が多数発生した場合において、その遺体の処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑に行う。

## 第2 遺体発見時の措置、搬送等

- 1 市及び消防本部は、自衛隊等関係機関と連携して行方不明者の搜索活動を行う。
- 2 遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
- 3 県警察本部、秋田海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- 4 遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
- 5 遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

## 第3 遺体の収容・安置

- 1 市は、あらかじめ定めた遺体一時収容予定地から、災害の状況により遺体安置所を選定する。
- 2 遺体安置所の選定について、次の事項に留意のうえ、施設の管理者の合意を得て、確保する。
  - (1) 避難所、医療救護所とは別の場所
  - (2) 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
  - (3) 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
  - (4) 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- 3 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。
- 4 棺やドライアイス等を地元の葬祭関係事業者等から確保するとともに、不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
- 5 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。
- 6 県及び県警察本部等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、市民等への周知を図る。

◎遺体一時収容予定地・・・・・・資料編参照

## 第4 遺体の検視・検案、身元確認

- 1 多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- 2 県、県警察本部、県医師会及び県歯科医師会等と連携して、検視・検案の実施を支援する。
- 3 遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県に要請する。

- 4 必要に応じて、県保健医療福祉調整本部に死体検案のための検案医師班の派遣を要請する。

## 第5 身元不明者の取扱

- 1 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱について協議を行う。
- 2 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があった時は、遺体処理台帳等に整理のうえ、引き渡す。
- 3 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取扱う。
- 4 県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

## 第6 遺体の引渡し

- 1 遺体を遺族に引き渡す場合は、県警察本部等と協力して行う。
- 2 身元が判明した遺体を遺族に引き渡す場合は、着衣、所持金品等の品目や数量等を確実に確認する。
- 3 身元不明遺体、引取人のいない遺体は、着衣、所持金品等とともに、市に引き渡しが行われる。

## 第7 遺体の埋火葬

- 1 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。
- 2 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合は、市長が埋火葬を行う。
- 3 遺体数が火葬能力を上回ることなど、自ら火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

## 第8 県による多数遺体処理対策部の役割

多数遺体処理については、県災害対策本部長の指揮のもと、関係機関で構成する、秋田県多数遺体処理対策部（部長：秋田県危機管理監）を設置し、遺体の収容、検視・検案、遺族への引き渡しなどに係る活動の調整を行う。

## 第26節 文教対策計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 事前対策				
第3 応急措置				
第4 応急教育の実施	1 文教施設の確保			
	2 教員の確保			
	3 被災幼児・児童生徒 等の保護			
	4 学校が地域の避難 場所となった場合等 の留意事項			
	5 学校飼育動物の保 護			
第5 学用品の調達・支給等	1 調達方法			
	2 支給の対象者			
	3 支給の方法等			
第6 文化財の保護				
第7 被災古文書等（古文書 等の歴史資料）の保全				

### ◇全体調整担当：教育次長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長 担 当：教育総務班、学校教育班、生涯学習班 関係機関：
第2 事前対策	責 任 者：教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長 担 当：教育総務班、学校教育班、生涯学習班 関係機関：
第3 応急措置	責 任 者：教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長 担 当：学校教育班、生涯学習班 関係機関：
第4 応急教育の実施	責 任 者：学校教育課長 担 当：学校教育班 関係機関：
第5 学用品の調達・支給等	責 任 者：教育総務課長、学校教育課長 担 当：学校教育班 関係機関：

第6 文化財の保護	責 任 者：文化財保護課長 担 当：生涯学習班 関係機関：
第7 被災古文書等（古文書等 の歴史資料）の保全	責 任 者：文化財保護課長 担 当：生涯学習班 関係機関：

## 第1 計画の方針

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、市教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児・児童生徒等の安全と教育活動の確保を図る。

## 第2 事前対策

校長等施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。

- 1 幼児・児童生徒等の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- 2 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

## 第3 応急措置

校長等施設管理者は、次の応急措置を実施する。

- 1 適切な緊急連絡を指示する。
- 2 災害の規模、幼児・児童生徒等及び施設設置の被害状況を把握し、速やかに市教育委員会に報告する。
- 3 市教育委員会と連絡のうえ、必要により臨時休校等の措置をとる。
- 4 あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、災害状況に応じて適切に指導する。
- 5 避難所の開設・運営マニュアルに基づき、所管施設における避難所の開設・運営を行う。

## 第4 応急教育の実施

### 1 文教施設の確保

- （1）被災の程度により応急修理ができる場合は、速やかに修理し、また校舎の一部が使用不可能の場合は特別教室、屋内体育施設等を使用する。
- （2）校舎の全部又は大部分が使用不可能となった場合は、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。
- （3）教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図る。

### 2 教員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。

- （1）少数の場合は学校内で調整する。
- （2）学校内で調整できない場合は、市教育委員会等管内で調整する。
- （3）その他の場合は、災害地に近い管内からの調整による。

### 3 被災幼児・児童生徒等の保護

- (1) 被災地域の幼児・児童生徒等に対しては、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 災害によって危険となった場所については、その防止について指導し徹底を図る。
- (3) 県の指導に基づき応急給食を実施する。

### 4 学校が地域の避難場所となった場合等の留意事項

- (1) 施設・設備の安全を確認し、避難所運営組織に対し、その運用について必要な指示をする。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について市と必要な協議を行う。
- (4) 災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

### 5 学校飼育動物の保護

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。
- (3) 被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

## 第5 学用品の調達・支給等

災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき、市が実施する。ただし、災害救助法の適用以前あるいは適用されなかった場合は、同法の基準に準じて市が行う。

### 1 調達方法

- (1) 教科書  
教科書の支給は、速やかに県教育委員会と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給する。
- (2) 学用品  
在庫場所：にかほ市教育委員会

### 2 支給の対象者

- (1) 災害によって住家に被害を受けた児童生徒等であること。
- (2) 幼児、小学校児童及び中学校生徒に限る。
- (3) 学用品がなく、就学に支障を生じている場合

### 3 支給の方法等

- (1) 学用品は、原則として市が一括購入し、被災児童生徒等に対する配分は、教育委員会が実施する。
- (2) 支給品は教科書及び教材、文房具、通学用品とする。
- (3) 教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。
- (4) 給付期間は災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

## 第6 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者が直ちに消防署に通報するとともに、被

害の拡大防止に努める。

- 2 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定文化財にあつては文化財保護課・市教育委員会へ、県指定文化財にあつては文化財保護課・市教育委員会を經由して県教育委員会へ、国指定文化財にあつては文化財保護課・市教育委員会、県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。
- 3 関係機関は、被災文化財の被害の拡大防止を図るため、協力して応急措置を実施する。

## 第7 被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取扱等について周知を図る。

### 被災古文書等に対する注意事項

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと</li><li>2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。</li><li>3 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。<br/>48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍のうえ、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。<br/>(1) 無理な水洗いをしないこと。<br/>(2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。</li><li>4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。</li></ol> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第27節 住宅応急対策計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 公営住宅等の活用				
第3 民間賃貸住宅の借上				
第4 応急仮設住宅の建設・ 管理	1 実施機関			
	2 応急仮設住宅の建設			
	3 被災者の入居及び 管理			
第5 危険度判定	1 被災者への説明			
	2 活動要請			
	3 報告			
第6 り災証明書の交付				
第7 応急修理	1 実施機関			
	2 住宅の応急修理			
	3 応急修理の対象者			
第8 災害時の二次災害の拡大 防止対策				

### ◇全体調整担当：農林水産建設部長

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第2 公営住宅等の活用	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第3 民間賃貸住宅の借上	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第4 応急仮設住宅の建設・管理	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第5 危険度判定	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：

第6 り災証明書の交付	責任者：税務課長、市民課長、消防署長 担 当：調査班、情報班、警防班 関係機関：
第7 応急修理	責 任 者：建設課長 担 当：建設班 関係機関：
第8 災害時の二次災害の拡大防止対策	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：

## 第1 計画の方針

災害により住家が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備するとともに、住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

## 第2 公営住宅等の活用

市及び県は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入可能な公営住宅等の空き家の把握に努めるとともに、被災地域の地方公共団体等から受入要請があった場合には、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

## 第3 民間賃貸住宅の借上

県は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借上げるため、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、関係団体から得られた借上可能な民間賃貸住宅の情報を市に提供する。

入居対象者及び入居者の選定については、応急仮設住宅の場合に準ずることとする。

## 第4 応急仮設住宅の建設・管理

### 1 実施機関

災害救助法を適用した時は県（知事）が行い、必要に応じ、県（知事）が市（長）に委任する。災害救助法が適用されなかった場合は、これに準じて市が行う。

### 2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、また地域のコミュニティに配慮したものとする。

#### （1）建設地

市は、あらかじめ定めた応急仮設住宅設置予定場所一覧から、応急仮設住宅の建設場所を選定する。

◎応急仮設住宅設置予定場所一覧・・・・・・資料編参照

(2) 建設戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

(3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

1戸あたりの床面積、費用は、災害救助法に定めた基準によるがこれらは全体平均であり、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

(5) 建設の時期

災害発生の日から20日以内に着工する。

(6) 建設工事

県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はその斡旋する住宅建設業者に建設を依頼する。

### 3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の選定

市においては、被災者の資力、その生活条件を十分調査して、その資料に基づき県と協議して選定する。また、県から委任された場合は市が選定を行う。

(3) 管理

市が県から委任された場合は、市が行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

(4) 供与の期間

応急住宅完成の日又は借上の日から、原則として2年以内とする。

## 第5 危険度判定

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

### 1 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するも

のとし、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

## 2 活動要請

市は、必要に応じて、被災建築物の応急危険度判定の実施を県に要請する。県は、「被災建築物応急危険度判定技術者の被災後の判定活動に関する協定書」に基づき、関係団体に対し被災後の判定活動の協力要請を行うものとし、市は、応急危険度判定の実施において必要な協力を行う。

## 3 報告

関係団体は、会員の判定技術者に協力を要請し、とりまとめた判定活動結果を県に報告する。

# 第6 リ災証明書の交付

市は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次リ災証明書が交付できるよう、住家被害の調査やリ災証明書の現地調査と交付の事務を分業体制とするなど担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的なリ災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

なお、発災後、市は県が開催するリ災証明書に係る市町村担当者向けの説明会に参加し、速やかな住家被害の調査やリ災証明書の交付事務を実施するものとする。

# 第7 応急修理

## 1 実施機関

災害救助法を適用した場合は県（知事）が行い、県（知事）が市（長）に委任することとなる。災害救助法が適用されなかった場合は、これに準じて市が行う。

## 2 住宅の応急修理

災害により住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

### （1）修理の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して行う。

### （2）修理の戸数

戸数は、市からの要請により、県が決定する。

### （3）修理の費用

応急修理に要する費用は災害救助法に定めた額の範囲内とし、現物給付により行う。

### （4）修理の期間

災害発生してから3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）するものとする。

県は、応急修理にあたっては、必要に応じ協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

## 3 応急修理の対象者

災害により住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

## 第8 災害時の二次災害の拡大防止対策

市は、必要に応じて、災害時に事前に必要な手続きを踏まえたうえで、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

## 第28節 海上災害応急対策計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 実施機関				
第3 情報収集・伝達				
第4 情報通信手段の確保				
第5 気象等に関する警報等 の伝達				
第6 海難救助	1 秋田海上保安部			
	2 市、県等の関係機関			
第7 物資の無償貸付又は譲 与				
第8 警戒区域の設定				
第9 自発的支援の受入				
第10 物資の収用、保管等				
第11 広報				

### ◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：消防長、総務課長 担 当：警防班、総括班 関係機関：秋田海上保安部
第2 実施機関	責 任 者：消防長、総務課長 担 当：警防班、総括班 関係機関：秋田海上保安部
第3 情報収集・伝達	責 任 者：防災課長 担 当：警防班、危機管理班 関係機関：秋田海上保安部
第4 情報通信手段の確保	責 任 者：防災課長 担 当：警防班、危機管理班 関係機関：秋田海上保安部
第5 気象等に関する警報等 の伝達	責 任 者：消防長、防災課長 担 当：警防班、危機管理班 関係機関：秋田地方気象台

第6 海難救助	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田海上保安部
第7 物資の無償貸付又は譲与	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田海上保安部
第8 警戒区域の設定	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：秋田海上保安部
第9 自発的支援の受入	責 任 者：福祉事務所福祉課長 担 当：要配慮者支援班 関係機関：秋田海上保安部
第10 物資の収用、保管等	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：秋田海上保安部
第11 広報	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：秋田海上保安部

## 第1 計画の方針

秋田海上保安部は、被害規模等の情報収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立し、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

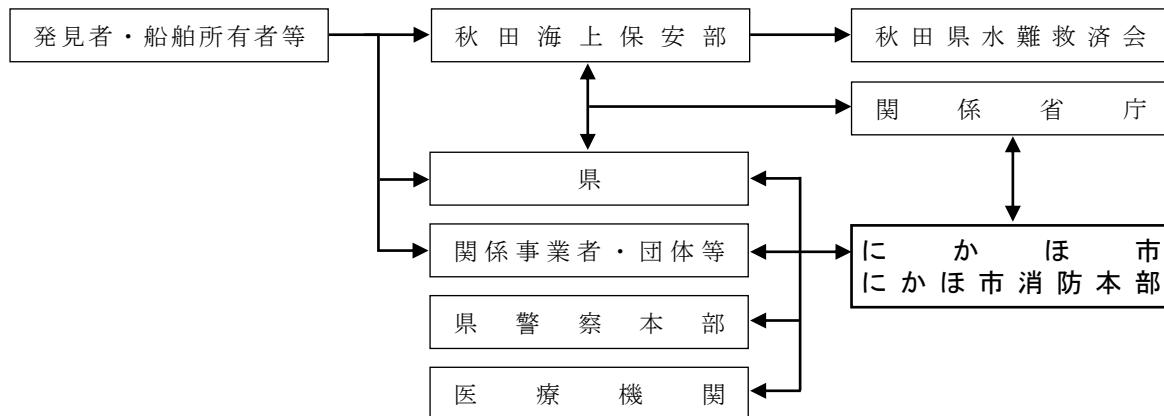
## 第2 実施機関

海上災害の応急対策の実施にあたっては、秋田海上保安部長が関係行政機関と緊密な連携を図る。

## 第3 情報収集・伝達

- 1 秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、県、市町村等関係機関と密接な情報交換を行う。
- 2 市は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達する。

### 海上災害の情報・伝達経路



## 第4 情報通信手段の確保

海上保安部は、関係機関との通信の確保のため、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

## 第5 気象等に関する警報等の伝達

- 1 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けた時は、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者に周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時は、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに必要に応じて水路通報により周知する。
- 3 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

## 第6 海難救助

### 1 秋田海上保安部

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
- (3) 危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発、ガス中毒等の発生防止を図るとともに、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

- (4) 救助・救急活動等にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、ガス中毒、大規模地震に伴う余震、津波等による二次災害の防止を図る。

## 2 市、県等の関係機関

にかほ市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある場合は、海上保安部、県、警察等関係機関と連携し、迅速かつ適切に搜索、救助、搬送等の救護活動など応急対策を実施する。

## 第7 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると認める時は、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。

## 第8 警戒区域の設定

海上保安部は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

## 第9 自発的支援の受入

海上保安部は、非常本部等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。なお、支援の受入に際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。

## 第10 物資の収用、保管等

海上保安部は、災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等について次により行う。

- 1 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第78条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。
- 2 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

## 第11 広報

海上保安部は、災害発生後、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、適時適切な広報の実施に努めるものとし、市はこれに協力する。

なお、広報の実施にあたっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮する。

- 1 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発令状況等
- 2 災害応急対策の実施状況及び今後の予定

## 第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

### ◇項目と活動時期

項	目	初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 海上排出油等防除措置	1 各機関の役割			
第3 河川流出油等防除措置				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：防災課長 担 当：危機管理班 関係機関：秋田海上保安部
第2 海上排出油等防除措置	責 任 者：消防長、農林水産課長 担 当：警防班、農林水産班 関係機関：秋田海上保安部
第3 河川流出油等防除措置	責 任 者：消防長 担 当：警防班 関係機関：県

## 第1 計画の方針

船舶、陸上施設等から海上又は河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。また、市は、海上保安部、東北地方整備局、県、漁港管理者、警察等関係機関と連携し、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

## 第2 海上排出油等防除措置

### 1 各機関の役割

秋田海上保安部	1 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。     2 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められる時は、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。     3 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められる時は、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	4 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。   5 危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発、ガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。   6 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。   7 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。   8 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請を上申する。
東北地方整備局	1 関係先への事故情報の伝達   2 直轄担当区域における状況調査、油等の防除   3 備蓄資機材の提供
秋田地方気象台	1 関係先への油防除に関する気象、水象についての予報の伝達
秋田県	1 関係先への事故情報の伝達   2 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整   3 自衛隊への災害派遣要請   4 ボランティア活動の受入及び支援活動   5 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収
にかほ市	1 関係機関への事故情報の伝達   2 関係機関に対し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難の指示等の措置に関する助言   3 油防除活動に関する関係機関との調整   4 協定等に基づく他の自治体への援助要請   5 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
消防機関	1 関係先への事故情報の伝達   2 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収   3 備蓄資機材の提供   4 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供   5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下、「海防法」という。）第 42 条の 9 に基づく消防機関の長の権限行使   6 救助・救急活動   7 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
警察	1 関係先への事故情報の伝達   2 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備   3 沿岸住民に対する避難等の措置   4 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
秋田県漁業協同組合	1 油を発見した場合の関係機関に対する情報提供   2 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動   3 漁業施設等に関する自衛措置   4 流出油防除活動に関する関係漁協との調整
事業所等	1 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供   2 管理する施設等に関する自衛措置   3 防除活動等の実施
秋田県沿岸排出油等防除協議会	秋田県沿岸排出油等防除協議会は、海防法第 43 条の 6 第 1 項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。   ◎総合調整本部 会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

### 第3 河川流出油等防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、河川から海上への流入を含め、関係機関と連携し、的確な防除措置の実施を図る。

### 第30節 航空機事故応急対策計画

#### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 応急対策の組織				
第3 情報の収集及び伝達	1 陸上で航空機事故 が発生した場合の情 報収集及び連絡系統			
	2 海上で航空機事故 が発生した場合の情 報収集及び連絡系統			
第4 広報				
第5 救援救護及び遺体の収 容				
第6 消防活動				
第7 警戒区域の設定及び交 通規制				
第8 経費の負担				

#### ◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

#### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責任者：消防署長、防災課長 担 当：警防班、危機管理班 関係機関：
第2 応急対策の組織	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
第3 情報の収集及び伝達	秋田海上保安部
第4 広報	責 任 者：総合政策課長、連携推進課長 担 当：情報対策班 関係機関：
第5 救援救護及び遺体の収 容	責任者：健康推進課長、小出診療所長、生活環境課長 担 当：救護班、医療班、清掃班 関係機関：県警察本部
第6 消防活動	責任者：消防署長 担 当：警防班 関係機関：
第7 警戒区域の設定及び交 通規制	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：県警察本部

第8 経費の負担	責任者：総務部長（危機管理監） 担 当：総括班 関係機関：
----------	-------------------------------------

## 第1 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

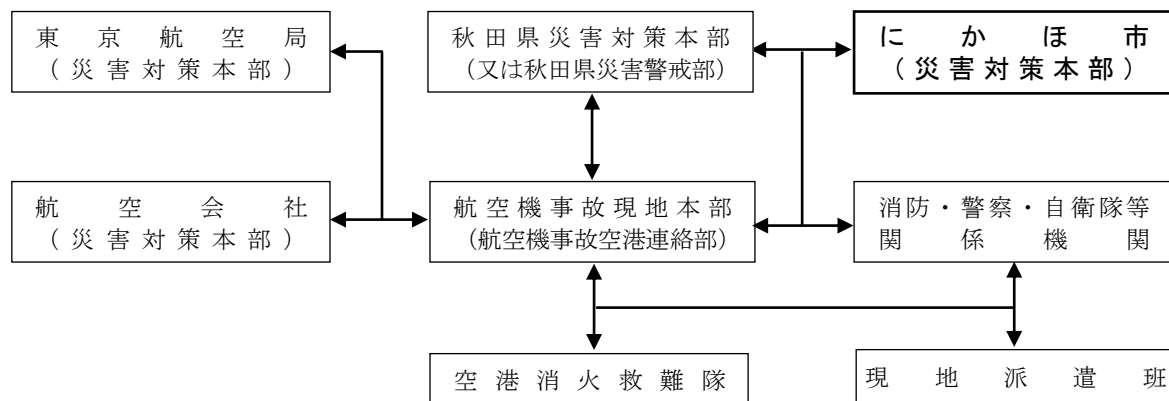
## 第2 応急対策の組織

市長は、市内で大規模な航空機事故が発生した場合は、直ちに「災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。また、航空機が消息不明となり、大規模な航空機事故のおそれがある場合は、情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

市災害対策本部の主要業務の範囲は、次による。

- 1 救難、救護及び応急対策等の指示
- 2 消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関との連絡調整
- 3 情報収集・資料の作成
- 4 広報
- 5 関係機関との連絡調整

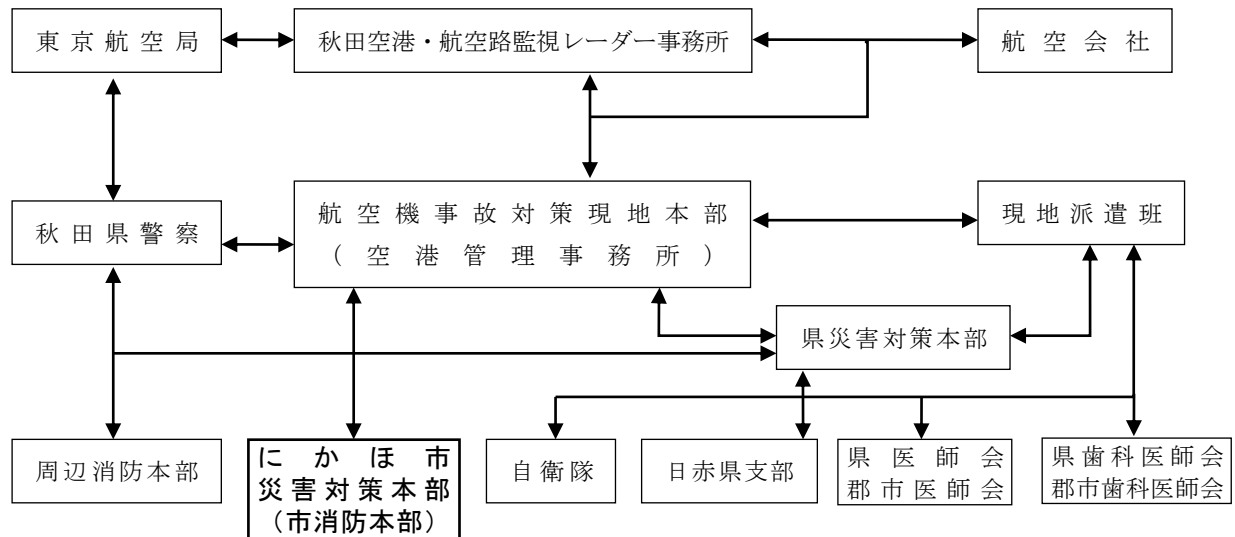
応急体制組織構成図



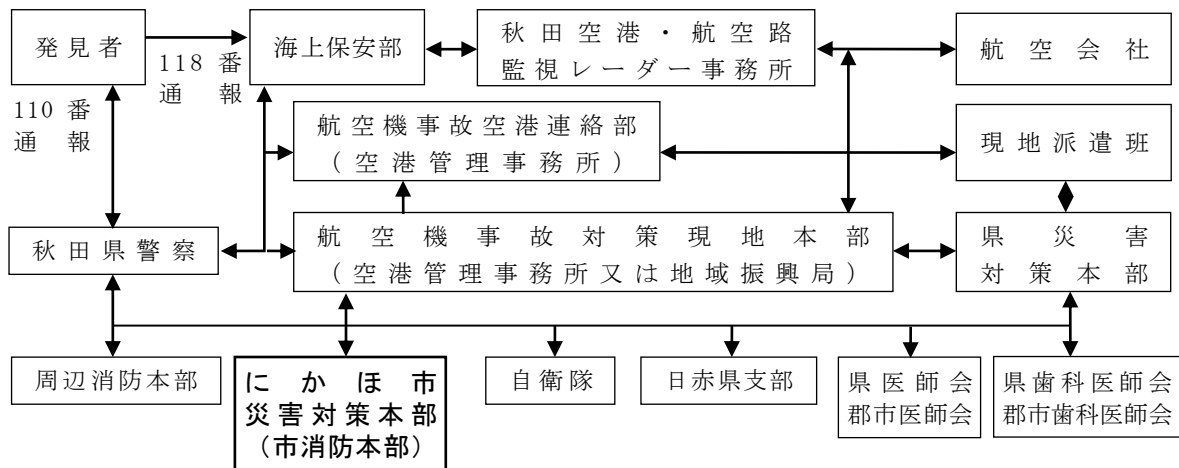
### 第3 情報の収集及び伝達

事故情報の連絡を受けた場合は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。また、必要があると認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

#### 1 陸上で航空機事故が発生した場合の情報収集及び連絡系統



#### 2 海上で航空機事故が発生した場合の情報収集及び連絡系統



### 第4 広報

航空機事故が発生した場合、市災害対策本部は、人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ又は広報車、掲示板、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- 1 事故状況と協力依頼
- 2 応急対策の概要及び復旧の見通し
- 3 避難の指示及び避難先の指示
- 4 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- 5 その他必要事項

## 第5 救援救護及び遺体の収容

- 1 実施機関は次のとおりとする。  
市は、空港管理事務所、航空会社、県、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日本赤十字社、県医師会等）と協力し実施する。
- 2 航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
- 3 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- 4 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。
- 5 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- 6 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借上げた大型バス等により行う。
- 7 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体仮安置場所を設置し、遺体の処理後は速やかに市災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡すものとする。

## 第6 消防活動

- 1 実施機関は次のとおりとする。  
空港管理事務所、市災害対策本部、市消防本部、自衛隊
- 2 航空機事故により火災が発生した場合、市消防本部は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、市消防本部では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により他市町村、他の消防機関の応援を求めるとともに、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第7 警戒区域の設定及び交通規制

- 1 市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限した時は、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

## 第8 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

## 第31節 原子力施設災害対策計画

### ◇項目と活動時期

項	目	初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終息 した日以降)
第1 計画の方針				
第2 緊急時モニタリングの 実施等	1 緊急時モニタリ ング			
	2 食品、水道水等の摂 取制限等			
	3 情報の収集等			
	4 モニタリング結果 の公表等			
第3 食品中の放射性物質に 係る検査測定体制の整 備	1 測定体制			
	2 検査			
	3 情報提供			
第4 甲状腺被ばく線量モニ タリングの実施				
第5 放射線に関する健康相 談				

◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第2 緊急時モニタリングの 実施等	責 任 者：生活環境課長 担 当：清掃班 関係機関：
第3 食品中の放射性物質に 係る検査測定体制の整 備	責 任 者：農林水産課長 担 当：農林水産班 関係機関：
第4 甲状腺被ばく線量モニ タリングの実施	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長 担 当：救護班、医療班 関係機関：秋田県
第5 放射線に関する健康相 談	責 任 者：健康推進課長、小出診療所長 担 当：救護班、医療班 関係機関：秋田県

## 第1 計画の方針

市民の安全・安心な生活を確保するため、原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生

した場合に実施すべき対応について定める。

## 第2 緊急時モニタリングの実施等

### 1 緊急時モニタリング

県は、国等と連携し、緊急時モニタリングを実施する。

市は、国や県に対して必要な協力を行う。

### 2 食品、水道水等の摂取制限等

市は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を行う。

### 3 情報の収集等

市は、国や近隣県、原子力事業者等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

### 4 モニタリング結果の公表等

市は、緊急時モニタリングの結果について、速やかに市ホームページや防災あんしんメール等で市民に公表するとともに、関係機関に情報提供する。

## 第3 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

### 1 測定体制

市は、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性確保を図るため、国や生産者から依頼があった場合は、県及び関係機関に対して食品中の放射性物質の測定を依頼する。

### 2 検査

県及び関係機関は、国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める。

### 3 情報提供

市は、農林水産物等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備など情報提供体制を構築する。

## 第4 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

市は、由利本荘保健所長に対し、O I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した者に対象に、避難所等への到着後、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を依頼する。

## 第5 放射線に関する健康相談

市は、由利本荘保健所長に対し、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対する健康相談の実施や、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を依頼する。

## 第32節 災害救助法適用計画

### ◇項目と活動時期

項 目		初動期 (当日まで)	応急期 (当日～復旧 前まで)	復旧期 (応急活動が終 息した日以降)
第1 計画の方針				
第2 適用基準	1 災害が発生した場 合			
	2 災害が発生するお それがある場合			
第3 被害認定基準				
第4 適用手続				
第5 救助の種類と委任				
第6 従事命令等				
第7 救助実施状況記録及び 報告				
第8 災害救助基金の運用				
第9 救助の程度、方法、期 間、実費弁償基準				

### ◇全体調整担当：総務部長（危機管理監）

### ◇実施担当者

第1 計画の方針	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：
第2 適用基準	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：
第3 被害認定基準	責 任 者：税務課長 担 当：調査班 関係機関：
第4 適用手続	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：
第5 救助の種類と委任	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：
第6 従事命令等	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：

第7 救助実施状況記録及び 報告	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：
第8 災害救助基金の運用	責 任 者：財政課長 担 当：財政班 関係機関：
第9 救助の程度、方法、期間、 実費弁償基準	責 任 者：総務課長 担 当：総括班 関係機関：

## 第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急的な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図るため、速やかに災害救助法の適用を知事に申請し、市民の保護と社会の秩序の保全を図る。

## 第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する場合で、適用にあたっては市の区域を単位として行われる。

### 1 災害が発生した場合

- (1) 同一の災害により、住家が滅失した世帯の数が50（1号基準）以上であること。
- (2) 上記（1）には達しないが、被害地域が広範で、県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が1,000世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が25（2号基準）以上であること。

にかほ市	人口 (令和2年国勢調査)	住家の滅失世帯数	
		1号基準	2号基準
	23,435人	50以上	25以上

注) 住家が滅失した世帯数は、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯については2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯で1世帯とみなす。

- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が5,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の市民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

- (イ) 大地震の発生により、多数の市民が避難して継続的に救助を必要としている場合
- (ウ) 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合等
- イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合
- (ア) 交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- (イ) 火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合 等

## 2 災害が発生するおそれがある場合

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に秋田県が含まれ、市域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

## 第3 被害認定基準

住家の滅失等の認定については、資料編2-2「被害の認定基準」による。

◎被害の認定基準・・・・・・資料編参照

## 第4 適用手続

- 1 市長は、市における被害が本節第2「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みである時は、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある時は、併せて法の適用を要請するものとする。
- 2 知事は、市長からの報告又は災害救助法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めた時は、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））に情報提供をする。
- 3 知事は、災害救助法を適用した時は、速やかにその旨及び対象となる市町村を告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。
- 4 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

## 第5 救助の種類と委任

- 1 災害救助法による救助の種類は次のとおりである。
    - (1) 災害が発生した場合
      - ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
      - イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
      - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
      - エ 医療及び助産
      - オ 被災者の救出
      - カ 被災した住宅の応急修理
      - キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- ク 学用品の給与
  - ケ 埋葬
  - コ 死体の搜索及び処理
  - サ 災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (2) 災害が発生するおそれがある場合
- 避難所の供与
- 2 知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市長に委任することができる。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。
- また、市長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

## 第6 従事命令等

- 1 災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、知事は必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木技術者等に対する次の命令等の権限が付与されている。
- (1) 従事命令
- 救助を行うため特に必要があると認めた場合に、例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、大工、自動車運送業者等の医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。(災害救助法第7条第1項、令第4条)
- (2) 協力命令
- 救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(災害救助法第8条)
- (3) 管理、使用、保管命令及び収用
- 救助を行うために特に必要があると認めた時は、病院、診療所、旅館等の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の生産や販売等の特定業者に対してその取扱う物資の保管命令を発し、又は必要な物資を収用できる。(災害救助法第9条)
- 2 協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。

## 第7 救助実施状況記録及び報告

- 1 災害発生直後における当面の応急救助及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理し、県総務部総合防災課に報告する。
- 2 県総務部総合防災課は、これを取りまとめ、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）に報告する。

## 第8 災害救助基金の運用

災害救助法に基づく応急救助の費用に充てるため、県は災害救助法第22条の規定に基づき、災害救助基金を積み立てる。

災害救助基金は、預金として運用するほか、災害発生時に緊急に必要とする生活関連物資の事

前購入に充てている。

## 第9 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）により定めており、資料編のとおりである。

◎救助の程度、方法、期間、実費弁償基準・・・・・・・・資料編参照